

第四章 明治・大正期における村政・町政の発展

と政治的問題

第一節 七戸村成立と村政・町政の発展

今日における七戸町の基本形態が確立したのは、明治三二年（一八八九）四月の「町村制」施行に基づくものであった。それ以前にみられたためまぐるしい制度的変遷も、ようやくこれを以て終わりをつけた（第三章参照）。新しい七戸村がここに出発することになり、後述のように同年五月村議会選挙、さらに村長選出がされ、村政執行体制も確立する。初代村長は、すでにこれ以前にあって七戸村戸長に任ぜられていた高橋熙光が選出された。



高橋熙光
(七戸村初代村長・町長)

高橋氏は以後二六年間の長きにわたって村政、さらに明治三五年九月一日町制施行後は町長として、大正三年（一九一四）に病没するまで首長として七戸の振興と基礎の確立に尽力している。高橋氏の後を継いだのが野辺地俊夫であり、彼は昭和二年まで町長として活躍した。助役はこの間にあって明治三二年五月～三三年一月駒ヶ嶺正総、二五年一月～二七年一月盛

第四章 明治大正期における村政・町政の発展と政治的問題



野辺地 俊 夫
(七戸町二代町長)

し、任期は四年の名誉職であった。ただし明治二五年以降は報酬を受けることになる。ここで旧来の戸長と、明治二二年「町村制」による町村長とを幾つかの面で比較してみよう。

第六表 戸長・村長の比較

項 目	選 び 方	村吏職制 町村戸長公撰法・戸長配置例・戸長 委任事項	町 村 制
被選挙人として 資格 町村会議長 任期 報酬	公 選↓任 命 (明治十一年) (明治十六年) 府県知事の任命 二十五才~六十才の戸主の男子 議員の互選による 任期特に定めず 適当な報酬を受けた		明治六年 明治十一年
			明治二十二年 村会議員による多数決 府県知事の認可 公民中満三十才以上の選挙権を有するもの 町村長がつとめ、代理は助役 任期四年 名誉職(明治二十五年以降報酬を受けた)

田友次郎、明治二七年二月~三一年一月中野太見人、明治三一年二月~四年三月藤嶋諒、明治四二年五月~大正一〇年五月高田達也、大正一〇年五月からは金井鉦次郎となっている。収入役は駒ヶ嶺正総、福土宮治、町屋堅治、中島久之助、小原三三郎、太田富也の各氏がつとめてきた。

当時の村長は村議会が選出せる村政の執行者であり、村議会議長を兼職

権限と責務		
区内人民の統轄官吏	租税取立て・労役賦課	町村の統轄・町村の代表者
町村区域の匡正	備荒対策	行政事務の担任
学業（学区、学校建築、授業料）	訴訟・身代限財産取扱	村会議事の準備
表彰	消防	町村会の議決執行
徴兵取調	官有地の管理	町村の営造物管理
戸籍調整・監査	転宗・葬儀改式	歳入管理・収入支出命令
社寺管理・火葬場管理	諸鑑札・印紙売買	会計出納の監視
牛馬籍・畜類流行病・屠牛場		村有財産の管理
		村吏員、使丁の監督
		証書、公文書の保管
		税の賦課徴収
		その他県、国の委任事務

村（町）長は村（町）議会において選出されたが、七戸村において最初に村議会として選出された人々は一八人であり、工藤轍郎、上崎光一郎、盛田友次郎、小原平右エ門、高田則孝、西田嘉十郎、盛田広精、駒ヶ嶺正

総、成田文治、盛田庄兵衛、山本勇吉、町屋堅治、石田善兵衛、米沢与助、盛田喜平治、米田勇太郎、盛田左登見、中野太見人の各氏であった。

これら村会議員の選出、およびその権限等についても「町村制」にて規定されていたが、明治一二年「町村会規則」と比較して挙げておこう。

第七表 町村会規則と町村制における村会議の比較

項 目	明治十二年 町村会規則	明治二十二年 町村制
町村会議決 項目と権限	① 町村費による事業の起廃・伸縮 ② 町村経費予算賦課法 ③ 共有財産の管理 ④ 土地・家屋・金穀の借入 ⑤ 県税戸数割乗率試定	① 町村条例及び規則の制定・改正 ② 歳入出予算試定 ③ 予算外支出及予算超過の支出認定 ④ 決算報告の認定 ⑤ 法律勅令外の町村経費の賦課徴収法試定 ⑥ 基本財産の処分 ⑦ 町村有財産の管理方法試定 ⑧ 町村吏員の選挙（助役・収入役） ⑨ 町村吏員の身元保証金徴収 ⑩ 町村関係訴訟

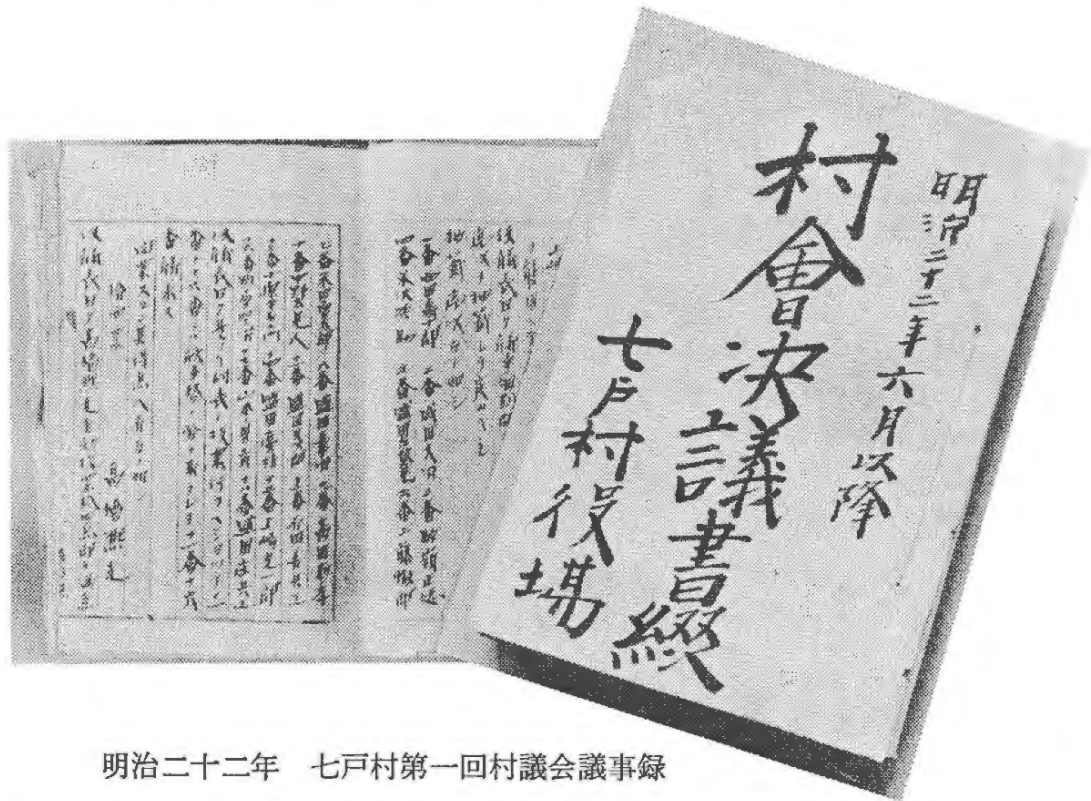
	町村会議員定数	町村会議員任期 その他	町村議会
	戸数標準 五十戸ノ千戸まで十二段階 (五十戸↓七人・千戸↓二十人)	四年 二年毎半数改選 再選可 欠員選挙その都度	種類(一)通常会、(二)臨時会 半数出席で成立 常運委員会(委員五名) 常務委員一名 衛生委員一名
①町村事務・会計の検閲・監査 ②意見書提出(県・国に対し) ③県・郡諮問に対する意見陳述	人口標準 一五〇〇人未満ノ二万人以上…五段階	六年(名誉職) 三年毎半数改選 再選可 欠員選挙半数改選のとき	同上 三分の二出席で成立 常設委員会(委員三名以上) 学務委員会(委員三名)

第四章 明治大正期における村政・町政の発展と政治的問題

選挙人	選挙人の非資格条件	被選挙人	選挙手続
満二十才以上の男子 土地所有者（本籍を住所とす）	○重症精神病患者 ○実刑一年以上の受刑者 ○禁治産者 ○官吏・教導職・県会議員	すべての選挙人 県会議員の兼任不可	十日前選挙会告示（戸長）
公民権所有者 年令二十五〜六十才 一級・二級に分けた 一級…選挙人全員の収める町税総額の半分以上の諸税納入者 二級…その他のもの	○公民権停止者 ○陸海軍現役軍人 ○父子兄弟は同時にはなれない ○町村長・助役と縁故あるもの ○県郡の官吏・有給町村吏員・小学校教員 ○検察官及び警察官吏	選挙権を持っているもの 郡会議員・県会議員の兼任可	七日前、場所・日時・各級別選挙議員数を公告（村長） 六十日前選挙原簿作製

	選挙投票 開票方法				
		○選挙人の住所氏名と被選挙人の住所氏名を用紙に書き戸長に直接提出 ○代人可	開票…選挙人の前で戸長がする 多数をとったもの当選	選挙人名簿作製 〃 七日間縦覧 〃 十日前修正	○被選挙人の住所氏名をかき封緘して選挙掛長（村長）に提出 （選挙人の氏名記入は不可） ○代人を認めず ○二級を先にし、一級は後 ○選挙掛長…町村長 〃 掛…二～四人 開票…選挙掛がする 結果の発表…掛長

村長及び村会議の明治一二年（一八七九）と明治二二年「町村制」の比較からして、ここに確立した地方自治制度は「地方団体の自生的発展をこえた、民権運動の要求した地方自治の形態よりも、はるかに完備された形式を備え」（大石嘉一郎「地方自治」岩波『日本歴史』）たものであったと評価される。地方自治の基底であり、最小単位である町村についても公法人の地位が明確化され、町村会は議決機関たる権限を規定され、また町村会



明治二十二年 七戸村第一回村議会議事録

で選出される町村長は、町村の固有の事務について町村会の議決の執行機関たる性格を規定されている（大石氏、前掲論文）。しかし反面において、地方自治は著しい制限を加えられ、町村は、その上級官庁たる郡長・府県知事、さらには内務大臣による行政的監督下におかれたし、また町村長は、「町村ト国トニ兩属スル」（『市制町村制理由』）ものとされた如く、特に国政事務に関しては、行政官僚の末端として指揮命令を受ける義務を負わされたのである（海野福寿等「明治国家と地方自治」『大系・日本国家史4』）。

その後明治四四年四月七日に市制、町村制が改正公布され、一〇月一日より実施され、これにより満二五歳以上の男子にしてその市町村に二年以上居住し、地租もしくは直接国税二円以上を納める者を公民と定め、公民は選挙権、被選挙権を有することとなった。しかし等級差はそのまま残っていた。大正一〇年（一九二一）には再度改正され、

ついで大正一五年、時の労働者、農民のデモクラシーを求める運動の高まりの中で普通選挙実施へと進んでいったのは周知のところであろう。

七戸村において第一回村議会は明治三二年（一八八九）五月一〇日午前一時に開会されている。一八人のうち一四人の出席を以て成立、開会されるが、本議会における議題は議事細則の決定、村長・助役の選挙にあつた。幸いに本議事録が保管されているので、ここに収録して参考に供しよう。

仮議長西田嘉十郎曰ク、玆ニ不肖カ議長席ヲ汚スハ年長ナルヲ以テ故也。各員宜シク諒セラレヨ。且曰ク、盛田喜平治、米田勇太郎、盛田左登見、中野太見人ノ四氏ヨリ欠席ノ書面ヲ出セリ、当席ニ於テ一応其事故ヲ按スルニ正当ノ事故ト見認ム。……又曰ク本会、当郡長ヨリノ達アリ。書記ヲシテ之ヲ朗読セシメン。則チ達第一四六号、第一四七号、第一七〇号。

仮議長曰ク、各員達意ヲ了セラレシナラン。旧戸長ヨリ発セラレタル会議細則仮定按ニ就キ審議アルベシ。番外旧戸長曰ク、……暫ク従前ノ議事細則ヲ襲用セラレ、……村長就職ノ上該規則等発按ノ日ヲ待タレテ満足ナル議定ヲ望ムカ故ニ外ナラズ。

書記ヲシテ議按ヲ朗読セシム。

当村会議事細則ハ当分従前ノ議則ヲ襲用スルモノトス。

上崎光一郎曰ク、従前ノモノヲ襲用シテ差支ナカラント。満場同意ヲ表ス。

仮議長曰ク、議事細則既ニ定マレリ、依テ議員ノ席次ヲ抽籤シテ定ムヘシ。

抽籤席次左ノ如シ。

(略)

仮議長曰ク、是ヨリ村長ノ投票行フヘシ。ヨッテ十一番ト一六番ニハ該事務ノ勞ヲ取ラレヨ。

開票スルニ其得点人名左ノ如シ

拾四点 高橋熙光

仮議長曰ク、高橋熙光有効投票拾四点即チ満点ヲ以テ当选セリ。引続キ助役選挙ノ投票アレ。

開票スルニ得票及其人名左ノ如シ

四点駒嶺正総 四点福士宮治 二点畠山義章 二点盛田友次郎 一点高田則孝

仮議長曰ク、過半数ノ得票者ナシ。ヨッテ最多数ノ者弐名ヲ挙ケテ再投票ヲ致ササルヲ得スト雖ドモ喫飯時鐘ナレバ一先退場アルヘシ。時ニ正午也

同月同日午後一時開会

出場議員 十三名 欠席議員 五名

仮議長曰ク、最多数ヲ得タル人名中福士宮治ハ年齢未タ三十歳ニ満タズシテ被選挙権ヲ有セサルモノナレバ該得票ハ無効ノモノト了知セラルヘシ次点ナル畠山義章ト盛田友次郎ト同数也。付テハ年長ヲ挙クルヤ將タ抽籤ノ法ニ拠ルヤ本制ニ明文ナキカ如シ。各員ノ意見ヲ承マハリタシ。

二番議員曰ク、今議長ノ陳告ニヨレバ福士氏ノ得票ハ無効デアルト。此議員中ニ於テ斯克ノ如ク遺憾ノ選挙

ヲ為スハ畢意選舉者カ不注意トハ申ナカラ、全ク被選資格アルモノト誤リシニ、外ナラサレバ更ニ再選舉ヲ為サン事ヲ希望ス。

六番曰ク二番ニ悉ク同感也。

仮議長曰ク、二番ノ提出セル説ニ六番賛成セリ。之ヲ採ルモ各員ニ於テ別ニ異存ナキヤ、異議ナキモノハ起立アレ。

不起立 一名 十一番

仮議長曰ク、十一番ノ外二番同意也再選アルヘシト命ス。

開票スルニ左ノ如シ。

九点駒ヶ嶺正総 二点畠山義章 一点山田改一 一点町屋堅治

仮議長曰ク、町屋堅治ハ年齢満三十歳ニナラサレバ無効ノ得点、而シテ十三点ノ内駒ヶ嶺正総ハ過半数ナレバ則チ当选セリ。是レニテ村長助役ノ選舉ヲ了セリ。当选者ヘノ告知ト長官ヘノ認可請求書面ハ当席ニ於テ夫々取運フヘシ。各員了承アルヘシ。

仮議長曰ク、是ヨリ議員実費弁償額等仮定按ニ就テ質議アルヘシ。

書記ヲシテ議按ヲ朗読セシム。

議員実費弁償額等仮定按

議員実費弁償書記給料及小使給料額等ハ追テ規則制定迄從來ノ支給額ニ依ルヘシ。

十五番曰ク別ニ質議スル廉アルナシ。本按ハ一次会ヨリ決定会迄併議スル事ヲ請求ス。且ツ原按ニ異議ナシ。
仮議長曰ク、十五番カ請求ノ如クスルモ不可ナルヘシ。其積リニテ審議アレ。
仮議長曰ク、別ニ異議ナキト認ム。十五番同意ノ方ハ起立アレ。

起立 惣員

仮議長曰ク、会議全ク了セリ。閉場ヲ告ク。時ニ午後一時三十分。

右記録ノ通相違無之候也。

明治二十二年五月十日

七戸村会仮議長西田嘉十郎

七戸村会議員 高田 則孝

同 盛田 広精

同 上崎光一郎

助役選挙は被選挙権のない者が二人も選挙されるなど、いささかズサンなところもないではなかったが、ともかくも五月一〇日村長、助役が決定したわけである。なお収入役は、明治二二年六月七日開催の第二回村議会で決定されるが、村議会では「……当時ニ於テ取扱フヘキ収入支出ハ敢テ巨多ナリト謂フヘキ村方ニモ無之ニ付……」として助役の兼任を求め、これが可決される。なお当時は収入役はその職務上からも保証金を提出させられている（これは戦後までつづく）。九月二一日に第三回村議会が開催されるが、本議会において議事細則が新たに決定される。この第三回村議会ではこの他に一四件の議案が提出されているが、これらの議案の多くが村政運営

上における細則であった。明治二二年の第六回議会において助役の兼任であった収入役を分離することになった。以後はこれが踏襲される。その他、明治二二年第四回議会で村税の徴収方法（地価割、営業割、戸別割）の決定をみている（『村議会議事録』七戸町所蔵）。

ちなみに、明治二四年、二五年の村予算をあげておこう（『雑書綴』工藤家文書）。

第八表 明治二四、五年における七戸予算

	入		才
	第一	二	
一 役場費	第一款 雑収入 二 旧公立七戸病院費ノ内 三 明治二十一年度小学校経費□□ 四 県費交付金 五 国庫交付金 六 村税 地価割 営業割 戸別割	明治二四年 一、二七九・二五〇 二〇〇・〇〇〇 五二・四八七 五六・七〇四 一六・八〇〇 二、八九九・二九八 二六五・三九〇 五三三・八六五 二、一〇〇・〇四三	明治二五年 一、一〇八・四〇〇 五三・五〇〇 一五・〇二〇 三、五八四・一九五 三三一・〇五六 六四五・六一一 二、六〇七・五二八
		九九七・五六〇	一、〇二六・一〇〇

第四章 明治大正期における村政・町政の発展と政治的問題

その後村長・助役・収入役の村三役と、村議会を以て村政が運営されてゆくが、その中にあって大きな問題となったのが、明治二四年における地価修正問題、明治二八年奥羽種馬牧場誘致問題、明治三十一年郡役所移転問題、明治三五年～六年地租減免問題などである。これらは勿論、単に村（町）政段階にとどまらず、広く国政・郡政との関わりを持つものであったり、あるいは政界・財界一体となった問題であったりするが、少なからず村議会を中心としても議論があり、村（町）当局にあっても何らかの対応を取っていたものと思われる（しかし残念ながら『村（町）議会議事録』は、明治二二年～二四年分と、あとは大正八年以降しか保管されておらず、詳細を知ることとは出来ない）。

出		才	
二	會議費	八一・八七〇	七六・三〇〇
三	土木費	七・〇〇〇	五・〇〇〇
四	教育費	一、二四一・二五〇	一、二六五・八五〇
五	衛生費	一、四四六・六八五	一、四六〇・六二五 (院長その他給料)
六	救助費	五・〇〇〇	五・〇〇〇
七	諸税負担	一五七・五八二	一九九・四四八
八	雜支出		五・〇〇〇
九	予備費	五六・九九五	八五・五三六

ているので、ここでは明治二四年地価修正問題と三五、六年の地租減免問題について若干ふれておこう。

明治二四年地価修正問題は、明治二三年に召集された第一回帝国議会において高知県選出の林有造が地価修正案を提出するという気配が出ることによって始まった。この修正案は、全国的に均衡を図るというもの、実際上は東北地方が著しく高く修正されるというものであった。かくして本県出身の代議士からの連絡を受ける中で、県内各地において一斉にこれに反対する運動がおこり、その代表は上京することになった。それは当時の本県政界人のほとんどを網羅するほどであり、上北郡からも五人、うち七戸村からは工藤轍郎、盛田喜平治の二人が上京している。この反対運動は東北地方各県を中心とする全国運動となり、非地価修正同盟会が組織されるなど、大いに盛り上がりを見せ、修正案そのものは三月・四月に衆議院で否決されるに至り、運動は効を奏して一応の決着をみたのである（『青森県議会史 明治編』）。

七戸村から参加した工藤・盛田両氏はともに村議会議員であり、七戸における有力者であることからして七戸村議会としても大いにこの運動には関心を以って臨んでいたと思われる。

なおこれとは別個に、明治二四年に村議会において山林制度改正請願を可決しているが、その内容は請願文が見当たらないので不明である。

明治三五年（一九〇二）は大凶作であったが、これに対して明治三六年に地租の減免を中央に陳情、ついにその目的を達している。この時は七戸町より工藤轍郎、盛田徳太郎、浜中末吉が派遣されて活躍している（小原第吉稿『七戸政界五十年』）。

なおこの他に大正末より昭和にかけての国立獣疫調査所七戸支所設置問題も大きな事件であった。大正一五年（一九二六）農林省が設置方針を以て研究中とのニュースが伝わるや否や、七戸産馬組合幹部を中心としてこれの誘置運動を開始する。農林省としては昭和に入り、本県内に設置の意向を以て実施調査を開始、東郡小湊村、上北郡三本木町と七戸町の三候補地があげられ、これを受けて七戸町当局は町議会において誘置に全力をあげることを確認、六人の委員を選出している。すなわち当時の町長藤島謨、七戸産馬組合副組合長中山勉、三代目小原平右エ門、浜中幾治郎、盛田徳太郎（県会議員）、小原第吉（町議会議員代表）の六人である。これら六人がどのように活動したか不明であるが、ついに七戸町設置が決定するに至った。しかし昭和初期の緊縮財政のありを受けて立地が仲々進展せず、ようやく昭和六年になり開所にこぎつけるが、この間にあり小原平右エ門は庁舎建設費一万五〇〇〇円を寄付、あるいは七戸町も町所有の七戸水電株式会社株を売却して資金をつくるなど、七戸町は官民あげて、特に先の六人の活躍は大きいものがあったと言われている（同前）。

この他にも大正二年（一九一三）凶作なども重大な政治的問題ともなったが、これについては第一〇章を参照されたい。

第二節 七戸村（町）政を動かした人物

明治維新となり四民平等が原則ではあったが、当初は依然として（旧）士族階層が政治的には大きな勢力を持

ちつづけた。旧城下町ではそれが特に顕著であり、七戸も例外ではなかった。廃藩置県、あるいはその後の一時期は特に江戸士族と呼ばれる上族、特に西田嘉十郎らが実権を握り、その後七戸給人（無禄士族）の実力が伸長してゆき、明治二年町村制施行頃は、工藤轍郎を中心として中島勝次郎・佐藤貞三（高橋熙光の弟）・野辺地俊夫・高田則孝・上崎光一郎・駒ヶ嶺正総（以上七戸給人）、西田寛治（嘉十郎長男）・植西居完（以上江戸士族）、そして野辺地より七戸に移住した商人、山田改一らが一大政治集団をつくっていた。この中では特に工藤・山田・西田氏等が初期には最も大きな影響力を行使しており、中嶋氏は一派を形成していたと言われる。

こうした、いわば旧士族層に対抗しつつ、しだいに実力を発揮してきたのが七戸七賢衆、あるいは七軒衆と呼ばれる資産家たちの一団であった。商人・地主などとして幕末よりしだいに実力をつけてきた彼らが政治的にも一大勢力を形成したのである。これらの人々は、時代、利害、感情により時として離合集散があり、必ずしも固定的な人物ではないものの、常に一貫してこの集団のリーダーが盛田喜平治であった。彼以外としては、浜中幾治郎、盛田庄兵衛、山本勇吉、米沢与助、川村作兵衛、小原平右エ門、石田善兵衛、山本松三郎らであった。川村作兵衛あたりまではほぼ固定していたようである。

こうした政治集団の他に、青年らも大いに政治的関心を持って活動をなし、浜中末吉、高田達也、盛田盛、小原第吉、中原秀太郎、太田五三郎、盛田直治、原田礼吉らは青年層のリーダー的存在であった。これら人物は明治末より大いに各方面にて活躍する人物であるが、特に彼らがその存在を世間に知らしめたのは郡役所移転事件における直接行動においてであろう（本章第五節参照）（鷹山雅春『七戸近世史』）。

なお七戸における政治集団は、様々な形で上北郡内、特に近隣の町村である天間林村、大深内村、現上北町などにも影響力を行使していた。明治前半においては特に旧士族層が、またそれ以後は地主・商人層のなす政治グループが特にそうであった。

なお先に示した明治二年の第一回村会議員を士族集団と七軒衆グループとに分ければ次のようになる。

士族集団

工藤轍郎 上崎光一郎 高田則孝 西田嘉十郎 駒ヶ嶺正総 盛田友次郎 盛田広精 成田

文治 町屋賢治 盛田左登見 中野太見人

七軒衆

浜中幾治郎 盛田喜平治 石田善兵衛 山本勇吉 盛田庄兵衛 米沢与助 小原平右エ門

七軒衆はほとんどが村議となり、士族集団も七戸給人勢力が工藤氏を中心に議席を占めている。そうした中で、その影響力においては当時は、士族集団が優勢というところであろう。

しかしながらこれら二つの政治集団の対立は、明治後半にもなると七軒衆グループが優勢になってくる。その直接の契機は明治三年の郡役所移転事件であったとされる（同上）が、その理由は必ずしも明らかでない。ともかくも士族もかつての威光を徐々に失っていたことは時代の流れであり、資産家が実力を発揮してきたのである。こうした中では工藤轍郎だけは巧みに状況を察して七軒衆グループとの同盟関係を結ぶに至ったという。工藤氏は荒屋平開墾事業の遂行のために資金を必要とし、七軒衆も士族グループが依然として握っていた周辺町村への影響力を無視出来ず、そのため士族集団のリーダーたる工藤氏との妥協を必要としたためだとされる。中島勝次郎一派のみはこれをよしとせず、反対行動を執ったがもはや効なく終わっている（同上）。

かくして、明治末よりは七軒衆、特に盛田喜平治を中心として七戸町政は動かされることになる。盛田氏等は自らが政治の表舞台に出ない時でもその代理人、代弁者が町政を動かしてゆくのであり、終始一貫、七戸町政、さらには七戸地方、上北郡、さらには県政へもその影響力を行使してゆくのであった。「七戸の政治は盛喜の台所で行われる」とは、正にこの事を指すことであつた。特に、明治・大正にかけては工藤轍郎、盛田喜平治の同盟の上に、実行者として高橋熙光が村（町）として活躍、この三人が「三脚となつて七戸の行政は執行された」（同上）のであつた。かかる政治体制は高橋氏が死去せる大正三年（一九一四）までつづくが、このことは七軒衆ら商人（七戸財閥と称してもよからう）や地主らの利益ある方向で政治が執行されたことを意味しており、これに対する反発もしだいに大きくなってきたとされる（同上）。

高橋熙光の死去により「三頭合力」（同上）が崩壊しはじめる。一つは野辺地俊夫らが反発したこと、二つには工藤不二夫ら青年が反発したことである。

野辺地俊夫は明治三六年に県議會議員に当選し一期四年を勤めていたが、四〇年の選挙にあたっては、盛田喜平治、工藤轍郎、高橋熙光の三頭政治の中で台頭してきた浜中末吉が野辺地氏を退りぞけて県議会選挙に立候補、当選したのである。ここに野辺地氏と七軒衆グループとの反目がしばらくはつづいた。

大正三年の町長選挙に際しては、明確に反七軒衆グループが少数とは言え結成された。当時町議であつた工藤不二男（工藤轍郎長男）は、同じく青年町會議員であつた西野慶治らと共に野辺地俊夫を七軒衆らの押す藤島藹（当時大深内村長）の対抗馬として推挙してきたのである。結果は、工藤轍郎が野辺地氏を強引に推し、盛田喜

平治、浜中末吉、小原平右エ門、西田寛治ら七軒衆グループの中心町議を説得することに成功し、野辺地町長が誕生している。野辺地町長の誕生は結局は七軒衆が工藤轍郎という七戸町の大御所の説得により妥協したための産物ではあるが、少なくともこの頃には七軒衆グループへの反発が時として明確な形をとるまでになっていた。野辺地氏は、七戸藩士野辺地弘志の長男であり、これ以後昭和二年まで町長をつとめる。

昭和期に入ると益々七軒衆の政治独占への反発は強くなっていったものと思われる。

七戸の政治もまた、時の流れを反映しつつ、その実権は上族層から地主・商人層へ、そして明治末から大正にあつては古い体制への批判が芽生えてきたというるだろう。

第三節 明治天皇の東北巡幸と七戸村

明治期の重大な政治的事件として明治天皇の幾度にもわたる全国各地への巡幸がある。その数は、即日還幸を加えれば実に九七件の多きに上るが、とりわけ明治五年の近畿・中国・九州巡幸（明治五年五月二三日～七月一二日）、明治九年の東北巡幸（明治九年六月二日～七月二一日）、明治一一年の北陸・東海道巡幸（明治一一年八月三〇日～十一月九日）、明治一三年の中央道巡幸（明治一三年六月一六日～七月二三日）、明治一四年の東北・北海道巡幸（明治一四年七月三〇日～一〇月一日）、明治一八年の中国巡幸（明治一八年七月二六日～八月一二日）などの六つの巡幸は、明治六大巡幸とされ、その持つ意義は極めて大きいものとされるとされる。それ

は明治二〇年代以前に六大巡幸は集中しており、それ以後においては即日還幸が圧倒的に多いことと、誠に対照的である。では明治二〇年以前に何故大巡幸が集中的に行われたのであろうか。それは成立して間もない明治維新政府の安定を図り、かつ同時にわかたに活発化していた自由民権運動への対処であったと一般には説明されている（色川大吉『日本の歴史・21―近代国家の出発―』中央公論社、田中彰『近代天皇制への道程』）。

ここでは、この六大巡幸の中から明治九年の東北巡幸と、一四年の東北・北海道巡幸についてとりあげ、七戸村での当時の模様を簡単にふれておくことにしよう。

なお、二度にわたる東北巡幸の意義について、田中氏は、「そこにあるものは東北や北海道（函館）で、『官軍』として戦死した者への追悼であり、それへの祭祀にはかならない。いわゆる『賊軍』に対しては一顧だに与えていないのである。天皇は、幕府を打倒した政治的勝者として巡幸していることがはっきりわかり、かつその勝利者がまた仁恵者として立ちあらわれる」とし、この巡幸を国家的なプロパガンダの典型ととらえている（田中前掲書）。

これも一つの見解であろう。

一 天皇巡幸と地方官吏、民衆の対応

明治九年（一八七六）の東北巡幸に先立つ四年前の明治五年四月、時の青森県参事杉山龍江は一建言書を呈している。

奏請北巡建言

誠惶誠恐頓首再拝伏して惟るに聖土夙に中興、大政復古の業を起し封建割拠の積弊を一洗して県治維新の基を開く。普天の下率土の浜始めて皇化一統の治を仰ぐを得たり実に欣躍の至に堪えず。特に東北地方旧染の弊習未だ除かず頑愚の人民未だ聖仁の厚きを知らず。而して朝廷或は未だ其の情を尽さずして、之を度外に付するが如し是臣危懼日夜思を措く能はずして一たび陳述せざるを得ざる者なり。

謹みて案ずるに皇化西より東に漸し方今中国の人民知識日に開け自主の権自ら足りて文明の治を裨補する者少からず陸羽頑固の民依然として旧習を襲ふ者と復同日に語る可らず。曩者聖上東京に遷らせ給ひ地形の勝槩に拠りて東西を控制し以て大に陸羽蝦地に臨む。臣竊に喜ぶ。光祿の化数年ならずして東北に浹洽す可しと。而して荏苒今日に至り、未だ其実際の効を見ず。夫如此して之を度外に付するが如きは實に聖業中止するのみならず、国家の安危実測るべからず。今夫富強を十年に期し海外萬国に卓立せんと欲せば、則東北を開くの業豈天下の大急務に非らずや是れ簿書堆中の吏員に委すべきものに非ず、必聖上と一二の大臣と風梳雨沐の勞を親らし給ひ以て大に陸羽の民を振作し蝦地を開拓して全国の力を充実ならしむ可し是臣日夜恋恋首を延べて奥陬に側立し鳳輦の北巡を翹望する所以なり（中略）

嗚呼在廷官員耳目の触るる處唯府下繁華の光景に慣ふ東北地方の事其の夢想の能く及ぶ所に非ず。今若新県制置、纔に其の形を見て国家の基礎既に定ると謂ひ県吏文辭の虚飾、媚を呈するを見て民心既に親付すと謂ひ満朝徒に制度文緯を事とし尋常条令を以て天下の事悉馭す可しと謂い漸く安逸を貧り憂勞を忘るゝ時は乃

ち県治維新の盛業は適々以て民を亂り国を誤るの階梯に属する耳豈慨歎の至ならずや（中略）

臣以為東北地方の事一箇の大学校と見做し諸県吏員は皆な其の教師となり聖上親臨之を督責し以て大に人心を聳動し頑を振ひ惰を起し専ら其の知識を開き能く国體時勢を知らしめ真に朝廷の為富強の本を務むるの念を起さしむ可し。臣又以為蝦地を開く規模大ならざるに非ず其実烏合無頼の衆を募り随ひて移せば随ひて去る。移民の業未だ其計を得ず。豈に能く露國駸々の勢に抗するを得んや。故に能く陸羽寒氣に習ふの民を振作し、それをして真に朝廷の為め耒耜を執りて氷海の雲を墾破せんことを思はしめ然る後開拓の業實際の功を収むるに足る可し。

此等の事業固より尋常吏員に委す可き者に非ず、而して前陳頑愚の民を教誘する亦尋常吏員戸説人論の能く及ぶ所に非ず必聖上と一二の大臣と実地親臨其疾苦を問ひ其凍餒を拯ひ給はば辺陲の父老始めて聖仁の厚きを仰ぎ相率ゐて鳳輦を拝跪し檻褕の袖を掩ひて泣く可し。父老の心一たび感激せば頑情の子弟亦聳動せん。是臣の迂論黙する能はずして汲汲切に北巡の議を献ずる所以なり。臣嚮に聞く去歲大臣參議諸公親しく北海道を歴覽するの命ありて頻に道路を開くと。今に至り更に其の挙あるを見ず。是朝廷一たび信を北地に缺くに似たり臣願くば速に前陳北巡の議を聖断し給ひ早く遠大の業程を起して大に人心を作興し命出づるの日信義を缺くことなく以て天下方向を一にし功業を必成に期せんことを臣懇禱の至りに不堪候。龍江昧死上聞す（東奥日報『青森県総覧』）。

この上奏文について、例えば『青森県に於ける明治天皇の御遺蹟』の筆者は、天皇の明治九年東北巡幸の「一

因をなせりと云ふを得へし」と評価し、また『五戸町誌』においてもこの評価は採用されている。しかしながら天皇による東北巡幸は、かかる一地方官の建言なくしても実施されたであろう事は、当時の国内における政治情勢の中では明らかであり、かかる評価は余りにも過大なものと言わねばなるまい。にもかかわらずここに杉山の上奏文を長々と引用したのは、一つには当時の地方官の天皇（巡幸）観をみるためであり、二つには、逆に地方官の人民への態度を知るためである。

まず第一の点については、杉山は最大級の敬辞、敬句を使用しているものの、しかし天皇を神格化してしまうまでには至っていないことは明らかである。国政を執る第一人者としての天皇に地方を直視してもらうことから地方の行政の第一歩が開始されるという思いがそこにはある。と同時にかかる天皇巡幸をステップینگ・ボードとしての東北地方開発への願いが強烈に込められているようである。特にそれは、これ以後今日に至るまでみられる東北地方Ⅱ後進地域論とそれに伴う開発希求論のはしりの存在であり、以後多くの東北人士に共通せる立場のものであった（青森県人の中でも例えば成田鉄四郎、北山一郎などにも共通性をみる事が出来よう）。

第二の点については、第一点との関連を多分に有することになるが、外部からのインパクトを求めようとすればするほど、その地方の現実益々貧困に見えてくるのが通例であろう。東北の民は「依然として旧習を襲う」「頑愚の人民」ということになる。

一地方官吏の「巡幸」観はかかる如きものであったが、それでは一般民衆にとっての「巡幸」はどのようなものであったのだろうか。

この点については残念ながら詳しく知るべき資料はない。しかし例えば明治九年の巡幸の時、冷害の兆しのあった青森県では、天皇が青森県に入った日から連日晴天に恵まれ、農民は「天子様は世の中を持ってござった」と観呼したと伝えられている（豊田武編『東北の歴史 下』及び後掲の工藤轍郎の「回顧」参照）。これなどは色々に解釈出来るが、一般民衆にとっては天皇巡幸よりも農作業の方が重大関心事であった事の一つのあらわれとも受けとれよう。

一般に民衆の天皇巡幸への反応は、色川大吉によれば、政府が組織的に動員できたのは、各府県官吏や巡査などで、あとは小学生だけであり、一般民衆は「農作業のさまたげをするな、歓迎にかりだしてはならぬ、自由にまかせよ」という指示もあり極めて低調なものであったといわれているが、そうした中でその反応の型は（一）無関心型、（二）信仰型、（三）お祭り型、（四）打算型に分けられるという（色川前掲書）。

青森県内での型は比較的この第二の型が多かったようである。しかしその場合も、民衆自身の生活との結びつきをはずして考えられないものであることは、先の一例でも判明しよう。

杉山氏の上奏文は、天皇の巡幸を求めるものであったが、実際に天皇巡幸が決定した時に、最も気をつかい、神経をとがらせたのは、様々な地方官吏ではなかっただろうか。この点は、後掲の工藤轍郎の「回顧」をみても明らかであるが、明治九年四月に天皇の東北巡幸が決定、その旨が伝えられた時、青森県参事塩谷氏はさっそく次の如き達しを県民に出しているのは、雄弁にこの事実を物語っているものと言いうるであろう。

今般、陸羽ご巡幸を仰せ出され、未開辺陲の地までご親臨相成り候。一視同仁、千載未曾有の盛挙は国家の賀すべきところ、追って鳳輦通御の節は沿道に住居の面々毎戸国旗を掲揚し敬祝の意を表すべく候。この旨沿道、市街、駅村、もれなく説諭いたすべく、この旨相違なく候事。ただし、国旗の調達が不便の村市は員数を取り調べ、来月末日まで第六課へ申し出で候わば繰替払いを以て品物出来相渡すべき事

青森県参事 塩谷 良翰

民衆への宣伝にいかん県当局が熱心であつたかはこれにても判明しよう。

(『青森県における明治天皇の御遺跡』)

二 明治九年(一八七六)東北巡幸と七戸村

明治九年の天皇東北巡幸については同四月二四日に実施が決定されたが、ついで五月六日になって東京出発を六月二日の日と決定し、これにより五月一〇日には順路に従って休泊割が定められている。

本県関係では

七月一〇日 岩手県一戸御発輦

同 御昼三戸駅 御泊三戸駅

同 一一日 御昼五戸駅 御泊五戸駅

同 一二日 御昼三本木駅 御泊七戸駅

七月一日 御昼野辺地駅 御泊野辺地駅

同 一四日 御昼小湊駅 御泊青森

同 一五日 御駐輦

同 一六日 青森港に於て明治丸に乗御

(同書)

となっている。

五月六日には同時に大久保利通より「心得方」が発せられ、細々としたきまり、約束が関係県へ発せられ、これをうけて青森県でも六月六日に御巡幸御用係を置き、翌日にはその分担細目を決定している。

七戸には七月一二日に到着、宿泊することになっていたが、それに先立って七月一日に随員より次の達しがあつた。

明十二日例刻当駅

御発輦各所御順覧次第

一 午前当五戸駅外れに於て御通輦掛け、田の草取天覧の事

一 藤島駅と三本木駅との間に於て御通輦掛け、旧盛岡藩士故新渡戸伝及旧斗南藩開墾地等天覧、御馬車側

へ那須権参事罷出事情言上の事

一 午後三本木より十五丁程にして広沢安任牧牛場に於て暫時御野立天覧の事

一 七戸駅著御暫時、御休息之上、行在所内にて産馬天覧之事

右之通被仰出候条、此段及御達候也

九年七月十一日

式部寮四等出仕 香川 敬三

(『七戸地方に於ける明治大帝の御遺跡』)

明治一四年の時もそうであるが、この時も天皇及びその随員、特に大久保利通など開明派官僚と呼ばれる人物は、この地方の産業・経済の状況についてかなり関心を持っている。これは一つには日本の近代化のための基礎をどこに求めるかという切実な要求があったからに他ならぬ。七戸地方にあっても、上記の如く田畑開墾地と洋式牧場を視察している。

いずれにしろ明治九年七月一二日天皇一行は七戸村に入る。七戸村においては、工藤轍郎が萩の沢牧場で飼育中であつた英国産馬レーノルド号とその仔馬とを、池の平御野立所において天覧に供している。さらにこの場所において新潟県出身の馬耕教師三浦源内が馬耕するのも同時に天覧に供している(同書)。

ところで天皇一行に取材陣の一人として同行していた岸田吟香は、当時の七戸村の状況を次の如く記している。

二時半頃池の台といふ所にて御野立あり。この所は極目千里、平野沙々たる所なり。昨日は遙るかに雲と見へし十和田山、八子山、八幡岳及野辺地の烏帽子岳なども近くなりて青々としたるは、一入の景色なりき。午後三時頃七戸駅に着御ありて、浜中幾次郎方を行在所と成し玉ふ。暫らく御休息ありて、行在所におゐて此辺の産馬を天覧あらせ玉ふ。馬の数凡そ三百疋なりと云ふ。今夕三本木を開墾したる新渡戸伝が孫の

新渡戸七郎へ金若干円を賜へし由。七戸駅は、南の入口に小川あり、橋を渡りて一つの坂あり、是を下るに両側は町家なれども甚だ匏末なり。坂を下りてより少し人家もよき様なれども実に蕭々たる山駅にて、差したる産物も無く、只近在より出て来る人々を客とするのみ。すべて盛岡より以北は古着屋太物屋が尤も利を占むる由。

(同書)

あるいは随員の一人、宮内省文学御用掛近藤芳樹はその見聞記『十符の菅薦』において次のように記している。十二時頃七戸につきぬ。うまやの入口に、小学生のあまたみゆるが、洋服したる児、振袖のむすめなどもありて、所からおもはずなる今めかしきなり。御輦をがみに出たる女どもにも、すがたうるわしくかかる処にはつきなきがおほかる、いかなるゆゑにかとへば、会津の廃藩になりし後士族あまたうつり来て、あら田墾りなどする、そのつま娘なりといふ。

随員達が感じた七戸、あるいは七戸の人々はかようなものであった。身なり、形よき人々は七戸の人々ではなく、移住者であると断定してはばからないのである。これら随員の七戸観、それがその後における東北観の出发点ともなった。東北地方が「へり下り」、中央が「傲慢」になる図式がすでに出来上りつつあった。

天皇の行在所は浜中幾治郎宅であった。この場所は明治一四年の際にも行在所として使用されている。その他随員は七戸の有力者宅（盛田喜平治、盛田庄兵衛、川村作兵衛、山本勇吉、山本松三郎、石田善兵衛、盛田安右エ門、盛田安兵衛、米沢与助、山本儀助、町屋賢治その他）と青岩寺と中学校に分泊している。浜中幾治郎はこ

れにより金七五円、御紋付三つ組の杯一組、白羽二重二疋を与えられている（同書）。

先述の如く、かかる巡幸に際して小学生などが動員されるのは常である。七戸においても全く同様であったがこの引率教師が次の如き「献頌」を述べている。

嗚呼、偉大ナル哉英智聰明なる天皇陛下の、撫恤を垂簾の至尊を出て自ら櫛風沐雨し、以て万民の疾苦を問ひ、以て衆庶の事情を勧奨し、所謂東奥の偏陬も邦上に派らざるなく、鄙野の頑児なる臣民にあらざるを得んや。是、我古典中未曾有の盛挙なり。此の無涯の天恩をして、永く頭脳に記憶せしめんと欲す。因て今男女生徒三百余名を率ゐ、遙に鳳輦を奉迎す。親しく聖顔を拝し、皆喜欣々として手舞足踏を知らず。恩波洋々として胸中に溢れ、言はんと欲して言尽さず。請ふ頭官忌憚するなくんば、此の上表の微意を奏せんことを。誠恐謹言。

（『七戸郷土史』稿）

ところで、先にもふれたが、当時副戸長として、さらには産馬事業者としてこの巡幸に際して活躍していた工藤轍郎は、後に回顧して次のようにのべている。

大人御演説

（工藤轍郎口述文）

大正十五年十月三日 和田藤太郎 謹書

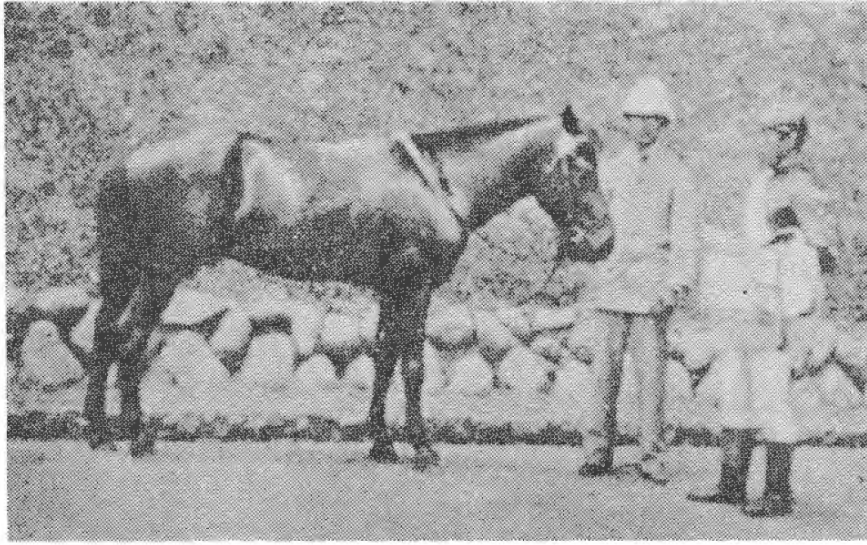
明治大帝東北御巡幸当地御行在御状況

明治九年七月十三日 明治大帝 御巡幸アラセラル、此ノ歳本年ノ春季ノ如ク氣候不順如斯ナレバ、凶作ナルベシトテ農民安意ヲ置カサリシニ、不思議ナル哉、七月十三日、至尊弊地ニ御行在後ハ天候順調トナリ、諸作実リ良カリシヨリ、天子様ハ世ノ中ヲ御持チ被遊タリトテ聖恩ノ難有ニ感涙セリ。扱テ当時旧代官

所ヲ第七大区務所ト称シ、区長、戸長、副戸長、御用係、書記、町村ニハ町村用係ヲ置ケリ。区長ハ大芦頭三、戸長畠山義章、副戸長盛田広精、書記石田準三其他ニシテ、老生ハ当時副戸長ノ職ヲ奉シ、御巡幸ニ就テハ七戸ヨリ岩手県境金田一迄ノ道路係ヲ命セラレ、数十日間管督ニ従事セリ。当時相坂川ハ橋ナク、船場ノ為メ急ニ架橋ノ事ニ相成、七戸村町屋長助、坂本重兵衛ノ二人世話人ニ、大工ハ七戸、野辺地、三本木ノ各方面ヨリ集合、人夫ハ郷割トシテ上北郡一般ヨリ出役シ、昼夜兼行ニテ架橋済トナル。之ガ命名為メ老生県庁ニ出頭時ノ県令山田秀典殿ニ御幸橋ト命名ノ儀、御許シ被下度ト申セシニ、其際権参事那須均殿臨席アリ。県令殿ニハ只今工藤氏架橋落成、御幸橋ト命名ノ儀許サレタシトノ事ナルガ、夫レハ誠ニ良キ心ナルモ県庁ニテ許可ノ限リニ無之、何レ其ノ中御先発官モ参ラレヘク其際ハ伺ヒノ上何分ノ沙汰ニ及フトノ事ニテ退庁、其ノ後出庁ヲ命セラレ参庁スルニ、先発官モ其意ヲ得ス、依テ御通り後直チニ御幸橋ト記シタル木標ヲ建テテハ如何ト申サルニ付、右ニテハ罪科ニナラサル事ニヤト伺ヒ上ケシニ、其ノ儀ニモ至ル間敷トノ事ニ付退庁セリ兼テ十和田ヨリ伐採ノ桂ニテ木標ヲ造リ、当時能書ノ聞ヘアル斗南藩士族渡部多門（三本木中振住）ニ依頼、階書ニテ染筆至極立派ニ出来タリ。然ルニ此急速ノ場合良キ墨ナク、不得止八戸迄態人ニテ買求ムルナド、中々ノ心遣ニテアリキ。先以御行列ヲ拝シ奉ルニ、御先ニハ護衛兵数十騎、至尊ニハ御輿ニ召サレ、前後ニハ文武官、御典藥御随行（坂道ハ御輿、平坦ノ地ニハ二頭曳御馬車ニテ御通、亦タ青森ヨリ人力車三拾台到着）。御輿ヲカツキ奉ル人々ヲ見ルニ誠ニ顔形ト云ヒ丸出ノ田舎衆ニテ、上方ノ人ト見ヘサル為メ、如何ナルモノト驚キシガ、夫レハ京都ノ或部落ニテ其一部落全般昔ヨリ御輿ヲカツギ奉ル因襲ノ

由、依テ諸税御免トノ事承リテ尤ト感ジタリ。時ニ我等ノ服装ハ上官ヨリ下役ニ至ル迄礼服用ナリ。一般民衆ノ御行列ヲ拝シ奉ルニ大地ヨリ頭ヲ挙ケ得サル程ニテ、今時ノ礼式トハ雲泥ノ差アリ。思フベキコトナラスヤ。三本木ヨリ洞内ニ至ル松並木ニ於テ広沢安任氏ノ牛馬ヲ天覧ニ供シ奉リ、次ニ池ノ平御小休所ニ於テハ老生萩沢ニテ飼育ノ英国産レーノルド牝馬及其仔馬初萩号（牡馬）当歳ノ折（荒町與手 十九歳）曳キ参リ、亦タ越後ヨリ来リ居ル馬耕教師三浦源内馬耕ノ状況トモ天覧ニ供シ奉ル。其時宮内省ノ御方母馬ハ連レス、仔馬ノミ曳キ連レ参ルヘク御言葉ニ依リ仔馬ノミ曳キタルニ、イカデ母ヨリ離レテ仔馬ノミ参ル可キヤ、御役方モ馬ノ手綱ヲ取り大イニ力ヲ入レ曳キシニ、馬ハ離ルル氣ニナリテ荒レイダシ、御役方ハ仰向様ニ倒レタリ。至尊之ヲ御覧アラセラレ御笑ヒ遊バセラル。其ノ際ノ御茶ノ水ハ谷合ノ清水ヲ汲ミ上げ奉リタル為メ、今モ天子様へ上ケタ水ト人々語レリ。時ニ七戸警察署長並河一殿ニハ数十日以前御巡幸御先導被仰付、然ルニ本人ニハ馬ニ馴レス依テ数日萩沢牧場へ三本木分署在勤ノ斗南藩士ニ馬術ニ巧ナル老巡查アリシヲ同道シテ毎日馬上ノ稽古セラレシガ、馬上ノ姿ハ如何ニテモ落馬セサレバ上出来トテ笑ヒシコトアリ。明治十四年北海道及秋田地方へ御通輦ノ際ハ不幸、病氣ニテ御拝ヲ欠ク。（『十代様御演説』工藤家文書）民衆一般の対応のありかたに対し、県庁以下の官吏の対応は極めて緊張している。この事が後々の神格化の第一歩でもあり、天皇巡幸の第一目的でもあった。

三 明治一四年東北・北海道巡幸と七戸村



墨染号 馬献上家 中浜

天皇は明治一四年（一八八一）に再度東北巡幸を実施した。この時は北海道南部地方の巡幸も同時に行われた。前回の御巡幸と同様に陸路岩手県より青森県に入ったのが八月二三日であった。同日は三戸泊、二四日八戸泊、二五日三本木泊の後、七戸村に入り、昼時には前回同様に浜中宅を行在所として休憩している。その後天間

林村を経て野辺地村に入り、二六日はここに宿している。

浜中宅では昼食をとり、同家所有産馬をみているが、この時の状況は浜中家の日記に次の如く記述されている（ここでの引用は『七戸地方における明治大帝の御遺跡』より）。

八月二十六日半晴 二時八十三度

十時頃御着輦相成候処献馬此元にて入、天覧上納仕候様御聞届済に相成候旨、令上（県令のこと……引用者註）並工藤知世様より御達続ひて、御達には有栖川宮様御宿へ参上仕候様、令上と御同道御届聞え罷出候処、此度特別之御馬献上忝と之御意にて相下り申候。無程二階御次間令上御同道罷上り候処、御紋付三つ組銀杯沓組並金参拾円拝領、尚右御馬へ私に附添庭先へ罷出候様被召出候に付、玉座前庭にて拝謁致平伏拝謁仕、御馬上納相済申候。尤一等等馭者にて索かれ私共三人にて暫時の間入、天覧相下り誠に以て冥加至極難

有仕合、家族一同歛居候。

ここに天覧・献上することになった浜中家の馬が、かの墨染号であった。同家は明治四一年においても、当時皇太子であった大正天皇が七戸行啓の際にも栗毛二歳馬（順風号）を献上している。同家はその後明治三二年（一八九九）の大火の際に焼失しているが、新しく建築せる間取りは昔のままであるという。

ところで二度にわたる東北巡幸にあたり、天皇自らが巡幸するか、あるいは政府高官を派遣した場所・施設、あるいは県当局などで用意したもので天覧したものは数多いが、特に産業施設、産業関係物のものが多い。青森県においては、明治九年には三本木開墾地、一四年には八戸開牧社、七戸共有製糸場、十三湖開墾工事などがあげられる。その他、産業功労者に対する謁見があり、産業・統計に関する資料を天覧している。こうした事実が当時政府が近代国家の基礎づくりに全力をあげており、いかに各地の産業状況・租税源を知ろうとしていたかを物語るものであろう。そして政府としても当時はそれなりに東北開発に注目していたのは事実であろう。特に明治九年の巡幸時には、内務卿大久保利通が天皇に先立って巡視し、各地の産業視察を実施したのは有名なことである。しかし、大久保氏個人の資質とも関係したこの東北振興熱も、彼の死後、そして大久保氏が着手した野蒜港の失敗により、全く熱が冷えてしまうのであり、その後の東北はむしろ先進地帯への従属地とされてゆく。よしんば「巡幸によって東北開発が一步も二歩も前進した」（『五戸町誌』）としても、東北地方以外のところ、特に中央の地がそれ以上に前進させられたのでは、相対的格差のひろがりではない。東北の地は、かかる巡幸によって決して拓けゆく地とはされなかったのである（高橋富雄『東北の歴史と開発』）。

第四節 国政・県政上における七戸出身者の活躍

国政レベルで考える場合、国会開設前後においては七戸村は改進黨を支持する者が多く、さらに七戸村の影響下に周辺町村も同様であった。明治二三年（一八九〇）の第一回衆議院議員選挙にあたっては、上北、下北、三戸、東津軽の四郡は第二区に属し、定員二人であった。この選挙では改進黨側は選挙政略のないまま地方エゴのために三人の候補を立て、自由党より立候補した二人の候補に敗れる結果となった。改進黨立候補者は、上北郡地方からは七戸村の工藤轡郎であり、八戸地方からは大芦梧樓、東津軽郡よりは工藤卓爾であった。自由党二人は奈須川光宝（八戸）、工藤行幹（青森）であった。これ以後七戸地方からは「中原に鹿を追う者はない」（『七戸近世史』）状況が続いている。

七戸出身の国會議員が出現しないということは、勿論七戸の人々がこれに関心がないということでは決してない。それどころか、本章第一節にてもみた如く、村政・町政も国政と無関係であるとは考えられず、大いに国政への発言を行ってきている。各種の陳情、運動はそれである。そしてまた明治四五年の衆議院議員選挙法改正問題に際しては、当時県會議員であった七戸町の浜中末吉が活躍している。

この選挙法改正（案）は、政友会が一層の勢力拡大を図るために小選挙区制の導入を企てたものであったが、これは地方にも大いに関係するものであり、政府案によれば上北郡、下北郡の二郡で一選挙区をつくり一人の議

員を選出することになり、従来東津輕郡から独占的に議員が選出されていた上北郡としては代議士を選出しうる絶好の機会であった。ここに浜中末吉は次のような陳情を貴族院に対して行った。

陳情書

謹テ貴族院議員諸公ニ白ス。今回政府ノ提出ニ係ル衆議院議員選挙法改正案ニ対シ、衆議院ハ該案別表ニ修正ヲ加ヘタリ。然ルニ該修正中青森県ニ於ケル選挙区画ハ人口、地形、面積ヲ無視セル不当ノ最甚ダシキモノナリ。青森県ハ郡部人口六十四万九千余ニ対スル議員五人トシテ、原案ノ選挙区ハ東、南、中津輕三郡二人、西、北津輕郡一人、上北、下北二郡一人、三戸郡一人トシ、人口、地理、面積等ニ照シテ最モ公平ヲ得タルモノナリ。然ルニ衆議院ハ一区一人ヲ原則トセル小選挙区制ニ賛シナガラ、斯ノ正当ナル原案ノ郡配合ヲ紛更シテ、中、西、北津輕郡三郡二人、南津輕郡一人、東津輕郡、上北下北三郡一人、三戸郡一人ト為セリ。上北、下北二郡ノ人口十二万二千余ニシテ其面積ノ如キ全県ノ三分ノ一強ヲ保チ、優ニ独立選挙区タル資格ヲ有シテ毫モ原案修正ノ理由ナキニ拘ハラズ、強テ之ヲ東津輕郡ニ併合シ、以テ人口ニ於テ二十万余、地理ニ於テ相離ル五十五里、面積ニ於テ全県ノ二分ノ一強ニ亘ル大区域ト為セリ。其不都合タル地図、人口表ノ示ス所ニ拠テ一目瞭然タリ。而カモ尚ホ斯ク不当ノ修正ヲ敢テセラレタル結果、上北、下北両郡が東津輕郡ニ此シテ選挙権寡キニ依リ東津輕郡ノ為メ常ニ一人ノ議員ヲ独占セラルルヲ免カレザラントス。元来青森県ノ地勢タル津輕五郡ト南部三郡（即チ三戸・上北・下北郡）トノ間ニ截然タル区画アリ、而シテ原案ニ拠レバ南部二人、津輕三人トナルガ故ニ南部ノ一人ヲ減ジテ津輕ニ加ヘンガ為メ枉ゲテ人口十萬五千ノ南津

輕郡ヲ獨立セシメナガラ反テ人口十二万二千ノ上北、下北二郡ヲ東津輕郡ニ併合シ、以テ人口二十万余、面積殆ンド全県ノ半バヲ超エシムルヲ顧ミザルノ非理ヲ演ゼルモノ是レ一ニ衆議院ニ於ケル選挙法案委員タリシ青森県津輕地方選出議員ガ自己本位ヨリ打算セル修正説ノ儘通過セルノ過失ト為サザルヲ得ズ。依テ不肖等玆ニ修正ノ実情ヲ略陳シテ敢テ貴族院議員諸公ノ是正ヲ仰グノ止ムヲ得ザルニ至レリ。諸公願クハ明鑑ヲ垂レ、以テ政府提出ノ原案ヲ復活セシメ賜ハンコトヲ謹ミテ以聞ス。誠惶頓首

明治四十五年三月

青森県上北郡七戸町二百九十五番地

東京市神田区淡路町関根屋方止宿

青森県上北郡下北郡陳情委員

浜 中 末 吉

貴族院議員 石 渡 敏 一 殿

(『青森県議会史 明治編』)

この時は直ちに小選挙区制になることはなく、小選挙区制実施は大正九年の第一四回選挙からであった。この時の選挙では上北・下北両郡は第六区定員一人であり、野辺地町の野村治三郎(政友党)が当選している(ただし小選挙区制はこの第一四回と次の第一五回選挙だけであった)。

国政としては、貴族院選挙もあった。貴族院議員中多額納税者から互選される議員は、本県から一人が選出された。七戸においては唯一、盛田喜平治が互選者であった。しかし氏は一度も議員になろうとすることはなかつ

たといわれる。

県議会においては、七戸出身の議員は大いに活躍している。

県会は、すでにその原形としては明治六年、九年に会議があったが、本格的な選挙により選出された議員による県会は明治一二年からであった。選挙は前年十一月に行われている。選挙は制限選挙であり、選挙人は五円以上、被選挙人は一〇円以上の地租納付者ということであり、相当な地主以外は県政に参与出来なかった。この時は上北郡は被選挙人五三七人、選挙人一二五九人であった。上北郡からは三人選出されるが、内一人が七戸の山田改一であり、他は野村治三郎、角鹿良右エ門（ともに野辺地）であった。なお、下北郡は被選挙人五、選挙人一七であり、このため地元候補者がなく、七戸から有力者を移入して選挙している。下北郡選出議員三人はともに七戸の人である中島弥六、野辺地弘志、盛田喜平治であった。この時期の県会では山田改一は相当活躍している。

その他に上北郡選出議員で七戸の人は上藤轍郎（明治一三年二月～一七年六月）、上崎光一郎（明治一八年～二四年七月、明治二四年～三〇年八月）、中嶋勝次郎（明治二三年二月～二四年七月）がいた。なお山田氏は明治一二年一月より二三年一〇月の四期を勤めている。

この後府県制施行後にあつての上北郡選出の七戸の人としては、植西居完（明治三二年九月～三六年九月）、野辺地俊夫（明治三六年九月～四〇年九月）、そして浜中末吉（明治四〇年九月～大正八年九月、昭和一二年二月～一四年九月）がいる。浜中氏が県会議員として大いに活躍したことは「津軽の（葛西）末吉、南部の（浜

中）末吉」と称され、何ずれ劣らぬ猛者として話題が多かったことにもみられる。耕地整理事業推進に関する法律改正のための尽力は名高い。なお浜中氏が大正八年に辞した後を継いだのが盛田徳太郎（大正八年九月～昭和二年）であった（『青森県議会史』）。

国政レベルでの政党の改編・推移がある中で、明治末期には本県では政友会、憲政会の対立となったが、憲政系が圧倒的に強かった。しかし上北郡あるいは七戸町では政友会が一貫して強く、大正八年八月七日には青森政友会上北郡支所が七戸町に設置された。主幹一、幹事四が置かれたが、主幹には浜中末吉が選ばれている（『七戸郷土誌』稿）。

このように、七戸町は単に上北郡の政治的中心地としてだけではなく、広く県政・国政レベルでも大いにその力量を発揮した人材も輩出していたのである。

第五節 上北郡郡政の展開と郡政の廃止

一 郡政の発展とその廃止

地方自治制の一環である郡制は、旧幕藩体制下の支配機構たる郡の中にその端緒を見い出しうるだろう。明治維新政府の中央集権体制の末端までの浸透を図ろうとする政策の中にあつては、かかる中間項的行政区画はむしろ否定される運命にあり、特に大・小区制のもとでは郡は全く否定されてしまっている。しかし明治十一年に至

ると、中央政府―府県と市町村との間の中間項として、忠実に上位組織・機関の行政を媒体するものとしての位置づけの中で、郡制の復活・再編成がなされたのは先述の如くである。各郡毎に郡役所が設置され、郡長は県知事が任命することになった。したがって明治一〇年代以降の自由民権運動が、これを一つの攻撃目標としたのは当然のことであった。

明治三二年（一八八九）に公布された郡制においてこの郡制度は完備される。つまりそれ以前においては行政区画的役割以上のことを果たしえなかった。ところがこの郡制公布により府県・市町村と並ぶ地方自治体としての位置づけが明確になったのである。この制度の確立に最も熱心だったのがかの山県有朋であった。彼が明治政府の保守的権威を維持するための手段として地主階級との提携をねらった結果の産物だとされる（都丸泰助『地方自治制度史論』）。

郡の執行機関は、国の官吏たる郡長・郡書記のほか、郡有給吏員および委員である。郡会は郡内町村の町村会において選挙された議員と、大地主が互選した議員とから成っていた。この大地主とは、郡内において町村税の賦課を受ける所有地の地価総計一万円以上を有する地主である。この大地主は郡会議員の三分の一を互選することになっていた。被選挙権者は郡内町村の公民で町村会の選挙権を有する者、および大地主中選挙権を有する者であった。このような大地主、豪農層の利益を代弁する機関という性格が郡会には強かった。郡会議員は名誉職で、任期は、町村会で選挙する者は六年、三年ごとに半数改選、大地主議員は任期三年、全数改選となっていた。しかしながら、我国のその後の資本主義の発展にともなって、かかる大地主層を中心とする地方名望家に依拠

せる政治体制は、その維持は困難になっていったのは当然である。かくして成立して一〇年たらずの郡制は大きな変化を余儀なくされた。明治三二年三月一六日法律第六五号を以って郡制改正が断行された。その改正の内容は郡會議員選挙制にあり、被選挙制と大地主議員制の廃止であった。これにより選挙権の納税資格は直接国税年額三円以上、被選挙権の納税資格も同年額三円以上となった。大地主制に依拠せる「名望家国家体制」から、産業資本家Ⅱ地主制の均衡上における国家体制への移行であった。

郡制はその後においても行政機関的色彩が強く、課税権能もなく、結果としては自治体として不完全なものであり、しだいに行政区画としての「役割」程度に变身してゆく。すでに日露戦争直後からその廃止論も強かったが、大正デモクラシーの伸張の中で、政党勢力もまた伸長してゆき、ついに山形内閣に代表される保守的（絶対主義的）官僚政府への批判のたかまる中で、大正一〇年（一九二一）三月、第四回議會において時の原敬内閣により廃止法案が出され可決された。翌一一年一月三〇日公布、一二年四月施行となり、ここに全国の郡は一斉に廃止されることになり、その名は行政区画としてのみ残り、さらに大正一五年七月郡役所も廃止され、約五〇年にわたる郡制は完全に終焉を告げたのである（以上、主として都丸前掲書参照）。

二 上北郡政の展開

明治二三年に郡制が公布されたのを受けて、本県では翌二四年四月一日に施行された。これに伴い同二四年五月に郡會議員選挙が行われた。青森県内は八郡に分けられていたが、郡會議員数は合計一七三人であり、上北郡

は一六人であった。郡會議員選挙は県會議員選挙の前哨戦でもあり、激しい選挙戦が行われたという。

郡長はすでに明治一二年の郡役所設置以来県により任命されていたが、上北郡の郡長は明治・大正期においては次の通りである（『七戸町史稿』）。このうち初代藤田氏は、旧会津藩士であり、七戸地方に在住した人物として名高い。

藤田重明	小林歳重	立岩一郎	船越宣美	石井信敬	井上跳蛙	本間重鎮	松嶋四郎
村上則貞	小嶋英吾	石黒熊三郎	近森茂晴	平沢伝三郎			

上北郡における郡独自の事業は、当初はほとんどなかったと言ってよい。郡の支出に充る費用は、郡有財産収入と、郡内町村へ分賦した収入であった。しかし「当時郡民ノ資力低カリシ為メ意ノ如クナラス」（米内山敢城記述『郡治控』）という状況であり、郡の行う事業とされた教育、産業の振興も、「僅カニ土木費ヲ投シタルニ過キザリキ。時ノ郡才出入ヲ案スレハ総額参千八百拾円、内教育費トシテハ単ニ郡視学俸給ヲ計上シアルノミ。」（同上）とされている。しかしその後には徐々に事業も拡大されてゆき、米作改良指導のための教師を福島県より、同じく大麻教師を栃木県より雇傭したり、さらには養魚林などの植付を行うなどの産業振興策を推進するようになる。さらに明治二六、七年頃より師範学校講習生に補助を与えたり、教員養成所の開設を図るなどのことをなしている（同上）。

郡事業の中で最も力が入れたのは、道路開設などの事業であった。これは「郡事業中多額ノ費用ヲ要シ、割合ニ成績ヲ挙げ居ルモノ」であった（同上）。農業に関する事業は明治三二年度より郡農会に移している。

明治三二年の郡制改正とその施行に伴って同三二年九月一五日郡会議員選挙が実施された。上北郡の定員は一人であつたが、郡内各町村より一人ずつ選出されることになった。上北郡会議員とその党派は次の通りである。

横浜	日浜貞次郎	野辺地	山根吉三郎	甲地	漆戸潔	三本木	桜田七太郎	四和	沼
宮内林八	法奥沢	小笠原松太郎	藤坂	江渡儀兵衛	六戸	杉山克巳	下田	金谷金太	
郎	百石	川口要之助	三沢	小比類巻亀之助	六ヶ所	橋本治郎右衛門			

(以上 憲政本党—進歩派—)

七戸 山本勇吉

天間林 町屋勝太郎

大深内 野月福松

浦野館 蛭名半兵衛

(以上 憲政党—自由派—)

この時の県内郡会議員の色分けでは進歩派が圧倒的であつたが、上北郡も同様であつた。同月二五日に行われた県会議員選挙でも当然の事ながら憲政本党(進歩派)が四人、憲政党(自由派)が五人であり、前者の圧倒的勝利であつた。ところでここで注目すべきことは、次項で取り上げる郡役所移転問題における郡会あるいは県会の対立関係が、ここで明確にみられることである。すなわち郡役所移転に反対した、いわゆる「七戸派」は、政治的にも野辺地と三本木を中心とする「野」三連合と対立する関係であつたのである。

郡会議員選挙はこれ以降四年毎に行われ、改正後第二回選挙は明治三六年、第三回四〇年、第四回四四年、第五回大正四年、第六回大正八年のそれぞれ九月一五日に行われた。第六回を以て郡制廃止により本選挙自体消滅

することになる。上北郡に関しては第二回選挙では憲政本党二人、公友会四人であり、七戸町選出議員は公友党であったと思われる。（県全体では一二五対四二、中立二人）第三回では、憲政本党一人、公友会四人、中立一人である。第四回は不明であるが、七戸町選出は旧政友会派であろう。第五回は不明、第六回では定員一六人全員が政友会派である。この頃の上北郡では政友会が圧倒的に強く、上北郡選出県議四人もいずれも政友会であり、七戸町の盛田徳太郎もそうであった。憲政会は三戸郡がやや強いのみで、あとは東・西津軽郡で若干の当選者を出したに止どまっている（『青森県議会史』各年参照）。

上北郡会議長は、明治三二年までは郡長が兼ねたが、改正以降は議員中より選出された。

なお、大正五年（一九一六）に上北郡内町村長例会での上北郡長の指示は、郡政の及ぶ、あるいは関与する事項を示していると思われるので、以下事項を列举しよう（前掲『郡治控』）。

- 一、現金保管方法ニ関スル件——金庫あるいは銀行・郵便貯金とすべき事
- 二、事務簡捷ニ関スル件
- 三、統計報告ニ関スル件——人口・勸業統計の実施と報告を迅速にすべき事
- 四、実業補習教育ニ関スル件——この種の学校の普及をはかること
- 五、学校衛生ニ関スル事——児童・教員疾病・学校医の設置
- 六、教員住宅ノ建設及住宅料支給ニ関スル事
- 七、神社神職ノ養成指導ニ関スル件

- 八、下士兵卒ノ入退營送迎ニ関スル件
- 九、畑作改良及白給肥料ニ関スル件
- 一〇、蚕業奨励ニ関スル件

一一、御大典記念植林ニ関スル件

一二、奥羽連合共進会出品ニ関スル件

一三、産業組合資金借入ニ関スル件

一四、簡易生命保険ニ関スル件

一五、馬産ニ関シ国有林野供用ノ件

これを見ると判明する如く、郡政は、町村自治を補佐、あるいは県政の施策を町村へと伝える役割が主要であり、郡独自のものは極めて少なかったのである。

上北郡会は大正一二年（一九二三）四月一日を以て廃止となり、郡役所はその後も存続したため郡長権限が強まることもあったが、大正一五年七月一日にはこれも廃止されたのは先述の通りである。

ちなみに大正六、一〇年の郡財政を示しておこう（第九表）。

第九表 郡財政（歳入、歳出）状況

種 目	年 次	
	大正六年（一九一七）	大正一〇年（一九二一）

三 上北郡郡役所移転問題とその顛末

(一) 明治一六、二五年の三本木移転要求

明治一一年（一八七八）の郡制施行以来、大正一五年（一九二六）の廃止に至るまで、上北郡の郡役所は七戸村（町）に設置されていた。しかるにその間にあり、本郡役所の他町村、すなわち具体的には上北郡内において

出 才					入 才	
(計)	会 議 費	教 育 費	土 木 費	勸 業 費	そ の 他	町 村 賦 額
	一、一五七	六六〇	八、九八六	五、三七八	三、二〇八	一七、一六二円
一九、三八九	二、一三九	三、三六六	二七、三七三	一一、〇一一	二六、九四三	六〇、四八九円
七一、八三二	七一、八三二	七一、八三二	七一、八三二	七一、八三二	七一、八三二	一一、三四三

（『上北郡の葉』）

七戸町に匹敵するだけの政治的・経済的力量を有しつつあった野辺地あるいは三本木への移転を求める動きが、少なくとも二、三度は起っている。そのうちでも最も顕著であったのは明治三十一年の動きであり、この時にはついに乱斗さわぎまで引き起こしたのである。

郡役所移転を求める動きの最も早い時期のものとして確認されるのは明治一六年のものである。この時には、山田改一が連合会議長名にて青森県令郷田兼徳あて「建議」を提出している。この連合会の実態は不明であるが、同時に提出されたと思われる「上中書」に「上北郡数村連合会」とあり、おそらくこれを差すものと思われるがこの数村は不明である。山田改一名の「建議」は次の通りである。

建議

伏シテ惟ミルニ郡政ノ要頻クナルヤ施治其便ヲ得テ衆庶人民ノ幸福ヲ増進セシムルニアリ。然リ而メ其レカ結果ヲ得ルヤ庁衙ノ位置其宜シキヲ得テ令ヲ発スル四方必ラス迅速ナランヲ要ス。之レ庁衙ヲ置ニ当ツテ土地ノ中央ヲト択ユル所以ナリ。然リト雖ドモ単ニ地勢ノ中偏ニノミ泥シテ郡村ノ状況如何ヲ察セサルヘカラス。顧ルニ又町村ノ貧富人情ノ向背ヲ考フ、以テ政治ヲ行フハ郡務上欠クヘカサルノ要点ナラン乎。凡ソ政治ナル者ハ施治者ニ利ナレハ被治者必ラス害ヲ蒙リ、甲ニ便アレハ乙ニ不便アリ。利害得失ノ相伴フ所其公平ヲ得ル実ニ至難ト云ハサルヘカラス。故ニ小害小失ハ措テ問ハス、只其ノ中正ニ就イテ以テ得策トナサンノミ。夫レ我々上北郡所ヲ七戸ニ置カレシ所以ノ者ハ郡中ニ三個ノ小都会アリテ殆ント鼎足ノ形ヲ成シ、而シテ野辺地ハ北ニ位シ、三本木ハ南ニ位ス。独リ七戸其ノ中央ヲ占ム故ヲ以テ曩ニ七戸村ニ置レシナ

ルヘシト雖ドモ、願ルニ是レ土地ノ中央ニ非ラスシテ所謂三小都会ノ中央ナリ。然レドモ郡衙七戸ニアルヲ以テ殊更ニ行政上ノ不便アリト云フニ非サレトモ、専ラ人情ノ向背ヲ察スルニ郡衙ヲ三本木ニ移転セント欲スルハ、是レ全郡人民ノ輿論タリ。元来三本木ハ開墾創業ノ地ニシテ開闢年未タ浅ク、諸般ノ事業稍ヤ其端緒ニ就クト雖トモ、未タ完全ノ結果ヲ見ル能ワス。加フルニ年ヲ逐フテ金融ノ道擁塞セルヲ以テ百般ノ事業上甚シキ影響ヲ与ヘ、其余波ノ及ホス処農事退歩トナリ、工芸不振トナリ、日下ノ慘状実ニ名状スヘカラス。豈一郡人民ノ黙視スヘキ秋ナランヤ、夫レ三本木ハ農事振作ノ模範者タリ、工芸進歩ノ率先者タリ。宜シク郡民ノ力ヲ尽シテ繁盛ニ至ラシメサルヘカラス。加之ナラス地勢偏在セルニ非ラス、全郡ノ戸口十中ノ六七ハ則チ三本木以南ニアルヲ以テ、敢テ、施政発令等ニ不便アルノ憂アルヘカラス。然レハ則チ地理ノ便益ニ拠ルモ人情ノ傾向ヲ考フルモ郡衙ヲ三本木ニ移転スルハ実ニ郡治ノ要領ヲ得タリト云フヘシ。是レ本会ノ議ヲ以テ謹テ玆ニ建議ス。閣下幸ヒニ採用ヲ賜ヒテ御許容アラハ実ニ本郡四万ノ人民莫大ノ幸福ヲ享ケ、上下ノ便益モ又少カラサルヘシ。

明治十六年六月

連合会議長 山田 政一

(『七戸町役場収蔵資料』)

七戸より三本木への移転を求める主張の根拠は、ここではまず何よりも三本木が上北地方の中央部にあり、かつ上北地方の人口の過半は三本木以南にあるという。三本木の地理的位置の利便性をあげるものである。しかし

同時に三本木村振興政策としての観点からの主張もあるのは注目すべきところだろう（我々は戦後において、上北地方の官公衙が多く十和田市に立地させられたこと、そのために七戸町の地位の相対的低下があったことを想い出さずにはいられない）。

山田氏の「建議」がどのような取り扱いを受け、またその後どうなったかは不明である。ただこの「建議」と同時に、七戸村士族中野太見人、大深内村平民佐藤鼎三連名の「上申」があり、それによると山田氏の「建議」が述べるようにはこの連合会内部が一致していたのではなく、「議員甲、乙ニ対シ甲曰ク、建議ノ精神町村会法ニ抵触スルヲ以テ議會ニ容ルヘカラサル。乙之ニ反シ、基勢殆ト^(マヤ)抵止スヘカラサル如キ……。己ニシテ理事モ亦タ二派ニ割シ……。「議長の建議するを聞くや」反対ノ各村、則チ七戸村外廿余村ノ人民物議続々、将ニ云フヘカラサルノ点ニ至ラントス」という状況であったという。かかる状況下での「建議」は決して大きな運動には発展しえなかったと思われる。

次にこの問題が持ち上がったのは明治二五年のことである。すなわち同年七月一五日郡役所が火災・焼失せしめられた時に三本木移転を主張する声が三本木村住民から上ってきた。

郡役所移転之義ニ付請願

上北郡役所ハ去ル七月十五日火災ニ罹リ、建物及書類ニ至ル迄テ悉ク皆烏有ニ歸シタルハ、我カ上北郡ハ勿論全県下ノ不幸ニシテ実ニ驚嘆ノ至リニ有之候。是ニ就キ幾許ノ負担ヲ増加スルアルモ、一日モ速ニ建築之功ヲ竣ヘ、事務上差支ナキヲ期セサルヘカラサルモノナレハ、建築ノ計画被為立候儀ハ勿論ニ可有之。右

ニ付私共儀村方惣代トシテ郡役所位置ヲ三本木村ニ変更アラセラレンコトヲ奉悃願候。其旨趣左ニ陳上仕候。

抑モ郡役所ハ上県庁ノ命ヲ承ケ町村ニ奉行シ、且ツ町村事務ヲ監督スルカ為メ設置セラルルナレハ、土地人口ノ多ニ随テ事務繁劇ノ方位ニ設立スルハ諸般ノ処理上便宜ナルハ勿論、郡下人民ニ於テ大ニ至便トスル処ニ有之。現今ノ位置タル七戸村ハ敢テ甚シキ不便ト云フニアサルモ、目下ハ勿論将来大ニ望ヲ属スヘキ地ニ選定スルニ若カス。地勢上大凡ソ当郡ヲ二郡ニ區別スルトキハ現今戸数人口ハ伯中スト雖トモ、民有反別地租ニ於テ南部ハ北部ニ比シ多数ヲ占ム。況ンヤ三本木ハ四通八達ノ地ニシテ四辺ニ曠大ノ原野ヲ有シ、之カ開墾ニ従事スル会社アリテ銳意従事セリ。此開墾会社ハ明治十七年ノ創立ニシテ政府ヨリ貳萬円ヲ拝借シ、株金ヲ募リ成立タルモノニシテ、其事業ノ第一トシテ上水ニ全力ヲ尽シ略其功ヲ奏シ、今ヤ専ラ開墾ニ従事シ曠漠タル原野既ニ良田トナリタルモノ数十町歩アリ、尚続々加入者アリテ是ニ応スル原野ナキニ苦ム盛況ナリ。然ルニ未タ大ニ成功ヲ奏セサル所以ノモノハ戸口稀少ニシテ勞力ニ従事スルモノ不足ナルニヨル。蓋シ東北鉄道開通以來ハ旅客皆便ニヨリ国道ヲ通行スルモノ絶無、僅有ニシテ三本木ノ一半ハ旅人ニヨリテ以テ生活シタルニ、此激変ニ遭遇シ殆ント活路ヲ失シ、方向ニ迷ヒ、善後策ニ汲々トシテ未タ其道ヲ得ス。古今未曾有ノ衰況ニ陥レリ。然レトモ憂ハ憂ナラズ樂ハ樂ナラス。百年ノ大計ヲ慮ルトキハ目下憂ハ百年後ノ樂ナラサランヤ、禍ヲ変シテ福ト為スハ智者ノ計ナリ、是レ迄テ商業或ハ車夫馬丁等ノ如キ旅客ニ依リテ生活シ来リタルモノ開墾ニ従事スルトキハ大ニ奏功ヲ促シ国利ヲ興ス一端トナルヘシ。況ンヤ東北鉄道

開通以來ハ一時不利ヲ来シタル如キモ、是ニ依リテ以テ彼我往来ノ便利ヲ開キ、有名ナル三本木原野ハ愈世人ノ知ル処トナリ居ヲトシテ移住セントスル者期年ヲ出スシテ踵ヲ接セントス。然ルトキハ大イニ人口増殖シテ郡下第一等ノ巨村トナルヘシ。此ノ将来ヲ慮リ三本木ヲ以テ適當ノ地ト信スル所以ナリ。夫レ然リ然ルト雖モ日下ノ窮ヲ救済スルニアラスンハ百年ノ大計モ半途ニシテ沮喪シ、遂ニ救フ可カラサルニ至ルヤモ保スヘカラス。三本木現今ノ衰況ハ実ニ筆紙ニ尽シ難キ疲弊タリ。元来身体羸弱ニ生長シタルモノハ俄カニ挙ケテ勞力ニ従事セシメントスルモノハ他ニ相応ノ活路ニ就クヲ得ヘキモ、元来三本木ハ三十年前創始ノ市街ニシテ多ク他方ヨリ移住シ、資産アルモノ無之、実ニ非常困難ヲ極メ、今後ノ隆盛ヲ見ル能ハスシテ倒産スルモノ過半ニ出ントス。是ニ於テハ郡衙ヲ設立アルトキハ此ノ養分ヲ挽回スル。目下ノ救済法トモ相成リ暗々裡ニ国益タル開墾事業ヲ助クル義ニ付、前陳御洞察ノ上三本木村ニ移転被成下り度。然ル上ハ役所ニ充ツヘキ建物并ニ敷地共別紙之通り寄附仕候。右郡役所移転ノ義ハ既ニ明治十六年一郡総村会々ニ於テ三本木村ヘ移転之建議決議シタリキ。其際県庁ニ於テハ御採用ナカリシモ郡下輿論ノアル処是レニ足ルアリ。現今ニ至リテモ尚独リ三本木村ノミナラス又郡下過半ノ希望ニ有之候由、厚ク御洞察ノ上移転ノ義御許可被成下度奉悃願候、誠恐誠惶頓首。

寄 附 調

一 元開墾課建物二階造

壺棟

此坪数

一 敷地反別式反宅畝拾九ト

一 土蔵

宅棟

一 板蔵

宅棟

右ノ棟ハ新築ノ上寄附約致候

明治廿五年八月

右請願委員

上北郡三本木村

長坂勝吉 ⑩

石川四郎 ⑩

(以下一四人省略)

青森県知事 佐和 正殿

(『七戸町役場所蔵資料』)

ここにみられる主張も先述の山田氏の主張と根本的な差異はないようである。三本木原野の大開墾事業を成功させるためにも三本木振興策の核としての郡役所誘致論であった。

(二) 明治三十一年郡役所移転問題と暴動事件

このように明治一六年、二五年においても郡役所移転の声があったものか、その勢力は不明なもの、あったことは確かである。ところで、明治三一年（一八九八）の郡役所移転問題は、これらに比較してもより深刻であり極めて現実的な動きを見せたのである。三本木と野辺地が同盟関係を結び（いわゆる野三連合）、郡役所の野辺地移転の実現に全力を傾注させたことによるものであり、これに対して七戸側はついに暴力に訴えるまでの激しい反発を示したのであった。いわゆる郡役所移転暴行事件がそれである。

そもそも移転問題と暴行事件の出発点は、時の県知事牧朴真が明治三〇年一〇月二〇日の臨時県議会で不信任となり、知事は県議会を解散、同一二月一日に県議員選挙が行われたが、その時に上北郡選出の候補として、当時の慣例により七戸、三本木、野辺地より推される三人が選ばれることになっており、三本木は円子権四郎、野辺地は角鹿良右衛門を推したところ、七戸側、特に中島勝次郎らがこれに横槍を入れ、円子氏に代って法奥沢の雇地保三を候補にするよう求めたのである。三本木側はこれを拒否、逆に野辺地と同盟して七戸攻撃へと向い、この候補問題では三本木から円子氏、野辺地からは角鹿氏、そして四和から沼宮内林八を推して対抗することになったことにあった。この時さらに三本木には県立農学校設置、野辺地には郡役所を移転するという密約まで結んだのであった。ここに、三本木⇨野辺地同盟と七戸との対立が激化し、上北郡内はこの両派に分断されてゆく。三本木、野辺地側としては、四和・三沢・藤坂・六戸・下田であり、七戸側は六ヶ所・天間林・浦野館・大深内・甲地の各村であったが、甲地は中立側の他村（法奥沢・百石・横浜）と同様、どちらかと言えば同盟側であったという。

こうした情勢の中で、上北郡会が明治三十一年一月六日に招集されるが、開催と同時に郡役所を七戸から野辺地へ移転を求める建議案が多数決で可決されたのである。かくして郡会は紛糾し、翌七日に予定されていた県議会議員選挙も流会してしまうのであるが、一月三十一日によりやく選挙が行われ、同盟側の推す三人がそろって当選となり七戸は一敗地にまみれたのである。この移転建議は、県当局はその必要なしと片付けたが、しかし県議会にあっては三月一日に出席議員二十一人全員の賛成を得て角鹿氏が上北郡役所移転建議書を提出、可決されたのである。その内容は、七戸町にあることは交通の便よくなく、ために野辺地町に移転することが公益にかなうというものであった。また同じ日にあって三本木に県立農学校を設置する案も可決され、野辺地・三本木にとっては極めて順調に事態は推移したのであり、残るは郡役所移転の実現のみとなった。

かくして明治三十一年一月二八日に上北郡会が開会されることになり、同盟側としてはもう一度建議案を提出、一挙に可決をねらったのは当然であった。これに対して七戸側も断固としてこれを阻止すべく対策に乗り出したのである。七戸町は工藤轍郎ら町の有力者と、さらに「血気さかな」青年が集結、一触即発の情勢になったが、工藤氏らの自重論で一先ず三本木との妥協を図る方策をとり、浜中末吉・盛田盛が代表となり三本木との交渉に当たることになったものの、三本木側の拒否にあって益々感情的昂奮が町全体をおおうことになる。ともかくも郡会対策として郡会の流会、延期、あるいは郡会議員への工作などを行うことを申し合うが、他町村選出議員からは話し合いすら拒否される中で、一月二八日郡会が開会となった。浜中・盛田氏らは行動隊を引き連れて郡会議場に乗り込み、傍聴席は満員で、溢れた群集は町内を埋めつくしたという。同盟側議員のみの出席で定

数に満たず、開会時刻は遅れるばかりであったが、夕刻になり、それまで産馬組合事務所に集合していた七戸側議員が入場、開会と同時に野辺地の高橋議員が移転案を説明することになった時、七戸の山本勇吉議員が日没のため会議続行不能としてその延期を求めたのに対し、高橋氏は続行を主張したため、会場は極めて緊張した状況下におかれるが、その時傍聴席より高橋氏めがけて小石が飛び、これを機に同盟側議員への投石が相次いだのである。ここに郡役所移転問題はついに暴力と流血の事件へと発展してしまう。

同盟側議員は、警察の必死の救出活動でどうやらその場を脱出したものの、宿舎である旅館へ戻ることも出来ず警察署で一泊せざるを得ない者もあり、また負傷者も出たり、医師の手当てを受ける者もいた。彼らとしてはいかにして七戸町を離れるかが問題であり、七戸側はかかる事件以後益々激昂してゆく状況にあり、強硬派が多数を占めていた。翌二九日になり、同盟側は二手に別れて七戸を去るとの情報があり、二〇〇〇人を越す群衆が二手にわかれてこれを待ち伏せる有様であった。

沼崎方向をめざして三台の馬車に分乗した同盟側議員が待ち伏せ先の笹田に現れた時、小原第吉の投石が始まって一瞬のうちに再び乱闘事件がはじまったのである。議員及びその護衛に当たっていた警官にかなりの負傷者が出るなど大事件となったが、七戸町在住でこれら議員の縁古者が駆けつけ、議員に代わって謝罪し引き取ることににより一応騒ぎは収まったかに見えた。しかし先の野辺地の高橋氏の引取人はなく、これを警官・消防組が保護して沼崎へと送ることになったが、その途中で県の保安課長松下氏が急を聞いて駆けつけるのと会い、松下氏は高橋氏らの姿を見ると抜剣して他の警官に何かを命令するに及び、このことが群衆の敵愾心を扇動することに

なつてまたもや混乱が惹き起こされたのであった。

こうしてようやく午後二時頃になり騒ぎは一応收拾されるが、一二月一日になって警察当局により事件首謀者と思われる人間の拘引が始まり、傷害罪・騒擾罪などで六人が引致された。裁判は結局全員無罪となったが、これは政治的配慮のなせるものとも言われている。

郡役所は翌明治三二年春の七戸大火で焼失するが、新たな建築にあたっては別段の反対もなかったと言われ、かくして大正一五年の郡制廃止まで郡役所は七戸町を去ることはなかったのである。（主として『青森県議会史 明治論』及び鷹山雅春『七戸近世史』）。

（三） 郡役所移転問題の背景とその結果

ここでこの問題の背景と、またその結果として七戸町にいかなる影響がみられたかをまとめて述べておこう。

まず移転問題の起こった背景であるが、直接的原因是先述の如く県会議員選出をめぐる三本木・野辺地と七戸町の対立であったが、かかる対立が出現したのは、「従来七戸側の言分なら何んでも御無理ごもつとも」（前掲『青森県議会史』）という態度があった三本木・野辺地両者にあつて、もはやこの様な立場・態度をやめさせる条件が生まれてきたからではないか、と思われる。それは一つには、鉄道開設以降における野辺地町の経済的発展と、同じく産馬事業と開田事業を通じての三本木の實力養成があり、それが七戸町の経済力の相対的低下と相まって七戸町からの離脱を図らせたと思われる。また当時の政界地図をみるに、上北郡会は例えば明治三二年には、七戸・天間林・浦野館・大深内の四町村では自由派議員であるものの、その他は全て進歩派議員であり（前

掲『青森県議会史』）、この傾向はその前年にも同様であろうと思われる。さらに産馬事業をみると、三本木産馬組合と七戸産馬組合とがあり、この両者に各町村はわかれており、七戸側についたのはいずれも七戸産馬組合に属し、かつ七戸の大地主の影響下にある村であった。あるいは、七戸はこの当時まで旧士族の支配する町であったと言われ（前掲『七戸近世史』）、工藤轍郎・中嶋勝次郎らは町の実権を握っていたが、かかる旧士族勢力に対して新たな経済的展開をみせつつあった野辺地、三本木の離脱・反発の運動もあったともみられよう。こうしてみると、上北地方における政治的・経済的動向に規定される形で、三本木・野辺地と七戸の間に対立関係が生じ、それが郡役所移転問題という形をとっていきよに噴出したと言いうるであろう。

次にこの問題・事件の及ぼした影響である。『七戸近世史』の著者は、「この暴挙あってから七戸の政治的主流は七軒衆にと漸次移動した。旧士族派は落日のようにだんだん影が薄くなって来た」と述べているが、この評価は十分な妥当性を有していると言えよう。郡役所移転という形をとって現れた野辺地・三本木と七戸の対立は、今述べてきた通り経済的実力を身につけたものが、政治的発言を増大させた結果であった。とするならば、確かに新田開発などの一連の事業を成功せしめてはいるものの、商人層に比べるならばその経済的力量ははるかに及ばぬようになってきた旧士族層が政治的にもしだいに後退してゆくのは確かであり、特にこの事件の直接的きっかけを作った中嶋氏等の勢力が、郡役所移転そのものは阻止出来たとしても、しだいに衰退してゆくことになるのは当然の成り行きであろう。

明治三〇年代は、我国においては資本主義的生産様式の成立期であり、これを補完する形での地主制の発展と

成立の時期でもあった。旧士族層の没落は決定的であり、これに代わって産業・商業資本家、大土地所有地主が政治・経済の両面で実権を握ってゆく時期であった。明治三年の上北郡役所移転問題・事件は、断定はできないもののこのような国内の情勢と全く無縁ではなかったと思われる。

第六節 士族籍の復権運動

一 七戸地方における士族の実態

明治二年（一八六九）以降、七戸地方には三種類の士族が住んでいた。すなわち（一）江戸士族、（二）無禄（開田）士族、（三）復籍士族がそれである。江戸士族とは明治二年に南部信方が東京より七戸へ、七戸藩主として着任した際にそれに従って来た士分の者であり、これに対して無禄・復籍の両士族は、それまでは盛岡の南部藩の士分（御給人）として出仕していた者であり、盛岡南部藩が領地替えになった際に士族としての身分を失ったのであるが、信方の着任の時点で何ら禄高が与えられぬまま、すなわちそれ以後にあっても自身の田畑からの収入で自己を養いつつ、信方につかえる者として改めて士族とされた者達が無禄士族であり、それ以後も信方につかえることなく、多くは帰農していたが明治三〇年に至り、戸籍面だけは士族とされた者が復籍士族である（なお、ここの士族の分類は、鷹山『七戸近世史』によったが、盛田稔によると、（一）無禄士族、（二）復籍士族を分けて考えるのは正しくないとしている。今後さらに検討したい）。

さらにこの地方には旧会津藩、すなわち明治三年に再興された斗南藩藩士たる者が、自己の領地（下北を中心とする）だけでは生計を立てる事が不可能のために、まだ未開の地の多くあったこの上北地方にかなりの数の者が住みついていた。彼らもまた「悉く無禄ニシテ禄券ノ下賜ナ」き状況であった（『地方巡察使復命書』）。

ところで、こうした士族層は、特に金禄公債を受けた身分の者を中心として、政府は彼らの不平不満を和らげるためにも、いわゆる士族授産の形で彼等に生計上、社会生活上における保証の手段を講じたのは別に述べるところであるが（第九章第八節）、一方においてこうした優遇策も差して受けることなく（勿論決して皆無ではない）、またしだいに社会的に地位を上昇させてくる商人層、豪農層らに政治的実権をも奪われてゆく中で、ひたすら禄制復活を夢みて士族意識を捨てきれなかった士族層、特に七戸地方においては無禄士族こそ悲惨なものであった。なるほど彼らの中には、例えば工藤轍郎の如く、開墾王としての名を高め、また政治的実力もひきつづき保持したものがいたが、多くは明治中期以降にあってはその政治的・社会的実権を失っていた。こうした流れの中で、士族層は幾度か、たとえば無禄士族は復禄請願運動を、また士族籍を失ったものは復籍運動を、そして復籍した後はさらに復禄運動を展開している。これらは全国的な運動の一貫として行われたものであるが、七戸地方特有な傾向を持つ運動もあった。以下において、これら士族の運動を紹介しておこう。なおこの時期にあって、一部士族はこのようなかつての特権の回復運動へと向うのではなく、自由民権運動を展開したのであるが、七戸地方にあってはかかる運動は皆無ではないにしても、資料的に確認しうるものはないのが現状である。

二 無禄士族による土地払い下げ運動

無禄士族は、旧盛岡藩、あるいは七戸藩により認められた地所を自らの力で開墾し、それで生計を立てつつ、七戸藩に仕える士族であった。したがって彼らはこれらの地所こそが命の綱でこそあったのであるが、廃藩置県とそれに次ぐ青森県の成立に伴って、彼らの地所のうち未墾地は全て国有地として没収される憂き目にあったのである。その後明治一〇年に至り、幾分か土地払い下げは受けえたものの、彼らとしては大いに不満であった。ここに至り、彼らは土地払い下げ要求を県当局、あるいは明治一三年に天皇巡幸に先立って視察せる佐々木高行議官へと嘆願書を提出している。

旧七戸藩無禄士族御引揚地所御下戻之儀嘆願

旧七戸藩士族百貳拾八名総代野辺地弘志外名奉嘆願候。抑私共儀旧盛岡藩世襲ノ士族ニ候処、戊辰ノ年旧藩主其方向ヲ誤リ、領知盛岡貳拾万石ヲ没収セラレシ処、天恩ノ仁恵ニ処セラレ、更ニ白石ニ於テ拾三万石ヲ下賜リ、明治二年転封ノ際私共旧地ニ残シ、末家南部信方家臣ニ被召抱候処、壹万石位ノ小藩ニテ私共家禄ニ充ツ可キノ歳入ニ余裕無之、然レモ同藩所割ノ儀ハ荒蕪不毛ノ地凡反別貳拾万町歩程有之ニ付、不毛地ヲ割渡シ自費開墾成業ノ上ハ家禄ニ換与ス可キノ誓約ヲ以テ、明治二年ヨリ竿入土地ヲ檢シ、別紙証書写ノ通り銘々へ割渡相成、未タ開墾ニ至ラズト雖モ其手配既ニ土手或ハ樹木等ヲ植付ノ処、其際廃藩置県ノ制被仰出、青森県へ御引渡相成、其転末ハ固ヨリ不可知。然ルニ別紙二号写ノ通御達相成、上地被仰付戻処別紙三号写ノ通り旧藩ヨリ達ノ趣モ有之ニ付而ハ、仮令廃藩置県ト相成候トモ旧藩へ定約既ニ下渡相成候モノ

ヲ無故上地可相成筋ニ有之間敷ト存候故、其筋ヨリ数回右ノ情実具伸且ツ嘆願仕候所、明治十年ニ至リ、一人反別五町歩ヲ限り可下渡旨御指令有之、其節受取候者モ有之候得共、不幸ニ當時不在或ハ原地既ニ他人ノ所有トナリ、故ニ御割渡相成ラサル地所多分ニ有之。既ニ民情視察トシテ御巡回相成候佐々木議官殿へモ細々具申仕候間、一旦上地ト相成候分ハ不殘御下渡相成度、最モ素地無之分ハ官有地ノ内何レノ地トナリ御下渡被成下度、則チ別紙一二三号書類写及反別調相副、此段奉願候以上。

明治十三年八月

青森県士族 陸奥国上北郡七戸町

工藤 轍郎 ⑩

野辺地 弘志 ⑩

青森県令 山田 秀典 殿

(『盛田家文書』)

この時の彼らの運動は一定程度の成功を収め得る。それは、上北郡の広大な荒蕪地の開拓には彼らの力を利用するのが得策であったからであり、また士族授生政策を政府は展開していたからであった(第七章第三節も参照せよ)。

三 明治二六、七年における士族復祿運動と七戸士族層の動き

全国的傾向として、新時代の経済・社会情勢にはついてゆけず、ひたすら祿制復活を夢みつつ士族意識にとり

つかれていた士族は多かった。明治中期にもなると益々彼らの地位の低下は明らかであり、動かし難いものとなった。このことが中央政府に藩閥政権への攻撃へと展開し、先述の如く一部は自由民権運動、また一部は士族復禄運動へとなっていた。七戸士族は、権利回復すなわち、他の士族一般と同様な経済的権利の回復を求める運動である復禄運動へと全力をあげている。次に掲げる資料は日付が不明であるが、その内容からしてこの時の運動であることは明らかであろう。

無禄士族復禄之義ニ付請願

青森県陸奥国上北郡七戸村工藤轍郎外百五拾七名、謹而衆議院へ奉請願候。抑モ私共儀ハ曾旧盛岡藩世襲ノ臣禄ニ候所、戊辰革命ノ当時、藩主封土貳拾万石ヲ没収セラレ、尋テ嗣子南部利恭へ更ニ岩代国白石ニ於テ拾参萬石ヲ恩賜セラレ、家名ヲ置カレタルハ私共ニ至ル迄、天恩ノ優渥ナルニ深ク奉感佩候。示来明治二年中別紙第壹号ノ如ク藩主減禄ニ附テハ旧臣ヲ挙ゲテ扶助難致、追テ新封土ノ歳入ヲ量リ更ニ復旧セシムル儀モアルヘキニ付、此際謹テ恭順ヲ表シ居ルヘキ旨ヲ諭シ、私共ニ暇ヲ命セラルル事トナレリ。然ルニ同年主家南部信方新タニ我カ陸奥国北郡（元盛岡藩封土ニ係ル）ノ内七戸ニ於テ高老萬石余ニ封セラレ候ニ付、私共宗家ノ旧臣タルノ故ヲ以テ、更ニ信方ニ召抱ヒラレタリ。然リト雖モ封土ノ歳入尠少ニシテ私共ニ至ルマテ挙ケテ扶助スルノ余裕無之、殆ント困蹶ヲ来スノ余リ、幸ニ当郡不毛ノ地ヲ開墾セシメ、成功ノ上ハ家禄ニ充テ行フヘキノ旨、別紙貳号ノ如ク御布告有之於、爰乎私共別紙第三号ノ如ク各自見込ノ地ヲ撰シ、出願ノ上拮据奮勵自ラ耒耜ヲ採リ、非常ノ勞力ト費用トヲ消耗シ、以テ夫々開墾ニ従事罷在候処、幾クモナク廃

藩置県ノ制度ヲ布告セラレ、藩庁事務全テ大政府へ御引継相成候。節別紙第四号ノ如ク旧藩大参事ヨリ上申致シタリ。是私共無禄士族タルノ不幸ニ陥落セシ次第ニ有之候。蓋シ朝廷ニ於テ公明革新ノ張佩アルヤ、全国一視同仁ノ御聖旨ナルモノナレハ、私共無禄士族ノ予望トシテ一般士族同様ノ恩典ヲ賜ハル事ノ心得、玆ニ貳拾余年ノ久シキ隠忍黙止仕居候。尔来数十年ノ裘褐ヲ襲クナリシモ遂ニ天意九重下情ノ上達セサル故カ、是迄テ何等ノ御沙汰ヲモ蒙ルナク徒ラニ痛惜ヲ吞ミ居候。夫レ然リ而シテ当時ノ主権者タル旧藩主ニ於テ予テ私共ニ約スルニ成功ノ上ハ前約ヲ履シ、全然家禄ニ充ツヘキヲ以テシタル土地ナルニモ不拘、時勢ノ變動ニ随ヒ課スルニ一般ノ租税ヲ負担セシメ、愈々益々私共ヲシテ一大不幸ノ困境ニ悲哀呻吟セシムル事トナレリ。依之、甚タ恐懼ノ至ナルモ前年私共無禄士族ノ悲境ニ擯排セラレタルノ事實ヲ列叙陳供シ、玆ニ奉請願候。仰キ願クハ至仁至公明察ヲ垂レ、我等無禄士族ヲシテ天下一般ノ士族同様、我カ明治立憲治下ノ臣民ヲ以テ処セラレ、上視同仁ナル聖恩河嶽ノ恩典ニ沐浴セラレン事ヲ謹テ一同泣血連署奉請願候。恐惶謹言。

(『盛田家文書』)

この時にあって、七戸士族と同様に活発な動きを示したのは県内では五戸士族であった。彼らはさらに旧盛岡藩士族と連絡をとりつつ、貴衆両院への陳情等を行い、あるいは東京へ代表を派遣、滞在させ、地元では旧盛岡藩士帰農者族禄復旧請願事務所を設置して運動を盛りあげている。この五戸士族の運動と連動する形で七戸士族の運動も発展をみせている。五戸より七戸へ、あるいはその逆に互いに連絡・協議しつつ明治二六年において衆貴両院への働きかけを行っている。しかし明治二六年一二月に帝国議会が解散され、これに伴い運動も一頓座す

るが、直ちに七戸側からの働きかけにより連合を形成する動きを示す。これは七戸の工藤轍郎らが働きかけたことによるらしいが、同二月に至って七戸側から中嶋勝次郎、吉田則忠、苔米地吉兼が五戸へ行き連合結成の話し合いをなしている。契約書・諸規則の討議なども行われたものの、しかしこの五・七連合は結成をみるには至らなかったらしい。五戸側の意向としては、「三戸五戸先ツ連合シテ後チ七戸ト連合ヲナシ方宜シカルヘント其旨趣ニヨリテ決定セリ」ということであつた。その後、五戸・三戸の連合は成立したらしく、以後にあつて野辺地七戸へ連合結成を呼びかけ、全体としてはその方向へと動きはじめたかのようにあつた(以上は『五戸町誌 下』に収録されている『五戸 櫛引慶太文書』による)。

この動きを見ると、七戸士族、あるいは五戸・三戸・野辺地等、県内各地に在住していた士族層はそれぞれに復縁運動に関心を示し、またそれなりの運動を展開したようである。「この運動は地方の政治的関心を引き起した」(『五戸町誌』)とされるのは、その点を指すものであろう。しかし同書も指摘する如く、相互に横の連絡がたりなく、たとえば五・七連合に先立って五・三連合が結成されようとするなど、ある種の主導権争いがみられるなど、強い連帯は生まれるべくもなく、一貫した組織がなかったか、あるいは出来えなかったために成功を収めえなかった。否それ以上にこの運動自体が、民衆一般の支持を受けるものでなく、また時代の移り変わりの中で決して大きな力とはなりうるものではなかったであらう。

四 明治三〇年士族復籍について

指令内収甲等二七二八号

上北郡七戸村

藤嶋 藹

外百五名

明治廿八年四月五日付願 族籍訂正ノ件別記藤嶋藹以下九拾七名ハ士族ニ編入ス 其他九名ハ各自頭書ノ事由ニ依リ詮議ニ及ヒ難シ

明治三十年三月十九日

青森県知事 牧 朴 真

明治三〇年に至り、多くの士族が誕生した。勿論それは戸籍上のことだけであり、何らの特権を有しないものである。七戸村を中心に七戸地方だけでも九七人の多きにのぼっている。彼らが先述の復籍士族である。彼らはその父あるいは祖父らが旧盛岡藩の御給人であり（しかしこの地方で自ら農地を耕作して生活を立てていた半農的存在であった）、しかし盛岡藩の消滅（領地替え）に伴って士族身分を事実上解かれており、七戸藩の成立後も士分として仕えることもなかった者である。これらの人々がここに至り戸籍上は士族として復活した。

明治維新の改革事業の一つとして、士農工商の廃止、すなわち四民平等があげられる。しかし四民平等は全くの表面上の事でしかなく、皇族、華族、士族、平民という新たな身分制が厳然として残ったのである。勿論、皇・華族は別として、士族・平民間にあっては、社会・経済上における差異はなく、むしろ平民の上層部こそが

豪商・豪農として実権を握った。士族は社会的地位の没落こそ身を以て体験していた。ここによりやく戸籍上士族として復籍した人々は、先の士族復禄運動に一体化していったようである。明治二六年（一八九三）に始まった復禄運動との関連は不明であるが、七戸村においては明治三〇年当時も復禄運動があったらしく、復禄請願事務所七戸支部が存在していたのは確かである（同名の書簡綴の表紙が存在していることから判明する。『藤島家資料』）。

五 大正期における士族復禄運動

明治中期以降における運動がほとんど成果をみることなく終わったにもかかわらず、大正八年頃には再び士族復禄運動が展開している。この時はさらに全国的規模で行われたらしく、東京には復禄公債事務所が設けられ、専任の弁護士が雇われて事務処理に当たっていたらしい（『藤島家資料』）。七戸地方では、明治三〇年に士族として復籍した藤島藹を中心としてこの運動が遂行されているが、七戸町、天間林村、浦野館村などの士族がこれに結集、委員を選任してこれに対応している。委員として選任されている人物は、明治三〇年の復籍士族と確認出来るものが多いのが特徴である。どの程度の人数がこれに応じたかは不明であるが、大正八年（一九一九）七月一三日の、おそらくは最初と思われる会合には七二人参加している（『藤島家資料』―藤島藹のメモ）。全国的規模で「各藩士族ハ何レモ政府最後ニ於ケル士族救済ナル、再ヒ来サル御好機逸セサラン為メ、総代等上京、東西奔走一大奮闘致候」（藤島藹あて書簡）とされる運動であったらしいが、しかし、こと七戸士族に関しては、

「予テ御依頼ニ相成候家禄不給与処分ニ対スル行政訴訟提起ニ関スル件ニ付テハ、爾来夫レ夫レ研究仕候処、甚タ乍遺憾勝利ノ見込無之」とされている（同上）。

ともかくも、七戸士族に限らず大正八年の運動は再び失敗に終わるようである。行政訴訟としては、大正一二年に至るもつづいていた事は確められる（『藤島家資料』）ものの、その後における展開は明らかでない。

明治以降、我国の「近代化」の中で、旧来からの身分制は否定され、社会、経済、そして政治的実権は徐々にではあるが、豪商・豪農そしてついには産業資本家へと移ってゆく趨勢にあった。勿論のことであるが、我国の「近代化」自体が、寄生地主制に代表される旧体制を基本的に温存していたのであり、その意味では旧社会体制からの脱皮を完全にやったのではない。しかし、士族層が特権を持ち、優遇される体制はもはやほとんど有りえなかったのは言うまでもない。

第七節 各種行政・政治機関の成立と展開

一 七戸における消防体制の成立と発展

我国における消防制度は、かつて幕藩体制期にあつては城下町を中心として大名火消し、町火消しなるものが存在していた。明治時代になってからも一時期は旧体制そのものの延長であり、主要な市町村には私設の消防組が存在していた。明治六年（一八七三）に大小区制が施行され、大区毎に警察出張所が置かれ、翌明治九年五月

を担うことになった。

七戸においても、旧藩時代より、イロハニ組と称する四つの消防組があり、イ組は三町内、ロ組は小川町・川向、ハ組は四町内、ニ組は向町をその範囲としていたという（『東奥日報』大正一五年五月三十一日）。しかし、七戸において消防組の存在が明らかになるのは、明治一七年のことである。この年青森県は県布達第八六号により従来あった消防組を、公立か私立かをはっきり区分し、さらに両消防組ともに警察の指揮下におくことを明確にしている。特に当時にあつては国民の政治的活動が盛んになってきており、これに対する備えとしての意味もあったらしい。この時に七戸においても私設すなわち有志の寄付金によりまかなわれる消防組が設置されている（『七戸村議会資料綴』明治二二年の頃）。県布達は、その基本的ねらいとして消防組織の公立化にあったと思われるが、そうした中で、県内全域では明治一八年において公立消防組一四組、私立消防組四四組であつたのが、しだいに公立が多くなり、明治二三年には公立四四組、私立三八組と数の上では逆転をみせている。特に明治二二年になって県は県令第五号により一七年の県布達を廃し、各市町村において公立消防組を設置すべきよう指揮したことにより、各市町村では公立消防組が誕生していったのである。

しかるに七戸村においても明治二二年二月一三日の村議会に「七戸村消防組規則」が提出され、従来の私設消防組に代わつて村の予算による公立消防組の設置が提案されたのである。この「規則」は全体で一一條からなり、消防組組織・体制（頭一人・副頭四人・小頭四人・消防夫八六人）、手当てなどを定め、その他の監督・制

服・服務規定等については別に定めるとなっている。これは明らかに県令をそのまま受け、急ぎ公立化を図ったものとみられるが、村議会においては直ちにこの点が問題となり、私立消防組への応分の補助をこそ村が行うべきであって民費が多端である現在において村が運営していくことは財政的に耐ええぬとして、この「規則」は否決・全廃となり、ために私立消防組の公立化は実現することなく終わっている（『七戸村村議会議事録』明治二三年）。

全体としては公立化の方向に進みつつも、しばしば暗礁に乗りあげた理由は、七戸村の場合もそうであるが第一に経費負担上の問題があり、第二には既存組合がその権益を失うこと、特に私立消防組は地方の名望家の私兵的存在でもあったことから由来する反対、あるいは人員整理に通じかねない公立化への反対があったことによるとされる（『青森市消防史』など）。七戸の場合においても消防組が有力者の私兵的存在であったことは事実であり、かかる状況は公立化した後も続いたと言われる（『七戸近世史』）。

明治二七年二月勅令第一五号「消防組規則」が公布され、これにより全国の市町村の消防組が警察の指揮監督下におかれ、さらに青森県では、明治二七年五月県令第二一号「消防組細則」、同六月県令第二五号による消防組設置、区域、人員の決定を公布し、次いで同六月九日県令第二七号を以て「多衆結合シ私ニ消防組ヲ組織シタルモノト認ムルトキハ警察官ハ其名義ノ如何標識ノ有無ニ拘ハラズ之ニ解散ヲ命ズベシ。若其命ニ従ハザルモノハ二円以上十円以下ノ罰金ニ処ス。本令ハ発布ノ日ヨリ施行ス。」（『青森県議会史』）として私立消防組を強引かついっきに解散させ、併せて公立消防組の各市町村での設置を実施せんとしたのである。県令二一号、二三

号、二五号の各号をもって県内各地の消防組区域人員が定められているが、七戸村は組数一、小頭二人、消防手五〇人、区域七戸村となっている。この時上北郡内では他に三本木村、野辺地村に関しても七戸村同様に定められている。

その後にあつて、明治二七年六月九日県令第二八号にて消防組の装備と手当・吊慰金の上限などが定められ、六月二二日県令二九号で旗・高張・堤灯・半纏が、八月一四日県令三四号で徽章などが定められて、組織体制、装備の大略が決定してゆく。七戸村消防組については明治二七年六月二八日県知事よりの達で給与額が決定され、七月二〇日には組頭盛田左登見、小頭盛田喜平治、米田勇太郎以下消防手四二人が決められている（『七戸町役場収蔵資料』）。消防手数が県規定より八人ほど少なくなっている理由は明らかでないが、但し組頭盛田左登見よりの消防吏被服、給与請求では五〇人分請求されているのでおそらく一時的欠員があつたと思われる（同上資料）。なお同二七年一二月には人員が小頭三人、消防手七〇人と増員するよう県令には定められ、七戸消防組もこれに従つたらしく、小頭として盛田友次郎が加わっている（同上資料）。

装備の点に関しては、県令に一応の規定はあるものの、七戸村消防組の場合それを全て備えていたかは疑わしいものがある。すなわち村長高橋熙光が警察署長にあてた書簡の中で村議会においてはあいかわらず公立消防組設置に反対があり、装備はしたがって旧私立消防組のものを基本的には引き継ぎ、新調するものは極力押えるべく述べている（同上資料）。いずれにしても当時の装備としては次のようなものであつた。

旗 高帳 階子 長薦 手薦 中薦 纏 ポンプ 桶 水竜 差又 大綱 斧

鋸 拾鍵 拾縄 金棒

この頃の消防の常として破壊消防が主力であることが、この装備からもわかるであろう。

その後翌明治二八年四月一日の県令により消防組設置が改正となり、七戸村は第一部、第二部の二部編成となり、組頭各一、小頭はそれぞれ二人、三人、組員は各六〇人とされているが、これがそのまま実施されたように思われる。県令通りに全町村において公立消防組が設置されたのは、ようやく大正一四年末だったと言われる（『青森市消防史』『青森県議会史』）。装備の方の近代化はその後徐々に進んだようであるが、蒸気ポンプの設置は、七戸の場合は大正末であつたらしい（『七戸町議会議事録』）。なお不名誉な事であるが、大正一一年頃には、消防組において数々の不正事件（例えば不正寄付金集め、装備の不法放置など）があり、町議会ではその調査委員会を設置するよう提案されている（同上）。

先にもふれたが、消防組はしばしば七戸の有力者に牛耳られており、時として政治的手段にも利用されていた。明治三十一年の郡役所移転事件の際にも表面は治安維持の任にありながらも、裏では警察力への押えとして利用されている。消防組の組頭は盛田左登美、盛田盛、野辺地俊夫、盛田重兵衛とつづくが、これらは野辺地を除きいずれも盛田喜平治一族であり、その後の山本勇吉、小原平右衛門もいわゆる七軒衆であり、盛田正太郎も盛喜一族であつたという（『七戸近世史』）。七戸の有力者はこれら組頭を媒介としつつ消防組を自己の掌中に収めていたのであり、かかる状況は徐々にうすれつつも戦前まで続いたようである。

大正一五年（一九二六）当時にあつては、山本勇吉組頭の下に、中野吉太郎、福田政吉の両部長、太田・成田

・石田・浜村・米田・盛田氏の六人の小頭をして一四八人の組員が配置された。大正一一年にはガソリンポンプが購入され、大正一五年にはさらに自動車ポンプが購入されるなど、ようやく近代的消防体制へと向ったのである。なお同時に部落毎に部落火防組合も設置されていた（前掲『東奥日報』）。

ところで七戸町にあっての大火災と言え、明治三二年（一八九九）四月九日の大火が最大であり、それ以後においては幸いの事に大火と称されるべき火災は発生していない。この大火は、新川原町の料理店から出火して南町、中町を灰燼と化したものであり、出火時間は午後六時、鎮火はようやく翌日午前一時頃であった。家屋焼失したものは一六七戸に及んでおり、その中には郡役所、税務署、郵便電信局などもあった。人的損害は幸いにして負傷一人のみである。なお本大火に対する救助活動は比較的迅速であり、報道の伝わるや、県当局は警察部長、保安課長を派し、また七戸村内の有志による救助は、村内有力者によりなされ、盛田喜平治白米七〇俵、盛田庄兵衛白米二五俵、川村作兵衛現金五〇円、石田善兵衛白米一〇俵、米沢与助現金七〇円、浜中幾治郎白米三〇俵など、七戸村のいわゆる七軒衆、そして盛田盛、盛田左登見の如き消防関係、あるいは浦野館村有志からも多額の義援金がおくられている（明治三二年四月一日～二三日『東奥日報』）。

二 司法機関——八戸治安裁判所出張所の設置

旧藩時代は、行政・司法・警察の権力が分離しておらず、また明治時代に入ってもしばらくは旧時代と同様であり、七戸藩庁、次いで青森県七戸支庁が司法を取り扱った。明治九年三月に、青森県では裁判係を廃して裁判

所を置き、青森県裁判所と称したが、同年一〇月に至って全国的司法制度が整備され、青森に地方裁判所の設置が決まり、青森裁判所として宮城上等裁判所に属し、青森・秋田二県を管轄した。司法が行政から独立したのである。

一〇年三月に、地方裁判所は弘前に移されることになり、弘前裁判所の管下に、弘前・八戸・大曲・能代の四区裁判所が置かれた。一四年一〇月に、管轄区画と名称とが改められ、弘前裁判所は弘前始審裁判所、弘前区裁判所は弘前治安裁判所となり、同様にして八戸区裁判所は八戸治安裁判所となった（『弘前市史 下』）。

ところで、七戸地方を管轄したのは、八戸区裁判所そして八戸治安裁判所であった。当時上北郡は、天間林村以北は弘前区裁判所の管轄であり、七戸以南は八戸区裁判所の管轄であった。特に弘前区の管轄は広く、下北一円もそうであった。八戸区の管轄にしても三戸郡と上北郡の半ばであり、かなりの広範囲であった。

かかる状況下にある、七戸にも裁判所を、という運動が起ったのである。以下の資料は年代不明であるが、内容からして明治一四年から二〇年頃までのものであることは間違いないところであり、この運動（請願）が効を奏したのであろうか、明治二年九月五日八戸治安裁判所七戸出張所が設けられたのである。

始審裁判所御設置之儀嘆願

陸奥国上北郡七戸村ニ始審裁判所御設置之儀奉願候。抑モ維新以来津軽郡北郡三戸郡ノ三郡ヲ合セテ県庁ヲ青森湾ニ設置セラレ、示来^{（青森）}県下ノ民情稍ヤ一ツニ皈シタルガ如シト雖モ、元々津軽地方ト南部地方トハ、風土人情ノ異ナレルハ数百年来ノ慣習アルアリテ、一朝ニシテ能ク洗深スルコト能ハサルハ今更陳上仕

候迄モナク、天然ノ地境ヲ異ニセリ。蓋シ裁判所ヲ各所ニ設置セラレタルハ、素ヨリ官民ノ便否ヲ斟酌セラレタルモノナルヘシト雖モ、県下津軽地方弘前ニ始審裁判所ヲ設置セラレ、其支庁ヲ南部地方三郡ノ東隅ナル八戸ニ設置アリ。其管轄ヲ陳スレハ七戸以北ノ各村及下北郡一円ハ弘前裁判所ノ直轄ニシテ、其以南各村及三戸郡一円ハ八戸支庁ノ管轄ナリ。其距離ヲ陳スレハ、弘前エ遠キハ三十里余、近キハ二十里余、八戸遠キハ拾五里余、近キハ五里余。其村民共ノ不便且ツ難渋ナルコト挙テ数フヘカラス。而シテ唯其村民共ノ難渋ナルノミナラス、当上北郡七戸村^ニ始審裁判所御設置之儀奉願候所以ハ、県下南部地方三郡ノ戸数貳万六千七百有余ニシテ、晚近一望数里之曠野開ラクルニ当リ、人口ノ増進スルコト日ニ月ニ多ク、農商ノ業モ亦大ニ進歩シ、以テ人民各自交際之繁キ過日ノ時ニアラサレハ、人事財産ノ出入ヨリ論議ヲ生シ法衙ノ判決ヲ乞者ノ多キヲ加フルハ自然ノ勢ナレハ、法衙ノ位置ハ最モ中央ナル便利ノ地ヲ撰ハサルヘカラス。今マ弘前始審裁判所支庁ヲ八戸ニ据ヘ置ンカ、八戸ハ南部地方三郡ノ東隅ナリ。然ラハ田名部設置センカ、田名部モ亦タ北隅ナリ。当上北郡七戸村之如ハ真ニ南地方三郡ノ中央ナリ。然ラハ則チ三郡ヲ管轄スルノ官衙ハ則チ中央ナル七戸ニ設置セスンハアラス。郡区御改正以来郡村ノ役所ハ位置其当ヲ得タリト雖モ、法衙之如キハ未タ其当ヲ得ス。故ニ不便ヲ訴フルモノ不尠。之レニ依テ所轄区画ヲ改正セラレ、則チ中央ナル当上北郡七戸村ニ始審裁判所ヲ設ケラレンコトヲ私共ノ渴望ニ堪エサル処ニ御座候。果シテ願意御組取之上ハ、地方有志者ヨリ官衙之敷地及ヒ建築費ノ内、応分ノ献金可仕候間、乞ヒ希クハ御執成被成下度、御願奉歎願候也。

（『七戸町役場収蔵文書』但しこれは写しであらう）

七戸に出張所設置が決定するや、町有志は直ちに土地を無償にて提供している。明治二十一年一〇月五日、開所となる。なお当時の七戸では、町有志による土地提供などによる公的機関誘致がしばしばあった。

ところでこの出張所は、明治二三年の改正により、名称はまた元に戻り、同時に地方裁判所も青森に再び移転となる。したがって青森地方裁判所の管下に、弘前、八戸そして新たに野辺地の地区裁判所が置かれ、七戸出張所は野辺地地区裁判所七戸出張所とされた。大正二年四月には野辺地地区裁判所の廃止に伴い、青森地区裁判所七戸出張所と改称された（前掲『弘前市史』及び『七戸郷土史稿』）。

以後、昭和二十一年、青森司法事務局七戸出張所、二十四年青森県地方法務局七戸出張所と改称され現在に至る。

三 保 健・衛 生

今日の七戸町には公立七戸病院があり、七戸町及び周辺町村民の健康と衛生のために活躍している。この病院の前身は昭和八年（一九三三）一〇月に、七戸町・天間林村・旧浦野館村・旧大深内村の一町三カ村により開設された保証責任利用組合柏葉病院である。この病院は当時の七戸町の有力者を中心とする熱心な運動の結果出来たものであり、特に利用者側たる人々の運動により組合組織として開設されたところに大きな特色があったと言いうるであろう。

ところで、七戸町の公立病院としてはこれが最初のものかと言えば決してそうではない。すでに明治初期の一五年にあって公立七戸病院が存在していたのであり（『七戸近世史』）、さらには明治二十二年（一八八九）の七戸

村議会において、公立七戸病院の改組問題が取りあげられている（『明治二二年・村会決議書綴』）。その内容は、旧七戸村外一五カ村連合公立七戸病院を、以後七戸村・浦野館村・大深内村・天間林村の四カ村の組合立として運営しようというものである。この問題自体は、明治二二年の町村制施行により、天間館村他六カ村が天間林村、洞内村他五カ村が大深内村、大浦村他二カ村が浦野館村となり、従来の一六カ村が三カ村に統合されたことに起因せるものと思われる（但し七戸村外一五カ村とあり、一カ村分数字があわない。これは一六カ村中のいずれかが参加していなかったためだろう）。この公立病院は、病院収入以外に四カ村により計一五〇〇円（七戸村が一番多く、四九五円八二銭）の維持金が出費されており、五人の医員（その内容は不明）を雇傭するものとしている（同資料）。

この公立七戸病院がその後どのようなようになったのか、資料的に明らかにすることは目下不可能である。ただ『七戸近世史』によるならば、明治二六年頃廃止になったという。いずれさらに検討されなければならぬが、いずれにしても明治初年にあって七戸町に広域的公立病院が開かれていたことは注目すべきことであろう。

なお明治四〇年現在で、七戸町蒼前に七戸伝染病院が存在しており、大正三年時には本病院への町歳出が三〇円となっている（『七戸町統計一班』）。

町内在住の医師は、明治末～大正期にあっては三人となっており、医師一人当たり人口は約二七〇〇人である（同上）。

四 その他の行政機関（以下について詳しくは第四卷参照のこと）

（一）警察機構

本県における近代的警察機構の創立は明治八年（一八七五）五月とされる。それ以前は旧幕藩体制下と同じく行政と司法・警察が分離されないままに残っており、七戸地方では七戸支庁がそれを取り扱っていた。その後明治一〇年九月に至って県内に警察署五、分署三六の体制が確立、上北郡・下北郡は野辺地警察署管内となり、この下に七戸・三本木・百石・泊・田名部・大畑・川内・大間の各分署がおかれた。しかしその後明治一三年六月、野辺地警察署が廃止となり、これに代わって七戸警察署が置かれ、野辺地・三本木に分署を置く体制となった。七戸署の所轄区域は、七戸町・三沢村・浦野館村・大深内村・天間林村であった。その後において三沢村はこれから分離される。

（二）七戸税務署

明治二二年に収税部七戸出張所と間接税検査七戸派出所が設置され、いずれも県知事の直轄下にあった。明治二九年（一八九六）一〇月の官制改革により青森県税管理局が設置され、これに伴い両者ともにこの管轄下に入って七戸税務署となった。その後いくたびかの管理局の変化があるものの、七戸税務署はそのまま存続、大正に至っている。

（三）林野行政

国有林（官有林）を直接管理するのが林野行政であり、本県においては国有林の広大なるが故に、その管理局

も多かった。七戸地方の国有林野の管理局としては、明治一九年五月に青森大林区署七戸村区派出所が開設されたのに開始される。二一年には七戸小林区署となり、その後は規模縮小にあい、乙供営林署内の一事務所となっている。

第五章 明治・大正年間における七戸の経済的发展

第一節 商業の発展と大商人層の動向

明治維新は我国が蒙った幾つかの社会変革の中にあってもとりわけ重大な一つである。それは封建的社会体制を基底的な部分からゆるがすものであり（勿論「完全」なものではなかったが）、それにより政治・経済・社会・文化など、あらゆる分野、諸側面における変化が余儀なくされた。政治的变化については第三章において、また、農林漁業を中心とする経済的变化については第九章において若干ふれるが、本章ではこれら各章において触れてはいない部分、すなわち特に七戸村（町）における商業的发展などを中心として概観しておこう。

ところで七戸村は、七戸藩の中心地であり、その七戸藩は明治維新の激流にほんろうされつつ、わずか二年に満たぬ短命で終わるのであるが、しかし城下町として、他の町村とは違う要素を多分に持っていた。それは例え

ばその行政区画においても、七戸村はいくつかの「町」から組織されるようになっていたし、あるいは「士分」の者、特に七戸御給人の如き知識人層たるべき有為の人材をかかえていたこと、さらには商人の町としての要素も十分にあったことなどは、青森県内においては例えば弘前市・八戸市などと類似したものであったといえよう。

このような特色を持つ村として、明治初年の七戸は存在していたのである。

一 大商人の町・七戸町

七戸町は地主の町だと言われる。これら地主は、多くの場合は同時に商人であり、また産業資本家でもあった。広大な田畑、山林、原野を広く上北郡内各地に所有し、多くの小作人を使用する地主として、あるいは馬産家として小農へ馬小作を請け負わせ、あるいは自ら大牧場を経営する者もあり、商人として呉服・雑貨・酒・醤油などを販売し、金貸し業者として庶民金融の一斑を占め、さらには酒・醤油などの商品を製造する工場の経営者として、彼らは多面的活動と活躍をなしていた。勿論これ以外にも、彼らの有力者は七戸の政治を牛耳る実力者でもあり、自ら政治へ参加する者、あるいは背後で糸を引く者など、各種の形をとりながらも七戸の政治をほしいままにしていた一面もまた存在していたと言えよう（本章第二節参照）。

ところで、これら商人層は、地主として成長してゆく以前からすでに商人として活躍している者が多く、江戸時代末期より七戸村の商人として活躍していた。彼らは、呉服・荒物・雑貨など各種の雑多な商品を取り扱って

いる場合が多く、一部のいわゆる御用商人を除くならば、当時の蓄財は差したるものでは決してなかったと思われる。それが、明治以降、特に地租改正に伴う土地の商品化のなかで、徐々にではあるがしだいに地主層としての実力をつけてゆくことになる。地主層としての彼らの成長は、特に明治三〇年代後半よりであることは、別のところで詳述する通りである（第一〇章第五節参照）。

彼らは、地主層としての自己を確立した後であっても、相変わらず商人として、あるいは一部では「産業資本家」「金融資本家」としての途を一層強く表しつつ發展をみせてゆく。こうした商人、特に大商人層として、盛田喜平治家、山本勇吉家、米沢与助家、浜中幾治郎家、盛田庄兵衛家、山本松三郎家、川村作兵衛家、小原平右エ門家などがあげられよう。明治二三年（一八九〇）当時における営業税第一種商業税等級にあつては、彼らは一等〜六等までを占めている。ちなみに言うならば、この等級は一等〜二二等までに区分されており、一等一、二等二、三等一、四等一、五等一、六等二、七等一、以下合計一四九人の商人があげられており、一等は六二割強、二等は五二割余の課税をなされている（『明治二十三年度七戸村議会議録』）。

以下においてはこれら商人の活動をみてゆくことになるが、残念ながらこれらの人々に関する資料は目下皆無に近い。したがって、主として『青森県人名辞典』の各項よりの孫引きの形をとりながら記述していただければならぬことをお断りしたい。なお彼らの江戸時代における活動は第二巻を参照していただきたい。

二 七戸の商人群

(一) 盛田喜平治家の場合（一〇代盛田喜平治、一一代盛田喜平治）

盛田喜平治家、通称盛喜家は今日に至るも七戸町あるいは上北地方の名門としてその令名は高い。江戸時代よりすでに七戸において商業活動に従事しており、盛田喜右衛門広治（一七二四年～一七七八年）の時代以降においてその活動が明らかになる。屋号を大塚屋と言い、盛岡藩への貢献により名字帯刀を許され、従来私称していた石田姓を廃して盛田と改めた。広治は給人として召しかかえられた後も商人はやめなかったが、次代の盛田奎の時に同家を分離、給人の家柄を盛田奎、商人の家柄を弟喜平治が継いだ。以後この喜平治名を代々継ぎながら今日に至っている。なお盛田奎の家系にはその後盛田広精らが輩出する。

明治期に入ってから盛田喜平治は、第一〇代盛田喜平治である。氏は弘化二年（一八四五）生まれである。幕末・明治初年の七戸の富者番付は、船木屋（山本儀兵衛）、浜中屋（浜中幾治郎）、盛喜（盛田喜平治）、山勇（山本勇吉）、米与（米沢与助）、角屋（盛田庄兵衛）、山与（山田改一）の順であったといわれるが、船木屋が明治三年（一八七〇）の百姓一揆で没落したのに対して、盛喜はこれを切り抜け、さらに七戸給人層（特に盛田弓人、左登美父子ら）の庇護も受け、明治一〇年代終わりには七戸筆頭の分限者となっている。一時政治活動をも為したが、専ら酒造業・呉服業に専念、さらには明治二〇年には膝森に牧場を開設、当地の産馬事業にも大きな貢献をなしている。明治二三年には青森県下一一番目、明治三七年には三番目の富豪にのしあがっている。七戸町に関係することでは政治・経済問題を問わず全て盛喜の意向を無視して行われることはなかったと言われている。

これを継いだのが第一一代盛田喜平治である。慶応二年（一八六六）生まれ。叔父の盛田徳太郎を支配人とし、これにより補佐され一層家業を發展させた。ついには県下第二位の富豪となる。家業は従来の呉服・酒造・牧畜業の外に、新たに植林事業を開始している。後述せる盛田農会を発足させた人物でもある。七戸地方の産業全般にわたって活躍、さらに公共事業への関心も高く、軍馬補充部七戸支部の設置、青森種馬牧場誘置に尽力、あるいは大正二年には七戸水電株式会社を設立してその社長となり、また大正末年にはいくつかの耕地整理事業を断行している（前掲『人名事典』盛田稔執筆の項）。

このように、盛喜家は江戸時代からの家業を中核に据えつつ、さらに時代の要請に従って多方面にわたる産業活動を行っていることがわかる。七戸地方の実力者としての公共事業への尽力も特筆されるべきだろう。

（二）山本勇吉家の場合（四代山本勇吉）

江戸時代末にあって七戸の最大の商人であった船木屋の分家であり、代々船木屋勇吉と称していたという。嘉永六年（一八五三）より分家し、味噌・醤油製造業を中心として財をなした。明治年間にあっては、四代目山本勇吉が活躍し、七戸七軒衆の一人とされる。いくつかの政治活動も盛んに行い、特に郡役所移転問題の時には反對派の郡会議員として活躍した。七戸水電株式会社の設立にも参加している（同上。以下同様）。

山本勇吉家の営業については、次項においても若干検討する。

（三）米沢与助家の場合（二代、三代米沢与助）

上北郡大浦村（現上北町）の出身である与助が、江戸末期七戸において呉服商を営み、一代にして財をなした

とされる。二代目与助は弘化元年（一八四四）生まれ、呉服業を営みながら地主としても成長する。三代与助は、明治二〇年（一八八七）生まれであり、医大出身にもかかわらず医業に就かず専ら家業の発展につとめた。

（四）浜中幾治郎家の場合（四代浜中幾治郎、七代浜中幾治郎、八代浜中幾治郎）

初代は野辺地村常光寺の僧侶であったが、還俗して七戸村に帰り浜中屋と称して商業を始めたとされる。三代目の時代に発展、名字帯刀を許され、天保六年（一八三五）の『南部藩御国中分限番付』には前頭四〇枚目として載っている。

四代目浜中幾治郎は、江戸末より明治にかけて活躍し、幕末には船木屋と並ぶほどの商人となったとされる。この四代目は、特に産馬事業に力を入れ、馬産家としての令名は全国に知られている。

七代、八代の浜中幾治郎は主として馬産に力を入れたので有名である。

（五）盛田庄兵衛家の場合（六代盛田庄兵衛、七代盛田庄兵衛）

大塚屋の一族であった。早くから七戸にて呉服商として活躍していたらしい。六代目は天保六年（一八三五）生まれ、呉服商・酒造業を営む。明治初めには分限者となり、七軒衆の一人となる。産馬畜産にも尽力している。七代目盛田庄兵衛は万延元年（一八六〇）生まれ、酒造業に力を入れている。また先代同様、畜産への関心も高かったとされる。

（六）山本松三郎家の場合（二代山本儀兵衛、三代山本松五郎）

山本家は、屋号を船木屋と言い、幕末まで七戸における最大の商人であった。山本儀兵衛（文政一二～明治一

○年）の時代にあつては、七戸の豪商として最も盛んな時であり、松盛丸・神徳丸・福神丸などの千石船を所有しており、野辺地・大阪間の貿易に従事していた。これら取引品は、七戸近在は言うまでもなく、弘前・盛岡・鹿角方面にまで販路をもっていた。酒造業も営み、一〇〇石の造酒をなしていた。嘉永元年（一八四八）に名字帯刀御免、免租地一二石を賜り、御用達・給人格扱いとされていた。しかるに先述の如く明治三年の百姓一揆の最大の攻撃対象とされ甚大な被害を受け、以後急速に衰退していった。

三代目山本松五郎は明治四年（一八七一）生まれ、幼なくして父と死別するが、家業の呉服商・酒造業を営む。公共事業への寄付行為でいられている。

なお、山本儀兵衛の所有船であつた福神丸・神徳丸から船木屋へあてた書簡が数通残っており（『船木屋文書』）、それによって明治初年の取引物の一端が知りうる。

加賀米 越後米 越後大豆 □場付木綿 大阪上綿 繰綿 鯉ノ粕 鰯ノ粕 白子粕 羽鯉 鯉鯉 身欠鯉
棒鱈 干烏賊 三ツ石昆布 元揃昆布 白砂糖 黒砂糖 晒

これらの商品をみると、上方へは主として農産物・水産物を運搬、途中、現在の新潟、金沢あたりで米・小豆などを購入、これらも上方へ運搬し、あるいは七戸方面へと回航し、上方からは木綿・砂糖などを運んでいくことがわかるだろう。

(七) 川村作兵衛家の場合（一四代川村作兵衛）

川村家は寛永年間に七戸に移住して以来商業を営んだとされる。

一四代作兵衛は明治元年（一八六八）生まれ。呉服商を営み産を築き、七戸七軒衆の一人とされている。

(ハ) 石田善兵衛家の場合

前掲の明治二三年度の商業課税対象者としては以上の七家に次ぐ第八等級であるものの、明治年間を通じて急速に財をなし、ついには七戸七軒衆の一角を占めたのが石田善兵衛家である。

石田善兵衛家は、すでに江戸中期にあって七戸で商業を営んでいたらしい。第八代目石田善兵衛は天保二年（一八三一）生まれ。明治年間に七戸で米雑穀、麴、濁酒屋、あるいは金貸業をも営む。次の九代目にあって金融業、肥料業を営み、さらに田畑、山林を急速に集中して大地主となる。

(ニ) 小原平右衛門家の場合

小原平右衛門家の初代は、七戸神明宮の神官榊原の出だといわれる。二代目は、天保一四年より大正一三年（一八四三～一九二四）まで存命し、この間に七戸の大商人、産業家として活躍した。すなわち彼ははじめ船木屋の手代として奉公していたが、やがて独立し、七戸村南町で雑穀商、濁酒屋、さらには金融業をも営み、急速に産をなして同家繁栄の基礎を築きあげた。こうして七戸七軒衆の一人に数えられるまでになった。同時に氏は、公職としては産馬組合代議員、町会議員をもつとめた。氏はよく産を集めた半面よく散じ、多額の寄付行為でも有名である。三代目平右衛門は、山本勇吉家より養子に入った。二代目をよく補佐し、実際上はほとんど氏がとりしきったとも言われる。商業道を追求するとともに、つねに七戸町の発展を考え、あらゆる町の政治・経済上の難問題を進んで平和裡に解決する努力をおしまなかった。公職も数多くこなし、明治四五年七戸産牛畜産

組合評議員をはじめ、大正八年七戸産馬組合評議員、大正一二年、同副組合長などをつとめ、その他養蚕組合副組合長、七戸商工会副会長もつとめた。明治四四年に青森種馬所の誘致に活躍したり、大正二年七戸水電株式会社設立に尽力するなど、極めて多方面の活躍をなした。昭和二年に没した。

以上みてきた商人層は、ほとんどの場合江戸時代から七戸において何らかの営業活動を行っており、さらに明治期に入ると一層その活動を拡大し、単に商業活動のみならず、地主、金融家、あるいは政界における活動をも併せて行っている。そうした中で、これら大商人層、特にいわゆる七戸七軒衆は七戸の政治・経済・産業などの各分野で大きな力を持つに至ったのである。

三 商人Ⅱ地主Ⅱ産業家の事例——山本勇吉家の場合——

七戸町における商人層は、同時に巨大地主であり、また醸造業を始めとする幾つかの産業を経営、投資している場合が多かった。例えば盛田喜平治家は地主であり、牧場経営者であり、さらに、酒・醤油を生産する産業資本家でもあった。商人資本家Ⅱ地主Ⅱ産業資本家という三位一体的存在は、多くは江戸時代末期より明治期にかけてみられたものであったが、七戸地方にあっては、明治～大正期、さらには昭和期にかけても分解することなく存在しつづけた。このことは七戸地方における資本主義的発展の未熟性を意味するものに他ならぬであろう。

ところで、こうした資本家の実体を示す資料は仲々みられないのが現実である。こうした中で、山本勇吉家における明治三一～三七年の営業成績を示す資料を幸いのことに入手しえたのである。以下においてこの資料を紹介

第10表 山本勇吉家の営業収入 (明31~37)

	明31年	32年	34年	35年(※)	36年	37年
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
田	98.86.4	98.86.4	91.62.4	(なし)※	206.43.7	88. 4.5
畑	27.58.5	27.58.5	20.55.5	33.27.7	70.79.6	60.18.2
株(上北銀行)	180	180.				
貸付金	200	200.	50.	129.29.	64.65.	61.58.
醬油製造	62.40.4		57.61.	78.61.	73.61.	73.61.
商業所得	50.			人造肥料 33.75.	33.75.	
貸家々	108.	108.	70.	88.56.4	88.56.4	88.26.7
牛馬々	10.	10.	10.	27.27.6	27.27.6	27.27.6
原野				54.	54.0	21.2
宅地				24.71.	24.71.1	18.87.
(計)	736.85.3	624.44.9	307.08.4	416. 1.7		418.68.2

註 ※ 後訂正したもの (※) 凶作年

(『営業税・所得税関係書綴』山勇家文書)

介しながら、七戸町の資本家の事例を分析しておこうと思う。

第一〇表は、明治三一〜三七年(但し三三年欠)にかけての山本勇吉家の営業部門別の収入内訳である。

これらの収入中、産業資本家としての山本勇吉の収入は、明治三一年八・五パーセント、三五年一八・九パーセント、三七年一七・五パーセントとなっている。明治三五年において比率が著しく高くなっているのは、この年が凶作年であり農業収入が低くなったためである。したがって、産業資本家としての山勇家の収入は決して高いものではなく、産業資本家としての地位を確立しているとはいえない状況にある。これとは対照的に田畑収入、貸家収入が極めて高く、地主的性格を如実に示している。

醬油醸造業者としての山勇の実力は、明治三〇年当時では次の如くであった。

資本金 二、八二八円八六銭三厘

第五章 明治・大正年間における七戸の経済的发展

運輸資本金			一、八六八円六二銭三厘		
固定資本			九六〇円二四銭		
土地			八八坪 (時価 一五二円 月割平均)		
室			四坪一合五勺 (時価 一五円)		
厩下			三二坪 (時価 六四円)		
木造倉庫			二八坪 (時価 五六円)		
土蔵倉庫			二八坪 (〃 一四〇円)		
諸器械			時価 五三三円四銭		
内訳					
六尺桶			一八本	半切桶	三枚 柄勺 三個
五尺五寸桶			一本	誠桶	三個 台場桶 一個
五尺桶			三本	桃桶	四個 枺 九個
三尺桶			三本	担桶	四個 疏台 二個
二尺桶			一本	麴板	二二三枚 手伝 一個
槽搾—器械			一式	榨棒	二二本 榎 一個
掛袋			一二〇枚	蒸鍋	二個 上戸 二個
釜			一個	階子	二個

従業者 四人（内労役者二人）

これをもても、醤油製造業者としての山勇家の実力は、差したるものではない。直接製造業に従事している労働者は二人と思われ、それもかなり旧式の器具を使用して生産している。

これ以降における展開が不明であるので断定はひかえなければならぬが、当時の山本勇吉家が本格的な産業資本家としての途を歩んでゆく条件は極めて小さいか（『山勇家文書』）、あるいはその必要もなく、したがって、これ以上の発展、生産の拡大はほとんどなかったであろう。

明治三〇年当時において、金銭貸付業（商人・高利貸資本）の資本金は四〇〇〇〇円であり、製造業資本をはるかに上回っていることは、山勇家の資本家としての性格を明らかに示している。

なお山勇家は、明治二二年当時にあつて、合資会社たる七戸肥料会社をも経営している。これなどは、七戸地方の農家において肥料（金肥）が用いられ始めたのは、ようやくこの頃からであり、それも極めて先駆的な試みでしかなかったこと、そして合資会社の形態をとった会社経営方式であることの二点からして注目し値するものであらう。

四 大正四年時の七戸町商人の実力

商業の発展を具体的に示す資料は極めて少なく、年次的にそれを示すことは極めて困難である。たまたま入手しえた資料の一つに『大正四年営業税課税標準調査書 七戸税務署』（『盛田家文書』）があるので、これによ

り大正初年の七戸商人の実力を示しておこう。

第一一表 大正初期の七戸町商業の実勢

営業 者 名		卸 売 上 金 額		建物賃貸価格	従 業 者 数
		卸	売		
盛 田 勝 四 郎	盛 田 勝 四 郎	四、五〇〇円	二、二七五円	六三円	二人
山 本 茂 助	山 本 茂 助	三、〇〇〇	二、〇〇〇	二三	一
盛 田 喜 平 治	盛 田 喜 平 治	二七、五〇〇	七、五〇〇	五六九	七
石 田 平 十 郎	石 田 平 十 郎	一	五、〇〇〇	九一	二
米 内 山 万 五 郎	米 内 山 万 五 郎	一、一〇〇	一、二〇〇	七一	一
福 田 政 吉	福 田 政 吉	四、七〇〇	一、〇〇〇	八一	一
戸 館 第 次 郎	戸 館 第 次 郎	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七五	三
菩 提 寺 勇 太 郎	菩 提 寺 勇 太 郎	三、二〇〇	三、五〇〇	五〇	一
米 沢 与 助	米 沢 与 助	五〇〇	三、五〇〇	二九九	三
吹 田 銓 三 郎	吹 田 銓 三 郎	三三、〇〇〇	一	四八	四
高 橋 常 太 郎	高 橋 常 太 郎	一〇、〇〇〇	一、九〇〇	一一〇	三
米 沢 治 郎 吉	米 沢 治 郎 吉	一二、〇〇〇	五六〇	九二	二
山 本 喜 太 郎	山 本 喜 太 郎	四、三六〇	一	六一	一

戸 館 常 助	石 田 東 吉	新 館 伸 一	米 内 山 孫 太 郎	川 村 作 兵 衛	町 屋 定 一	加 賀 信	高 橋 福 次 郎	津 田 沼 三 郎	盛 田 孝 三 郎	作 田 市 太 郎	高 橋 德 四 郎	七 戸 商 業 轉	中 津 德 太 郎	田 中 文 藏	石 田 政 吉	欠 畑 茂 八 郎
五〇〇	二、四〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	二、二五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	四、二〇〇	一、〇〇〇	六、三六三	一、七〇〇	一、二〇〇	八、〇〇〇	三、〇〇〇	円
一、五〇〇	一〇五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九一	二、〇〇〇	七〇〇	二、五〇〇	一、五〇〇	七〇〇	二、三〇〇	一、〇〇〇	五、一六三	三〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	三、〇〇〇
五〇	二三	二三	二一	※ 一八五	五三	一、二〇	四二	二五	五三	五一	二七	一五	三六	五四	五一	四四
一	一	一	一	※ 六	一	一	二	一	一	一	一	四	一	一	一	一 人

盛田重兵衛	二、〇〇〇	—	◎ 二七二	◎ 五
加賀佐太郎	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇	一

註 ※印は製造業部門を含めての数値、◎印は旅館業部門を含めての数値。

以上をみての特色は、卸・小売の分業が確立していないこと、このことは特に七戸のような地方の商業においてはそうである。第二に販売額の小さいこと、そして従業者も一人の場合が圧倒的に多く、一部大商人を除けば地方の零細な商人であったことだろう。

第二節 七戸における製造業の発展

一 酒造業の展開

江戸時代南部藩においては、酒造業を城下町や在町に限定して領主みずからが掌握する政策をとっていた。すなわち「酒造株」を発行し、これを一部の有力商人に独占的に認めるやり方があった。旧南部藩領にあたる青森県内にあっては、五戸・八戸と並んで七戸においてこれら酒造業者が輩出した。これらは先述の如く、商人・金貸業などを兼業する場合が多かった。さらに七戸地方は良質の水があったことが酒造業を発展させる上での有利な条件の一つであった。

盛田稔の研究によれば、すでに安永年間（一七七二～一七八〇）より行われており、この時は大塚屋（盛田喜平治家）が行っていた。さらにその後は船木屋などもこれに加わっており、江戸時代中期以降、七戸ではかなりの酒造業が発達していたと言う（『七戸町史 2』参照）。

明治年間に入り、基本的にはいかなる人々も酒造業をはじめめることは可能となったが、しかしこの為には莫大な資本蓄積を必要とするため、一般庶民がこれに当たることは全く不可能に近いことであった。したがって酒造業者は依然として当時の有力商人らでしかなかった。庶民は精々自家用酒（にがり酒）を造り、それを飲用した。勿論その場合も許可制を原則とするのは言うまでもない。

さて、七戸では幾人かの有力分限者が酒造業を営業している。

川村作兵衛家は明治六年（一八七三）より清酒と白酒を醸造し、広く下北方面へ移出している。清酒は「鷹ノ羽正宗」、白酒は「花の宴」である。盛田庄兵衛家は明治三〇年より醸造を開始している。川向金兵衛酒店より乙種の権利譲渡を受け、以降昭和一九年の企業整備による廃業までつづけられ、戦後二四年より再開している。当初の銘柄は「陸奥名馬正宗」という。盛田喜平治家はすでに江戸時代より酒造業に着手していたが、明治期に入っても極めて活発に営業しており、明治初年には野辺地港より北海道へも移出され、あるいは秋田方面へも出荷されている。「玉の井」・「十和田正宗」がその銘柄である。昭和一三年以来酒造統制を受け、一九年企業整備により二北酒造株式会社七戸工場となっている（前掲『七戸郷土読本』）。

ところで、これら酒造業の生産高であるが、明治四一年には清酒一九三八石、価格にして六万三〇〇〇余円

(『七戸町勢一班』)、大正四年で清酒二七七七石、価格にして九万一〇〇〇円余となっている(『七戸町大要』)。当時は順調な伸びを示していたとみられる。七戸の工業製品中では生産量・生産額とも最大であった。なお明治四一年の統計では、七戸の地酒合計一三八〇石が津軽地方、三戸地方そして上北郡内へ出荷されている(『輸出貨物表』七戸町役場資料)。

大正年間においては七戸では盛田喜平治、川村作兵衛、盛田庄兵衛の三家が酒造していたが、それぞれの資金、および従業員数は次の通りである(『大正四年營業稅課稅標準調查書』)。

盛田喜平治	資本金 一五、九五二円	従業員 七人(内職工 五人)
川村作兵衛	〃 六、一二九円	〃 六人(〃 四人)
盛田庄兵衛	〃 六、九七四円	〃 五人(〃 三人)

盛田喜平治家の明治三四、五年の清酒醸造高は、それぞれ八〇六石余、六四九石余となっている。これは明治三五年が凶作であり、そのため七月以降の製造量を減少せしめたためである(『明治三十五年凶作ニ関スル書類』盛田稔家蔵)。このように原料の米の豊凶により酒の製造高も大きく変化したのである。

本項の最後に、明治初年までは七戸最大の商人であった船木屋山本儀兵衛の清酒醸造願をあげておこう。

清酒増石造再願

私儀

清酒造高元四百五拾石奉願候処米手配出来仕候ニ付十月十一日五拾石増造合五百石造奉願候処先般四百五拾

石御鑑札御下渡被成下候何卒特別之御詮議ヲ以テ五百石造願之通被仰付被成下度奉願候以上

明治七年十二月廿八日

当御管内第七大区三小区
北郡七戸町

山 本 儀兵衛 印

参事塩谷良翰代理

青森県七等出仕 飯 田 恒 男 殿

(『船木屋文書』)

なお、七戸地方における醬油製造業者は、江戸時代安政二年(一八五五)以来の伝統を有せる山本勇吉家である。これについては本章第一節にてふれておいたので参照されたい。

二 その他の製造業

今日においては七戸町でもいわゆる農村工業団地を造成し、極力各種工場の誘致につとめており、いくつかの工場の進出がみられている。しかし、戦前まで、ましてや明治・大正期においては、醸造業以外にあっては差したる製造業はなかった。わずかに菓子製造、木製品製造などをあげうるのみであろう。

第三節 七戸地方における金融業の發展

一 青森県における銀行業の發展と上北銀行

両替屋、金貸し業あるいは無尽講の如き形態での金融的諸機関ないしは形態の存在は極めて早い時期から確認しうるし、七戸地方にあつても幕藩体制下でも若干の形態は見られたであろう事は、従来の研究などによつても確認されうる。これに対し、いわゆる近代の意味における、すなわち資本主義的發展に伴う金融業たる銀行は、勿論明治以降において急速に發達したものである。我国においては、この銀行の發展も、その資本主義發展と同様に極めて偏奇な形態を辿ることになる。すなわち、明治初年における銀行業の發達は、まずもつて国立銀行の發展とともに展開し、その後にあつて民間銀行の發展をみるというものであつた。明治五年（一八七二）一月に時の政府は国立銀行条令を公布し、これに伴い明治六年に第一国立銀行が設立され、以後いくつかの国立銀行の設立をみた後に、士族援産の一貫として金禄公債を元手とした国立銀行の設立を認めたため、各地の士族、あるいは商人、地主、さらにはこれらの協力の下に、明治一二年十一月の国立銀行設立禁止処置までの間に、一五三にのぼる多数の国立銀行が設立された。青森県においては、弘前藩士族を中心とする第五十九国立銀行（明治一二年一月）と八戸藩士族を中心とする第百五十国立銀行（正確な設立年次不明）がこれであつた。この第五十九銀行が現在の青森銀行の母胎である。一方の第百五十銀行は明治二四年には營業停止を命ぜられる。

その後本県にあっては資本主義的経済の進展も差したるものなく、そのため明治二三年まではわずかに前述の二行と八戸節約貯蓄銀行の三行であり、その他若干の講組織的なものが存在するにすぎなかった。かかる状況はその後もしばらく続くが、明治二五、六年頃より私有銀行が県内各地にかなりの数で設立されはじめる。特に明治二九、三〇年の両年はピークであり、それぞれ五行、七行が設立されている。後述する上北銀行も二九年の設立であった。明治三三年までに県内には三〇を数える大小さまざまな銀行が相並ぶことになる。しかしその後には、これらの銀行が合併、閉鎖などを繰り返してゆくのであり、昭和三年頃には一六行にまで減少している。

ところで、本県における銀行業は、必ずしも順調な推移をみせたとは言い難い。

（銀行は）商業の発展に伴うて発達すべき性質のものなれば営業上の要項として商業手形の割引を主とすべきこと銀行の本来の職分なれども本県の銀行は然らず、今なほ従来の金貸業たる旧貫を脱せざるもの多く単に不動産貸付の一途に依りて利益を収むることを目的とせる……（のは）……本県の実情に照せば商業振はず工業起らず従つて其の商取引たるや極めて微々たるより此の方面に要する資金は幾許もあるなきを以て独り商業家のみを相手として其の営業を経営維持するのは至難中の至難事たり

という（『青森県総覧』）。にもかかわらず、明治二九、三〇年に典型的にみられた如き銀行の設立ラッシュは、一体何に起因するのであろうか。上北銀行の設立もまた、これと同様な原因・背景を有せるものと考えられる。

この時期に設立された銀行は、ほとんど例外なく、大地主階級により設立されたものである。このことは彼ら

が農業上の収益を金融業に投資していた事実を物語る。同時に先に引用した『青森県総覧』の指摘にもみられるように、ここにみられる銀行は、本来の業務たる商業金融よりも、不動産（主として土地）を担保とせる貸付を主たる目的としたのである。これら銀行は、大地主、商人の土地集中の有力な手段ともなっていたのである。上北銀行もまたかかる内容をもつ銀行として設立されたのであり、地主制の発展と軌を一にするものであったといえよう（『青森銀行史』・『青森県総覧』等）。

二 上北銀行の創立と七戸町の地主層

上北銀行は明治二九年（一八九六）三月一六日資本金五万円にて上北郡野辺地村に設立され、同四月一〇日業務を開始した。本銀行は、上北地方における有力地主である野村治三郎、伊藤福平、中村久治ら野辺地財界人と、七戸の有力者たる盛田喜平治、盛田庄兵衛、山本勇吉、浜中幾治郎らが参加して創立、運営されたものであった。創業当時の役員は取締役として野村新八郎、野村勘左衛門、そして盛田喜平治の三人で、頭取は野村新八郎であった。会社の目的は「証券ノ割引及代金取立為換及荷為換諸預り金及諸貸付有価証券及地金銀ノ売買、金銀貨金属諸証券ノ保護預り両換」であった。

その後明治三〇年八月に資本金を一〇万円とし、同三一年には会社の営業目的をより明確に次のように定めた。

一、七万円 普通銀行部資本

一、三万円 貯蓄部銀行

一、会社ノ目的

普通部營業

一、証券ノ割引及代金取立 二、為替及荷為替 三、諸預金及貸付 四、有価証券及地

金銀ノ売買 五、金銀貸貴金屬諸証券ノ保護預及両換

貯蓄部營業

一、貯蓄預金 二、定期又ハ当座預金及貸付 三、証券ノ割引

明治四一年四月には頭取として盛田喜平治が就任し、同四三年には野村新八郎は取締役も辞任、これに代わつて野村治三郎が就任している。なお明治三五年には資本金は一五万円にされている。大正三年には三代目頭取として野村治三郎が就任、この時点で会社の存立期間を大正二五年三月一五日までの満四〇年間としている。

その後貯蓄銀行条令の改正もあり、目的を普通銀行業と変更した。大正九年には資本金を三〇万円としている。当銀行は第一二表にみられる通り、創業以来三〇年間比較的順調に推移してきている。これは上北地方の地主の代表者ともいふべき人物がこれに参加していたためであらう。しかし昭和二年に至り、全国的に金融恐慌が起こり、また新銀行法が公布されて銀行経営上の規制が強まる中で、県内の中小銀行の合併が激しく進行するといふ情勢下、本銀行もまた昭和二年一月一日にその業務の一切を第五十九銀行（現青森銀行）へ譲渡して合併し、同行は第五十九銀行野辺地支店となったのである。

前項に述べたように、上北銀行は上北地方、特に七戸町、野辺地町の大地主を中心として設立されたものであり、したがってその発展は、地主制の発展の一面をも意味した。同時にその解体は、地主制自体の行き詰まり、すなわち我国における産業資本の本格的確立とその支配を意味するものであったとも言いうるであらう。ちなみ

第12表 上北銀行業況推移 (単位 円)

期 別	期 末	資本金(内払込)	預 金	貸 付	有価証券
2	明治29年下期	50,000(25,000)	16,736	17,736	9,423
11	〃 34〃上〃	100,000(95,000)	76,257	152,943	11,748
21	〃 39〃上〃	150,000(112,500)	129,072	236,617	24,321
31	〃 44〃上〃	150,000(150,000)	176,652	329,180	28,081
41	大正5〃上〃	150,000(150,000)	190,693	338,540	39,217
51	〃 10〃上〃	300,000(225,000)	378,476	562,087	109,939
61	〃 15〃上〃	300,000(262,500)	471,757	740,162	94,861
63	昭和2〃上〃	300,000(262,500)	426,992	717,267	98,361

(『青森銀行史』)

に上北銀行の業況推移をあげておこう。預金額よりも貸付額が各期とも多いのは、かかる地主主導の銀行の特徴である。

三 第五十九銀行七戸支店

先述の如く、第五十九銀行(現青森銀行)は、明治一二年(一八七九)一月に旧弘前藩士族である大導寺繁禎を中心として設立されたものである。本銀行はその後本県の最有力銀行としての地歩を確立し、順調な発展をみせてゆく。それに伴い県内各地に支店を配置してゆくが、七戸町にも明治三八年一〇月一日に支店を開設する。

これより先、明治二五年四月一日、七戸町盛田喜平治は青森県為替方である第五十九銀行の「青森県為替方七戸出張所代理」となり同所の現金の保管出納に当たっている(『第五十九銀行、盛田喜平治約定書』盛田稔蔵蔵)。

第五十九銀行は当初は七戸町二九七番地に位置していたが、大正二年三月に現在地に移転している。

本銀行の設立にあたっては七戸町在住の有力者の尽力によるとされるが

第13表 第五十九銀行七戸支店業務成績 (単位 円)

年 次	貸 出 金	預 金 高
大 正 元 年	134,346	202,326
2	117,242	206,321
3	129,092	148,549
4	132,156	171,405
5	227,496	204,161
6	234,875	291,551
7	320,889	435,531
8	348,466	398,420
9	552,642	552,672
10	619,083	619,501
11	705,616	571,425
12	656,711	656,711
13	822,741	767,645
14	913,953	845,187

註 各年12月31日残高。

(『東奥日報』大正15年5月31日付)

(『東奥日報』大正一五年五月三十一日)、その詳細は不明である。第一三表にもみられるように、大正期に入ってから営業成績は比較的順調な伸びをみせており、大正元年と大正一四年を比べると、貸出金、預金高ともにほぼ四倍となっている。これは当地方における養蚕業の発展、農業の発展に伴うものであろうと思われる(同紙)。

四 階上銀行七戸代理店

階上銀行は本県における私立銀行としては二番目に古く、明治一五年(一八八二)の創業である。その創業は八戸にあった第五十銀行の好成績に刺激されたとされ、八戸の有力商人、地主(浦山太郎兵衛、浦山太吉、村井市左衛門、泉山吉平ら)と野辺地の野村治三郎、さらに七戸の盛田喜平治らが発起人になって発足した。後にはこれに八戸地方の有力地主であった檜館弥三郎が加わっている。本銀行は明治一四年のいわゆる松方デフレ政策の下で苦境に立たされるが、緊縮政策をとりつつ、何とかこれを脱出し、明治・大正・昭和とその経

営を継続し、昭和三年八戸地方の他三行と合併、八戸銀行となるまで存続している。

ところで、この階上銀行の創立三〇周年記念式（大正二年）を伝える『東奥日報』（同年一〇月二六日）には、支店二、代理店二があげられ、代理店一つは七戸町に置かれていたとされている。また『七戸町統計一班』（大正三年）によると、七戸町下町に位置していたとある。残念ながらその後の推移、およびその詳細は不明である。同様に第九十銀行七戸派出所も大正一五年現在存在したが、詳細は不明である。

五 各種の金融的組織・機関

七戸鴻益株式会社 大正九年二月の創立であり、資本金一万五〇〇〇円（内払込金六二五〇円）、積立金二二〇〇円。社長は盛田盛であり、無尽代理、貸金仲介を業務としていた（『七戸町勢大要』）。

七戸信用組合 大正三年二月の創立。出資金八五二〇円、貯金一八〇〇円、出資金二一三口、準備金五二八三円。組合長は浜中末吉。金庫長は浜中和三郎である（同書）。所在地は新町（『七戸町統計一班』）。なお同様の信用組合として七戸町新町に新町信用組合があったとされる（同書）が、詳細不明。盛田家小作人信用組合については別記する。

質屋 質屋は金貸業と並んで当時にあつては庶民の重要な金融機関であつた。都市・農村を問わず不況時にはその貸付け高、流質高ともに上昇するが、農村においては凶作年から翌年にかけて特に顕著である。七戸町の質屋数は大正三年現在で一軒である（『七戸町統計一班』）。

金貸業 七戸町には金貸し業が多い。彼らは大地主であり、商人である場合が多い。一体どの位の数があつたのかは実のところ不明な部分が多いが、大正三年には三七人とされている（『七戸町統計一斑』）。大正四年には一六人、すなわち盛田庄兵衛（運転資本三九〇〇円）、盛田喜平治（同一万三五〇円）、石田善兵衛（同二四四四円）、石田源蔵（同四七〇〇円）、川村作兵衛（同一三二七円）、米沢与助（同二〇〇〇円）、成田券治（同一四〇〇〇円）、須藤重右衛門（同二一〇〇〇円）、盛田徳太郎（同一万七〇〇〇円）、植西居完（同三五八七円）、小原重五郎（同六〇〇〇円）、山本勇吉（同一〇〇〇円）、盛田達三（同一四六〇円）、石田政吉（三六六八円）、浜中幾治郎（同一〇〇〇円）、松本テフ（同一一〇〇〇円）（『大正四年營業稅課稅標準調査書』）となっている。一部をのぞけば差したる資本金ではないことがわかる。多くの場合にはこれは一つの副業的營業であつたとみられる。昭和元年現在調査「七戸町商人録」（『七戸町勢大要』）に載っている金貸（代理）業者としては、石田善兵衛、石田源蔵、小原平右衛門、米沢巖治、山本政治、松本岩吉、松本祐治、盛田達三、盛田徳太郎の名があげられている。

これら金貸業者は、銀行などは利用出来ない一般庶民への貸付にあたり、その範囲は単に七戸町のみならず上北郡全域、特に天間林村、浦野館村（現上北町）、大浦村（同上）、大深内村（現十和田市）などに及んでおり、これらの地域の地主制の展開と無関係ではない。

六 盛田庄兵衛家の金貸業

第五章 明治・大正年間における七戸の経済的发展

第14表 (1) 盛田庄兵衛家金銭貸付金額別

	5円 未満	5～ 10円	10～ 20	20～ 30	30～ 50	50～ 100	100～ 200	200～ 500	500～	玄米	計
天間林村	3	2	12	5	9	5	4	2	2	2	46
大深内村	2	5	12	5	7	8	3	2	1	0	45
七戸町	0	1	8	7	12	24	23	14	2	0	91
浦野館村・ 三沢村(1)	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	6
(計)	5	8	32	17	28	39	32	20	5	2	188

第14表 (2) 貸付月別

月	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	不明	計
天間林村	10	7	4	3	3	1	1	2	0	0	2	11	3	46
大深内村	14	3	1	2	2	0	1	2	1	1	4	12	2	45
七戸町	9	22	12	9	7	2	4	3	7	7	2	7	0	91
浦野館村・ 三沢村(1)	0	1	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	6
(計)	33	33	20	14	13	3	7	7	8	8	8	30	5	188

第14表 (3) 年代別

年代	明治	大正	昭和	(計)
天間林村	25	13	8	46
大深内村	19	18	8	45
七戸町	2	36	53	91
浦野館村・ 三沢村(1)	0	1	5	6
(計)	46	68	74	188

第14表 (4) 担保付貸付件数

	件数
天間林村	4
大深内村	7
七戸町	1
浦野館村・ 三沢村(1)	5
(計)	17

盛田庄兵衛家資料に『金銭借用証書』束が四本あり、それを整理すると第一四表のような結果が得られる（なお、盛田庄兵衛家は先の「七戸町商工人名録」では酒造業となっている。このように金貸業は他の職業を営んでいる者が副次的職業として営む場合が多い）。

盛田庄兵衛家の金貸付は、これ以外にも存在するであろう可能性は十分にあり、したがってこの表から全ての事は知り得ないのは当然である。ここでは以上の資料から語りうる範囲内にとどめて簡単なコメントを付そう。

まず第一に、金貸付に際して、担保物件を求める事が極めて少ない点は注目される。これがいかなる理由によるか不明である。次に一回の貸付金額は、年代を問わず五〇〇～一〇〇〇円が多いが、天間林村、大深内村のような農村と七戸町とでは若干の差異がある。これは借手側の問題であろう。第三に貸付をしている月は、一月～三月にかけて多い。貸付年別表を作製しなかったのは、貸付年が極めて散らばっており、必ずしもはっきりした傾向がみられないからである。そうすると、月別で冬期間が多いのはいかなる理由か、判明し難いものがある。貸付は時代を下るにつれて多くなっている。ただこれも七戸町と他地方とでは明らかな相違がある。七戸町以外の周辺村での貸付が明治・大正期に多いのは、かかる地方での地主Ⅱ小作関係の拡大と時期が一致するが、このことと盛田家の貸付業を単純には結びつけられなからう。なお盛田家より金を借用している人々の居住範囲も三沢村の一件を除けば全てが七戸町と社会・経済的に密接な関係を有しているところである。

第四節 七戸水電株式会社の創設

近代文明の一つの象徴的存在として電氣を挙げることに異論を持つ人はなからう。我国においても明治以降における電力及びその利用物の發展は極めてめざましいものがあり、資本主義制生産様式はまさにそれに支えられてきたのであり、さらには一般家庭においても電氣が利用されるようになる。青森県内においてこの電氣事業がはじまったのは明治二八年の青森電灯会社（明治二八年四月一日創業許可、同三〇年三月開業）が最初であり、ついで弘前電灯会社（明治三四年）、八戸水力電氣会社（明治四四年）と次いだのであり、これにより県内の主要地域はまさに文明の恩恵に浴した感があつた。そしてこれらにやや遅れて我が七戸地方においても電力事業が開始されるのである。そしてこの担い手となつたのが七戸町の有力者達により企てられ、大正二年創立された七戸水電株式会社であつた。

七戸町にあってこの計画に最も熱心であつたのは盛田喜平治であつた。彼は早くよりこの「文明の利器」に注目していたらしく、明治四二年からは水源調査をしばしば実施している。すなわち同四二年には川村作兵衛とともに塩津能彦技師（東京）をともなつて作田川上流域を、同四四年一月には小原第吉とともに東京の電氣機械会社主小田莊光をともなつて、和田川・作田川を視察している。あるいはまた、七戸出身にて仙台高等工業学校出の米内山氏を迎えて水電に関する談話会を開催するなどして啓発運動も同時に実施している。かくして明治四

五年四月一日に盛田喜平治を中心として盛田庄兵衛、浜中幾治郎、小原平右衛門、石田善兵衛、山本勇吉、盛田徳太郎が集まり、本事業の創立について協議している。当日の議題は、(1)事業を行うべき時期に到着していると考えるべきか、(2)事業の実況を視察する必要と事業経営をいかにすべきかであった。これらの議題は勿論今や実現すべき時であるとして一致し、八戸水力電気会社に小原第吉を派して視察せしめることにした。この後小原氏の視察報告を受けてさらに協議をかさねているが、その中で盛田徳太郎は、利益追求も拙速を戒しめ、参加したる人々の決意と熱心を求め、さらに実施調査の必要を訴えている。同時に盛田喜平治は

目的の水源地に四あり曰、和田川、坪川、中野川、増沢川。其供給区域としては四、五万円の資本を以て行ひ七戸町一円のみとなすか、若しくは三本木町に延長すべきか。若しくは十万円以上の資本を以て坪川に行ひ野辺地町を加へて、即ち広く上北水力電気会社を興して以て三ヶ町の経済的連鎖を計らば共に裨益する所なると共に其の実力の提携が郡下の経済上にも政治上にも重大なる勢力として蒔蓄せられ、即ち本郡の開発に資する事蓋し偉大なるものあるべし。

と主張したのであった（『七戸郷土史』稿）。

いずれにしても実地調査を行う事で一致し、明治四五年五月には天間林村坪川にその水利を求めることに決定し、天間林村当局に対し坪川水力使用を願出ている。明治四五年七月の『天間林村議会議案三二号』（天間林村役場資料）にそれが出ている。

水力使用発電所設置ニ関スル意見案

上北郡天間林村大字天間館地内

一、水力発電所設置ノ個所大坪川小坪川ニ至ル間、右上北郡七戸町盛田喜平治外七名ヨリ水力電気事業経営致度旨ヲ以テ水力使用出願ニ付、右使用ニ対シ差支ナキモノトス。

明治四十五年七月二十三日提出

天間林村長 星 松太郎

盛田氏らは坪川に発電所を設ける方針であったが、しかし所管の逓信省ではむしろ三本木地方（奥入瀬川）にその水源を求め、また三本木、野辺地両町有志との共同経営を行うよう求めていたらしい。

……一昨年（明治四五年の事）五月天間林村坪川に於て水利を発見しまして八戸^{（八戸）}水利使用を出願し、同年十月二十一日電気事業経営の出願しましたが、同月二十九日逓信大臣より電気事業に就て御懇談に預りまして、野辺地、七戸、三本木と三ヶ所連合経営電気事業の有利なる御説を承りました。最も水利は三本木堰を利用する計画で御座いますが、当地有志者に於て其計画の有利なるものなれば、当地に於て最初目論見ました者も変更するは敢て惜むところには無い訳でありますが故に一度は三ヶ町共同にて経営する事に決定しました。然れども三本木堰の水力利用は少しく考究を要すべきものあるを以て県の技術官をして調査する事を願いました如く共同経営は賛成もし、決定もしましたが当会社創立の計画を中止する事なく進歩しまして四月廿日創立総会の運に相成りました。……当会社は資本金八万円株式千六百株、四月二十日に成立しましたが……三本木堰利用の計画目論見（書）によりますると総工費十六万四千余円を要します事故……地方の

経済状態より到底増資するの不可能なるが為の遺憾ながら最初の目論見通り実行致しました。

（盛田徳太郎事業報告書『東奥日報』大正三年七月二八日）

三本木堰（奥入瀬川）設置及び三カ町共同経営はともに実現する事なく、七戸町有志により当初から計画されていた通り実現していった。三本木堰設置が不可能である事はその資金難から理解出来るが、三カ町共同経営が何故不可能となったかは不明である。思うに七戸町有力者が一致団結して進めてきた事業であるため、自らの力においても是非とも実現してゆく事を第一義としたのではなかろうか。

上述の如く大正二年（一九一三）四月二〇日、資本金八万円を以て七戸水電株式会社は創立され、同年七月、取水口を大坪川、小坪川の合流点に求めて工事を起こし、大正三年六月には発電所を完成させている。水路総延長六七七間（内開渠三九六間、木樋六五間、墜道二〇六間）、水量は毎秒五〇立方尺、落差四五尺、発力二〇〇馬力の規模で、水車・発電機ともにドイツ製であった。またこの工事に付随して配電工事が進められ、七戸町を経て三本木町に至る総延長八里二八丁、電柱七八九本、及び電灯五七〇戸一七二三灯、電力三戸三八キロワットの工事が行われている。電力供給他は七戸町、三本木町と天間林村であった（前掲『東奥日報』）。

大正三年七月一日に開業、開業式典が七月二六日七戸尋常小学校で開かれているが、その時の有様は「普通の装飾以外中央には二千燭光の電灯一個及び場の四隅には白燭光の電灯四個を点じ、他に据付けられたる三個の扇風器は絶えず回転して場に涼風を送る等、総て電灯^{（トランプ）}応用したる設備のベストは尽されたりき」（前掲『東奥日報』）と報告されている。社長盛田喜平治、専務取締役盛田徳太郎、主任技術者大伴惣次郎であった。

ちなみに開業時の料金は、電灯一〇燭光六一銭、電力は一馬力（昼間）五円であった（『東北地方電気事業史』）。

本会社は、その後大正二年開業の野辺地電気会社に対して電力を供給し、さらに大正五年には資本金二万円増資し、同年末には取付数三五〇〇余灯となり、大正六年日本勧業銀行から五万円を借入、藤坂・六戸・下田・百石等へ拡張工事を行っている。大正七年には第二発電所設置の調査を開始している。この時までには電灯数五八九二灯となり、広く一般にその価値が認められるようになった。しかしこの電気も、一般には必ずしも直ちにその価値が認められたものではなかった。「大正五年参月弍万円ヲ増資シ、時恰カモ油価非常ナル暴騰ヲ見ルアリ、即チ供給規程ヲ開放シテ取付工料ヲ無料トナシテ電灯使用ノ勧誘ニ努メタリ。」（七戸水電（株）『沿革ノ大要』小原家資料）とあり、会社としてもかなりの犠牲を払って普及につとめたようである。大正八年五月二〇万円増資、大深内・浦野館の両村に延長工事を行い、大正九年第二発電所（一五〇キロワット）と三沢村配電工事に着手し、大正一〇年には完成をみている。同年さらに二〇万円の増資を実施し、さらに陸奥電力株式会社との間で受電契約を結び供給を受ける一方、四和村へ拡張工事を行っている。大正一五年現在にあって、資本金五〇万円その他手形などを合計すると投資額は八〇万五〇〇〇余円、発電力二七〇キロワット、供給地域一二カ町村と二カ所の電気会社、供給電灯取付数一万七七〇〇灯、電力四三六馬力と一一三キロワットに及んでいる。また役員は、取締役社長盛田喜平治、専務取締役盛田徳太郎、取締役野村治三郎、小原平右衛門、石田善兵衛、監査役山本勇吉、小笠原奥治、支配人小原第吉、主任技術者大伴惣次郎の各氏であった（『東奥日報』大正一五年五月三

一日号。『上北郡新誌』）。

このように満帆順風に進展してきたかの七戸水電会社であるが、しかし特に創立前後にあってはかなりの苦難があったらしい。

如斯大事業ノ大成功ヲ遂ケ、今日ノ隆盛ヲ致シタ上、賢明英智ナル社長取締役等アルモ、之カ実地ニ当リテ東奔西走、櫛風沐雨千里ヲ遠シトセス、或ハ東都ニ、或ハ他府県ニ。殊ニ事業ノ進渉上他ノ妨害甚タシク、或ハ卑劣ノ行動ニ出ルアリ、或ハ当方ノ測定セル標本ヲ伝ヘテ盗測セルモノ等アリテ、其ノ心身ヲ勞セルコト枚挙ニ遑アラジ。

（『七戸郷土誌』稿）

という状況が伝えられている。さらにまた、資金の面でもしばしば欠乏をきたし、幾度かの増資と、さらには日本勧業銀行などからの借入をおこなっている。この会社にとっての最大の危機は、昭和恐慌期と、その直後に当地方をおそった大凶作であったという（前掲『沿革ノ大要』）。

この七戸水電会社は、その後昭和一〇年になり県営へ移管される。すなわち県当局は電気事業の効率化促進と発展をうたって、県内の各電気会社の県営化を一部の反対を強引に押し切りつつ実現してゆくが、昭和九年三月の第一次県営化では青森・八戸・弘前の三大会社を、ついで翌年三月には大湊・川内・奥入瀬、そして七戸水電株式会社を県営化したのである。なお県営移管直前の七戸水電株式会社の規模は次の通りである。

固定資産 一、〇二四、九〇〇円

供給区域 上北郡七戸町 他二町九村

第五章 明治・大正年間における七戸の経済的发展



七戸水電株式会社タンク（左の人物が小原第吉）



七戸水電株式会社坪川発電所

供給力	坪川（第一発電所）	一二七キロワット
	田茂木（第二発電所）	一四二キロワット
設備	送電 線路	九・七キロワット
	配電 //	三一三・〇キロワット
需要状況	電灯 九、三五三戸	二五、三六七灯
	電力 一〇一戸	三七二・五キロワット
電気料金	電灯 一〇燭光	七四銭
	電力 一馬力（昼間）	七円一〇銭

（『東北地方電気事業史』）

いづれにしても七戸水電株式会社の創設は、県内の三大都市に次ぐ第四番目のことであり、当時の七戸町の有力者がいかに電力・電気の有効性を高く評価していたかが判明しよう。さらにその電力が独り七戸町のみならず、上北郡内に広く配置されたことは、上北郡の経済的・文化的発展にとって重大な意味をもっていたのであろう。

第五節 鉄道敷設問題と七戸町

——南部鉄道敷設運動を中心として——

一 東北本線敷設と七戸村の動き

英国の鉄道が産業革命期に於ける市場展開の要請に沿うて生長し、資本自体の成熟につれて相互に合併し、総資本の要望によって統制され社会化されて、いわゆるナショナル・ユティティ（国民的利便性……引用者註）或はパブリック・ユティティ（公共的利便性）の性格を獲得するに至る典型的な自生的発展の型と、日本の鉄道が最初から鉄道官僚の手で育成され、財成的・軍事的其他殖産興業的意図の下に市場の要求に行し超越しつつ、国家資本或は特権的財閥資本の力で総合されて行くところの顛倒的發展の型とは極めて対照的である。

と、島泰彦はその著『日本資本主義と国有鉄道』において規定している。

このように鉄道建設が「英国型」とは全く対照的なタイプを我国が示したのは、勿論その前提たる資本主義社会の形成、発展の歴史的・質的差異によるものであることは明らかであろう。

我国において最も早く鉄道建設がおこなわれた明治五年（一八七二）開業の東京横浜間の鉄道は、元来は外国資本の要請に依じて、むしろ国外市場向けのために建設されたものであり、あるいは鉱山専用鉄道においても、その鉱山が官営であり、かつしたがって鉄道自体も官営であり、そのために鉱山あるいは鉄道が、我国の産業機構との内在的な結合が極めてうすいものであり、鉱山ないしは鉄道の不振はたちまちのうちに鉄道廃止へと至ったのである（島前掲書参照）。東北地方における最も早い鉄道であった釜石鉄道も典型的なこの事例である。明治七年工部省により岩手県大橋鉱山が官営とされ、この鉱山と釜石港を結ぶ専用鉄道として敷設されたのが先の鉄

道であったが、しかしわずか一〇カ月にして鉾山廃止とともに鉄道も廃業となる。この間にあって「官用ノ余暇」に民衆を乗せることもあったが、あくまでも「官用ノ都合ニ依」り、それすら極めて一定しないものであり、地域社会の発展と結合せる鉄道では決してなかったのである（豊田武編『東北の歴史 下』）。

かかる跛行的な発展をみせつつ、それでも我国の鉄道はしだいにその路線を拡大し、延長してゆく。我々に直接あるいは間接的に関与してくる東北本線はどのような経緯の中で建設されたのか（今日の東北本線は明治三九年三月成立の「鉄道国有法」に基づき明治四二年一〇月一二日に日本国有鉄道「東北本線」とされるが、それまでは日本鉄道株式会社が経営せる民営の「日本線」であった。しかしここでは全時期を通じて「東北本線」としてのべてゆくことにする）。

東北地方に鉄道を敷設しようとする構想は、すでに明治五年より出ていたが、明治九年に至って華士族への金禄公債の下付があり、これを有利に運用させる事業として一つは銀行、もう一つは鉄道敷設への投資が注目されるに至り、明治一四年に華族団体が中心となり、東京——青森間の鉄道建設計画が立てられ、資本金二〇〇〇万円（日本鉄道株式会社が創立されたのである。東北本線の線路敷設工事は五区間に分割施行され、盛岡——青森間は五区となり、明治二二年起工、同二四年に開通し、ここに東京——青森間、およそ七三二キロメートルが開通したのである。この工事あるいはその後の運営にあたっては、民営というものの、政府の手厚い保護があったのは言うまでもなからう（豊田前掲書）。

東北本線の開通に至るまでには二、三の問題があった。一つは軍部による国防上からのルート変更要求であ

り、これは海岸線を避けるべしとの要求であったが、技術上、営業上からこれは退けられている（豊田前掲書）。もう一つは、一般民衆からの反対であり、(1)市民の迷信、後進性からくる鉄道が病氣や不幸を運んでくるというもの、(2)経済が悪化するとか、従来の通運に打撃が与えられるという理由からの反対、などであった。鉄道路線の敷設だけではなく駅舎の設置をめぐってもこうした反対があった。このうち第一のものは何ら積極的反対ではないが、第二のものは一部住民にとっては極めて重大であった。特に上北地方では当時広く運送業として馬車運送があり、これに従事せる人々には死活問題であったのである（『八戸の歴史 下1』参照）。

ところで七戸村にあっては、この鉄道敷設に際し、七戸村を通過させるべく運動が展開されている（鉄道線路引き上げ運動という）。すなわち野辺地方面を通る鉄道を、国道沿いに七戸方面へ引き上げさせようというものであった。これには七戸の有力商人層（いわゆる七軒衆）に支援されて上崎光一郎、上藤轍郎、高橋熙光らが当たり、東津軽郡小湊に設置されていた鉄道布設工事事務所へ数回にわたり陳情を行ったと言われる。結局この運動は何らの成果なく終わっている（小原第吉「七戸政界五十年」『七戸評論第三号』）。しかし、ともかく七戸村の商人あるいは知識人層が、鉄道敷設が地元に大きな利益を及ぼすことを知っての運動であったと思われ興味深いところである。

ともかく明治二四年開通後においては、日本資本主義の発展にともなって東北本線はしだいにその発展をみせ、特にその沿線住民は大きな利益をうけたのは疑いえない。その一方で鉄道から遠く離れた地方、すなわち我が七戸町もそうであったが、やはりその不利益は逃れえないものがあつた。特に産馬事業の発展にともなってそ

の感は益々大きくなったと思われる。こうした点に対して県当局は明治二五年以降いわゆる停車場道の建設を急ぐことになり、七戸町の場合は現上北町との間に、いわゆる沼崎停車場道四〇六一間の設置がおこなわれる（『青森県議会史 明治編』）。しかし何にもまして地域住民の望んだのは鉄道敷設そのものであり、ここに七戸町では「南部鉄道」建設要求が大きく浮上するのであった。

二 東北本線の七戸町へ与えた影響

東北本線自体は、七戸町を通過することなく、そのため、もしこれを利用せんとすれば東隣の現上北町へと出かける必要はなかった。にもかかわらず、東北本線が七戸町へもたらした影響は大きかったものと思われる。特にそれは産馬事業の発展を支えるべき運送手段を与えたのである。

しかしながら、東北本線開通までは旧藩制時代より上北地方の政治・経済の中心地、とりわけ商業の中心地として多くの大商人層を抱えていた七戸町であったが、この開通によりその役割が徐々に分散され、弱められていったことは疑いなくある。今これを体系的に示すべき資料はないが、次にあげる資料はその一端を物語るものである。

官地予約御払下之儀ニ付事情副願

右ハ明治廿二年地処御払下之儀奉請願候処、該地ハ不都合之旨ヲ以テ今回本願御下戻ト相成候。実ハ拙者儀元来農業ニ従事（マヤ）スタル者ニ有之候得共、一己独立ノ資産モ無之ニ付曾テ数拾年来七戸村一商人某ノ所有ニ

係ル田畑借用小作セシ。是迄兎ニ角ク生計ヲ営ミ来リ候。然ル処今般東北鉄道全通ニ相成候。以来其商機ノ影響スル処、当地方商業家一般不景氣ヲ被ムリ、夫レカ為メニ自然商家モ実業ニ転業ヲ為スノ機運ト相成候ニ付、右小作セシ地所挙テ所有主ノ取戻ス処トナリ、拙者ノ不幸絶叫悲泣ノ外無之候間、就テハ目下耕耘ノ寸地タルモ有セズ、即ク家族一同座シテ凍餓ヲ待ツノ外無之、非常ノ困境ニ落イリ候。随テ本願ニモ出願仕候通り何分該地出格ノ御恩典ヲ以テ願意御許容被成下度、尤モ御許容ヲ相蒙リ候上ハ当秋早々開墾着業ノ準備概略設計相立居候。依テ此段甚々恐懼ノ至リニ御座候得共茲ニ御払下ヲ得ルノ切迫窘急ノ事情如此、奉副願候也。(ゴシック引用者)

明治廿五年一月廿日

上北郡七戸村

戸田 真一郎 印

(『明治二五年官有地払下願綴』七戸町役場所蔵)

ここにみられる商業者は特に中小商業者を中心とするものであろう。ともかく商業では生計たて難く、農業へと転身する有様がみられたのである。このことは、大商人にあっても商業収入よりもむしろ農業収入(地主としての)が大きくなる可能性を示すものであり、七戸町の商人の多くが地主でもあったことはこれからも判明しよう。いずれにしても商業都市七戸としての地位を築きあげることが東北本線から遠く離れることにより不可能に陥ったのであり、そのことが先述の如く七戸町を通り東北本線に接する鉄道の新設を求める運動へと七戸町の人々をかりたてる重要な契機となったと思われる。

三 南部鉄道敷設をめぐる

東北本線の開通は明治二四年（一八九一）であったが、その前後より我国では一種の鉄道ブームが起っている。それは一つには我国資本主義の発展にともなって鉄道営業成績が順調に伸び、また明治二〇年一月「私設鉄道条令」が公布されたことなどから、投資の対象として鉄道企業が大きくクローズ・アップされたことによるものであり、また一般民衆からしても鉄道の利便性が広く認められるようになり、その敷設運動が盛んになったことによるものであった。

かかる鉄道熱は本県をも、そして上北地方、七戸町をも巻き込まずにはいなかった。明治二九年は本県においてはその第一次のピークであり、黒石―鰺ヶ沢間の津軽鉄道の敷設免許があたえられ、野辺地―佐井間の大湊鉄道が鉄道会議で許可され、上磯鉄道敷設計画が樹てられ、そして尻内―五戸―三本木―七戸―野辺地を結び、尻内と野辺地で東北本線と接続する鉄道として南部鉄道を敷設しようと、上北地方の有志による発起人会が開かれたのは、いずれもこの明治二九年のことであった。

南部鉄道計画は、しかし明治二九年の時点で出現はしたものの、その後全く何らの展開を見せずに終わっている。そしてこの計画が再度出現するのは大正時代に入ってからのことであった。すなわち大正初期は本県においては第二次の私設鉄道ブームであり、これは特に当時著しい発展をみせていた水力発電を利用する電気鉄道建設ブームとして登場したのであった。すなわち「鉄道事業が資本家の投資の対象としても十分採算に乗るという点及び水力電気会社自体が売電のために計画」（『青森県議会史 大正編』）されたことにより起ったものだとき

れている。先に述べた七戸水電会社の開業を機に、これを青森市合浦公園―油川間の電気鉄道に利用しようという計画もあったと言われている（同上書）

このように県内各地において私設鉄道建設ブームが湧き上っていたが、南部鉄道計画は、これらとはやや性格を異にしていたようである。すなわち大正三年三月一日付『東奥日報』紙には「下田駅より三本木を経て七戸に達する軽便線は一昨年鉄道院の予定線に入れる。……五戸地方の請願にて鉄道院にては、同地方を昨年踏査の結果、尻内より五戸、藤坂、三本木、七戸を経て千曳に至る一線を予定線に決し、鉄道網に編入したり……」とあるように、若干の路線の相違はあるものの、大正元年よりすでに鉄道院の敷設予定線、すなわち官営鉄道としてこの南部鉄道は計画されていたようである。したがってこの地方の人々の期待するところは大きく、上北地方の有志は大正三年三月九日、「南部鉄道敷設請願書」を国会に提出し、同三月二二日衆議院の委員会を通過している（『青森県近代史年表』の項）。

大正三年の時点での運動は何らの成果をみることなく終わっているが、この頃になると南部鉄道敷設要求運動は極めて根強く展開されてゆく。それは多分に鉄道の利便性が広く一般に認められたことと、該地方の経済的繁栄を図るためにも是非とも必要とされたからであろう。特に七戸町がこの運動においては最も活発であつたらしいことは七戸町々長よりしばしば上北地方の各町村長あてに書簡が出されていることなどからも大略あきらかであろう。以下においては資料的に判明する限りでの運動過程をあげていこう。

大正五年一二月五日 七戸町々長野辺地俊夫、上北郡、三戸郡一五カ町村長あてに書簡。その中で第三七議會

においては委員会にて採択あったが本会議上程はなく、継続して請願をしていくことを呼びかけている。

。大正六年 この頃に七戸町有志により「南部鉄道期成同盟会」が結成されたと思われる。その規約は次の通りである。

南部鉄道期成同盟会規約

第一条 本会ハ七戸町有志ヲ以テ組織シ、南部鉄道期成同盟会ト称シ事務所ヲ七戸町役場内ニ置ク

第二条 本会ハ帝国鉄道東北本線三戸駅ヨリ分岐シ五戸三本木七戸ノ三町ヲ経テ千曳駅ニ達スル鉄道ノ敷設ヲ以テ目的トス

第三条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

総裁 一名

会長 一名

委員 若干名

幹事 若干名

会長ハ七戸町長ヲ推選ス

委員ハ本町選出貴衆両院議員 県會議員 郡會議員 町會議員及ヒ委員会ニ於テ推選セル町有志ニ

嘱託スルモノトス

幹事ハ会長之ヲ嘱託ス

第四条 会長ハ本会ヲ総理ス（総裁ハ本会ヲ総理ス 会長ハ総裁ノ命ヲ受ケ諸般ノ事務ヲ掌理ス）

委員ハ会長ノ招集ニ応シ委員会ニ参与ス

幹事ハ会長ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第五条 本会ハ毎年一回總會ヲ開キ前年中ニ於ケル会務狀況並ニ會計ノ報告ヲ為スモノトス。但シ委員会ノ決議ニヨリ臨時總會ヲ開クコトアルベシ

委員会ハ必要ニ応ジ之レヲ開キ左記事項ヲ決議ス

一 本会経費ノ予算並ニ収支ノ方法

一 運動員ノ人選並ニ運動方法

一 其ノ他臨時ニ起リタリ事項

第六条 本会経費ハ會員并ニ有志ノ寄附ヲ以テ之レニ充ツ

第七条 本会ハ第二条ノ目的ヲ達スル迄継続スルモノトス

。大正七年 第二〇回青森県議会通常会において今泉秀雄は「三本木、七戸、五戸三ヶ所連絡の鉄道敷設促進を政府に建議したい。この三カ所は国道に沿いながら鉄道に遠いため、数十年間不便を忍んできている。この三地方は人口多く、産物多額、敷設されると十和田遊覧の便利は非常に促進されると思う」と提案し、政府へ建議を提出することで満場一致をみたのである。かくして同一二月六日「南部鉄道速成の意見書」が政府に提出されたのである（『青森県議会史 大正編』。なお「意見書」全文は上掲書に載っている）。

かくして南部鉄道は、県下全体の関心事になった感があった。

なおこの頃、七戸町は関係一五町村に呼びかけ、うち七戸町、三本木町、五戸町、倉内村、川内村、浅田村、戸来村、藤坂村、法奥沢村、四和村、天間林村、大深内村をもって「南部鉄道敷設期成同盟会」が結成されており、以後この同盟会を中心として運動を進めており、各町村の生産物・生産高調査など、資料づくりも同時に行させている。同盟会規約は次の通りである。

南部鉄道敷設期成同盟会規約

第一条 本会ハ南部鉄道敷設期成同盟会ト称シ、事務所ヲ七戸町ニ置ク

第二条 本会ハ五戸三本木七戸方面ニ鉄道ヲ敷設セシムルヲ目的トス

第三条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一 委員 若干名 内三名ヲ常任トス

一 名誉委員 若干名

第四条 委員ハ関係地方町村長ニ之ヲ囑託ス

但 常任委員ハ五戸三本木七戸ノ三町長ヲ以テ之レニ充ツ

名誉委員ハ関係地方選出ノ代議士及県會議員ニ之ヲ囑託ス

第五条 委員ハ本会重要ノ事項ヲ決議シ、猶常任委員ハ本会決議執行ニ任スルモノトス

第六条 総会及委員会ハ常任委員会ニ於テ之ヲ招集ス

第七条 総会及委員会ノ議長ハ開会ノ都度之レヲ選挙ス

第八条 会議ハ出席員ノ過半数ニ依リ之ヲ決ス。可否同数ナルトキハ議長ノ決スル処ニ仍ル

第九条 本会ノ経費ハ関係町村ノ負担トス

第十条 本会経費ノ収支予算及各町村ノ分賦額ハ委員会ニ於テ決議ス

第十一条 本会ハ目的ノ達成スルニ至ル迄継続スルモノトス

。大正八年 第四一国会において衆議院を通過せるも、貴族院では審議未了となる。野辺地俊夫町長より関係町村あてに、審議継続請願書を出すように依頼状あり。なおこの頃から浜中末吉を運動員として上京させ、全国の運動と連動させながら運動を展開している。

。大正九年 七戸町にては浜中幾治郎、川村作兵衛、盛田庄兵衛、小原重五郎を委員として運動を展開することを決定。また同年、七戸町有志一四〇人が貴衆両院あて請願書を提出している。以下それを引用する。

南部 鉄道

三戸ヨリ国道ニ
沿ヒ千曳ニ至ル
鉄道敷設ニ関スル請願

工藤轍郎等謹而

貴衆両院議長閣下ニ請願ス 轍郎等謹而考フルニ、凡ソ交通機関ノ目的ハ地方富源ヲ開発シ、産業ノ発達ヲ計リ、国家ノ福利ヲ増進スルニアルヲ以テ、其ノ機能ヲ発揮スルニ適切ナル地位ヲ選バサルヘカラサルヲ

信ス。

然ルニ我地方現存鉄道線路ハ固有ノ国道ニ抛ラスシテ荒涼タル原野ヲ迂回シ、其ノ物資ニ於テ其ノ通行入ニ於テ却テ多キヲ捨テ寡キヲ取ルノ跡アルヲ免レサルナリ。試ニ地図ヲ繙キテ其ノ形勢ヲ觀ンカ、三戸駅ヨリ五戸、三本木、七戸ノ三町ヲ經テ千曳駅ニ達スルノ道路ハ、古來ヨリノ国道ニシテ沿道人家衆多、物資豊富、加フルニ路線一貫シテ曲折些シ。之ニ反シテ現存ノ鉄道線路ハ三戸ヨリ八戸方面ニ抛リ海岸ニ沿フテ千曳ニ出ツルヲ以テ、其迂回甚シキノミナラス沿道原野ナルヲ以テ、其人口ニ於テ其物資ニ於テ遠ク国道ニ及ハサルハ何人モ容易ニ看取スル所ナリ。而シテ往年鉄道ヲ敷設スルニ当リ、彼レヲ捨テ是レヲ取リタル所以ノモノ何ソヤ。惟フニ當時ニ在リテハ海岸地方ノ物資多カルヘキヲ予想スルト共ニ、其通過スル所、概ネ平野ナルヲ以テ工費ノ少キヲ取リタルモノナルヘシト雖、爾來星霜數拾年ヲ經過スルモ、鉄道沿線ノ地ハ其發達見ルヘキモノナキニ拘ラス、三戸ヨリ千曳ニ達スル国道沿線ハ益々發達シテ底止スル所ヲ知ラサルノミナラス、左記ノ既設事業及將來勃興シ得ヘキ大事業ヲ有ス。

一、此地方ハ所謂我國ノ驥北ニシテ畜産業極メテ殷盛、五戸、三本木、七戸ノ三町ニ各産牛馬組合アリ。年々産出スル所ノ馬老萬頭ヲ下ラス

二、政府事業トシテ現ニ三本木、七戸ニ於ケル軍馬補充部支部、七戸ニ於ケル奥羽種馬牧場ノ如キ其ノ規模ノ大ナル其ノ經營ノ盛ナル、實ニ刮目ニ値スルモノアリ。

三、原野ニ於テハ水田老万町歩ヲ開拓スルニ足ルモノアリ。亦山林ノ如キ面積極メテ廣大ニシテ国有林野ニ

於テハ無尽藏ノ樹木鬱蒼タルモノアリ。殊ニ十和田ノ大深林ノ如き千古斧鉞ヲ加ヘサル良材巨木数万町歩ニ亘ルモノアリ

四、郡内烏帽子嶽、八幡岳、八甲田山、赤倉岳、十和田山ヲ経テ戸来岳ニ至ルノ大山岳ハ、満山鉱脈ニシテ金銀銅鉄及石炭等ノ鉱物ニ富ミ、現ニ之ヲ試掘ノ許可ヲ得タルモノ数百ノ多キニ達シ、其鉱物ノ豊富ナル他ニ多ク其比ヲ見ズ。

五、十和田湖ハ海拔式千尺ノ山上ニアリテ周囲拾六里ニシテ、五万馬力ノ電気ヲ起サシムルニ足ルモノアリ。之ヲ利用スルニ於テハ偉大ナル効力ヲ發揮シテ我東北工業ノ策源地タルヲ得ヘク、現ニ帝国実業ノ大立物タル藤田平太郎、浅野総一郎、久原房之助、大港興業会社等ニ於テ其ノ動力ヲ出願シツツアリテ、將ニ一大水力電気会社実現ノ期迫リツツアルハ何人モ認ムル所ナリ。

六、又十和田湖ハ風光明媚、水態ノ絶佳ナル、嘗ニ我国ノ稀ナルノミナラス、之ヲ世界有名ノ観賞地ニ比較スルモ之ニ及フモノナカルヘシ。是レ決シテ吾人ノ憶説ニアラス。現ニ林学博士本多静六氏ハ世界ノ名山水ヲ歴観シタルコト多キモ未タ十和田湖ノ如キ山水秀美ナルモノヲ見スト云ヘリ。以テ其如何ニ秀絶ナル乎ヲ知ルヘシ。

七、戦後外人ノ我国ニ観勝スルモノ年一年ニ頻繁ヲ加フルニ当リ、彼等ヲシテ我十和田湖ヲ観セシメバ嘗ニ其心目ヲ悦ハシムルニ止ラス、我国ノ名勝ヲ世界ニ紹介シ益々外人ヲ招来シテ、我国ノ国富ヲ増進スルノ一端タルニ至ルヘシ。惜シムラクハ交通不便ニシテ之ヲ往来スル実ニ容易ナラサルヲ以テ、未タ内外人ノ

觀勝スルモノ多カラス。故ニ本鐵道ヲ敷設スルアラハ、忽チ其不便ヲ除キ内外客人ノ雜踏スルニ至ルヤ疑ヲ容レサル所ナリ。

以上、如斯帝國ノ一大富源タル東北振興ノ策源地タルノ地方ニシテ未ダ鐵道ノ設ケナキヲ以テ、其物資ヲ運搬スルニ人肩馬背ニ依ラサルヘカラサルカ故ニ、其勞力ト時間ヲ要スルコト多大ナルノ結果万事不經濟ニ陥リ起スヘキ事業モ起ス能ハス、進ムヘキ事モ進ム能ハサルナリ。顧フニ東北ノ不振ハ識者ノ憂フル所ニシテ、今ヤ東北振興ノ声ハ朝野ニ滿チ、其実行ニ汲々タルモノノ如シ而モ、之ヲ実行セント欲セハ我地方即チ三戸ヨリ五戸、三本木、七戸ヲ經テ千曳ニ達スルノ地ニ鐵道ヲ敷設スルヨリ急且ツ切ナルモノナカルヘシ。苟モ之ヲ敷設センカ、政府事業タル軍馬補充部及奥羽牧場ノ如キ多大ノ利益ナルハ勿論、民業ニ於テハ電氣事業及鉱山業ノ如キ農工業ノ振興駁々乎トシテ進歩ノ域ニ達スヘシ。是独リ地方ノ富源開發ニ於テ得策ナルノミナラス、戦後帝國ノ一大国富ヲ増進スルニ必要避クヘカラサルモノト云ハサルヲ得ス。轍郎等本請願ヲ呈スル所以ノモノハ、真ニ地方ノ發達ト国家ノ福利ヲ増進セント欲スレハナリ。願ハクハ閣下幸ニ明察ヲ垂レ、願意ヲ採納セラレムコトヲ。

恐惶謹言

青森県上北郡七戸町

工 藤 轍 郎

外百参拾九名

貴族院議長 公爵 徳川家達閣下

衆議院議長

大岡育造閣下

(『藤島家収蔵文書』)

。大正一〇年 浜中末吉が運動員として上京。二月八日衆議院、二月一〇日貴族院へそれぞれ請願書を提出。三月三日衆議院を通過。なおこの頃渋沢栄一らにも請願している。

。大正一一年七月二日 上北郡会にて「南部鉄道速成請願」が満場一致採択され政府に提出されている。その内容は、先の七戸町有志請願とはほぼ同一内容である。なお浜中末吉は長期滞在、全国鉄道速成同盟会に委員として加わり南部鉄道敷設に活躍す。一二月七日、両院あてに請願書を提出。

このように判明するだけでも大正三年から一一年までの九年間にわたって運動を展開、毎年のように請願をあげているにもかかわらず、また県議会、郡会あるいは関係町村の建議等があったにもかかわらず、衆議院の通過をみるも、ついに貴族院では採択されるには至らなかったようである。かくしてこれだけの運動もついに陽の目を見ることなく終わり、七戸町民あるいは上北郡の人々の悲願は稔ることなく戦後へと持ちこされたのである。

第六節 交通運輸・郵便の発展と商品流通

一 郵便・通信の発展

近代社会にあって、著しく発展したものの一つは通信制度であろう。我国では明治四年（一八七二）三月か

ら、東京・大阪・京都間に書状の集配、郵便切手による新式郵便事業をはじめ、翌年にはこれを全国に拡大していった。青森県においては明治五年七月一日から郵便業務が開始されたが、この時七戸村に七戸郵便取扱所が設けられている。取扱所は七戸村二〇三番地におかれ、旧七戸藩管内を取り扱い区域とするものであった。その後取扱所は、明治六年五月に郵便役所と改められている。さらに同八年に七戸郵便局と改称している。

郵便事業については、政府も非常な熱意を示し、例えば、積雪路や悪路で人馬が道路をふさぐと郵便脚夫が時間を空費して大変不都合だから「爾後郵便脚夫飛行の節ハ人馬共道路に片寄」って妨害しないように、との県令すら出させ、郵便事業の発達をはかっている（『弘前市史』）。

その後、電信事務の普及の下に、県内各地でもこれを扱うようになり電信局が設置されてゆく。こうした時にあって七戸村においても電信分局設置が持ち上がるが、その場合村当局にあってこれに補助金、義援金を拠出しなければならず、村議会において審議されている。村当局より村議会に提出された諮問案は次のものである。

電信分局設置請願ノ件諮問案

今ヤ交通ノ発達ニ伴ハレ其通信モ亦タ愈々迅速ナラン事ヲ望ムハ当然ノ義ナラン。依而創業費金貳百拾九円四拾四銭六厘ヲ献納上願セハ二十四年度内ニ於テ電信分局設置ノ詮議ニ及フヘシト官ヨリ勧誘セラレタリシモ、目下部内ノ状況ニ於ケル進ンテ之レニ応セントスルノ有志者之レアルナシ。思フニ此置局ヲ必要ナラズトシ応セサルニアラスシテ、瀕年有志者ノ義捐等ヲ要スル事業頗ル多ク、為メニ或ハ其負担ニ堪ヘ得サルノ憾アルニ出ツルモノノ如シ。然ルニ彼ノ鉄道線路ノ東京ヨリ我カ青森ニ達スルノ期ヤ、将ニ数ヶ月ノ近キニ

アラントス。果シテ此線路ノ全通ヲ見ルノ暁ニ際会セハ、蓋シ百般ノ事ニ対シテ其通信ノ神速^(マヤ)ヲ要スルノ夥多ナルヤ必然ナランコノトキニ当ツテ、若シ此利器ナクンハ其不便利ナルコト爰ニ弁ヲ俟タスシテ明ナルモノト信スルナリ。故ニ今一村ヨリ該創業費ヲ寄納シテ置局ノ義ヲ請願シ敢テ之レヲ允可ヲ得ント欲ス。而シテ其創業費ノ出途ヲ計ルニ幸ニ二十年度村費ノ残金ヲ二十三年度村ノ必要費ニ繰リ替タルモノノ復償金百円ト二十一年度以下旧公立七戸病院費残額ノ配当高本村当り金貳百拾七円四拾五錢九厘ノ予算ナルヲ以テ、此員額ノ内ヨリ金百七拾九円四拾四錢六厘トヲ合セ支弁シ献納スルモノトセハ、今特ニ之レカ賦課徴収等ノ憂ヲ生セシメズシテ其目的ヲ達スル事ヲ得ン。尚ホ已上主趣ノ存スル所深ク審議シテ之レカ可否ノ復議アラン事ヲ望ム。

(『七戸村議会文書』)

この諮問案はそのまま可決され村当局へ復議される。これを受けて村当局は明治二四年二月七日県知事あて「電信分局設置創業費献納之義願」を提出、認められて分局の設置となった。電信分局は郵便局と併設されて明治二五年一月一日、七戸郵便・電信局として出発する。この時に局舎も七戸二四六番地に新築移転されている。その後明治三六年四月には官制改正により七戸郵便局と改称される。また沼崎、大深内、天間林の郵便局をそれぞれ独立させている。その間二度局舎を移転させ、現局舎は昭和三八年移転によるものである。

二 交通運輸の発展

鉄道については前節で述べたので省略する。

さて、資本主義の発展は、単に工業の発展に止まらず、ついで運輸・交通として電信などの発展をもたらすが、我国においてもこれが急速な発展をみせてゆく。

七戸に関しては旧陸羽街道がそのまま一級国道として整備される。大正三年現在で国道は一里一町六〇間、県道一二町九間、里道一三里一〇町余となっている。

これに対して交通手段としては、明治一〇年頃には人力車二〇台とされるが、大正三年には乗合馬車五台、人力車は七台となっている。人力車はこの頃から姿を消しはじめる。馬車は明治三〇年代は全盛期であり、特に七戸には鉄道がなく、その便は沼崎、あるいは千曳であったため、これらと七戸を結ぶ定期馬車が活躍した。明治四五年当時、七戸―沼崎間は一日一〇往復で片道三五銭、千曳―七戸間は八往復で片道三五銭、また七戸―三本木間は一日四往復、片道三〇銭であった。自転車は二一台所有されていた。なお大正一三年には合資会社中古自動車部が資本金五〇〇〇〇円で創立されて旅客運輸にあたっている（『上北新誌』）。

三 商品・物資の流通

商取引はすでに江戸時代から行われており、七戸地方の商人は呉服・古着などを盛岡、八戸あたりから持ち込みこれを売り、あるいは野辺地港からの上方との交易にも従事している。その後明治時代には益々その交易範囲は拡大され、取引される物資は数量ともに増大してゆく。

一体七戸において、明治大正時代、いかなる商品がどこからどの様に、またどの位七戸にもたらされるのか、

あるいは七戸から移出されたのかは不明な部分が多い。ただ明治四四年に関しては町役場によって七戸町に関わる物資の移出入が調査されている（『七戸町役場収蔵資料』）。それによるならば、まず七戸町に移入される商品とその仕入れ先は次のようになる。

。木綿……………関西地方、大阪	。人造肥料……………東京、大阪	。板類……………青森
。古着……………東京、関西地方	。魚粕……………北海道、三戸	。陶器……………青森、八戸
。酒……………大阪	。荒物……………青森、五戸	。ガラス……………東京
。薬品……………東京	。塩・酢……………青森、盛岡	。茶……………静岡
。紙……………東京	。麩……………東京、栃木	。魚……………野辺地、青森
。麦粉……………東京、青森	。鉄・釘・セメント……………東京	

これに対して移出先と品目は次の通りである。

米……………下北、三戸、野辺地
大豆……………関東
馬……………秋田、岩手、宮城など
牛……………東京、横浜など

さらに前述の七戸への移入品が、七戸町から郡内への移出品として多くあげられている。

これをみてもわかる通り、工業製品などを中心として移入され、農産物を多く移出していることと、さらに七

戸町は上北郡内における商都として、物資がいったんは集積されてから郡内各地に出荷されている。

七戸村（町）の商業は、単に七戸在住の人々の必要をまかなうのみならず、周辺の町村の人々にとっても重要な地位を占めていたと言いえよう。

第六章 明治・大正期の七戸町の民衆生活と社会状況

第一節 明治初年における七戸村の社会状況

明治維新の大変革は、さしあたっては政治的変革、ついで経済的変化をひきおこし（あるいは強制し）、さらに徐々に直接的に民衆生活、社会状況への影響を強めてゆく。生活そのものの変化の緩慢さとは別に、社会的変革は目まぐるしく行われ、明治二年（一八六九）には武士は士族、百姓・職人・商人は一応平民と呼ばれ、いわゆる四民平等となり、あるいは明治三年九月には布告があつて、平民も姓を名のがることが許された。これにより何村の何兵衛、何屋の何右衛門ではなく、姓氏を全員名のことになった。一つの地区に一つの苗字が集中的にあらわれる、あるいはその苗字がどこの地区出身かがおおよそ判明するのはこの時の名残りである。また四年九月には四民一統婚姻勝手となる。七戸付近でもこれ以降は士族と平民の婚姻は盛んであり、特に士族と言っても

貧乏士族であり、土着化していた率の高い七戸地方では一層そうであった。職業の自由もこの年から認められた。勿論だからと言って、当時では職業をかえることはまだまだ難しい時代であった。五年にはエタ・非人の平民編入と人身売買禁止令が出た。こうした人々も一応社会的には平等の取り扱いをされることになった。

ところで、こうした動きを七戸において具体的に示すことは難しい。とりあえずここでは明治初年における七戸村の状況を、静態的にはあるが示しうる資料のいくつかを紹介しておこう。もっともかかる資料も極めて少ないのは当然であり、今は以下の三資料を中心とする。

(1)新撰陸奥国誌

(2)壬申戸籍

(3)陸奥国上北郡大邑誌 七戸村

(1)は明治天皇の巡幸にあわせて、当時の青森県を知らすために編集されたものであり、全県的な調査である。七戸村(三小区)についてもかなり詳しい記述がある。(2)はいわゆる壬申の年、すなわち明治五年に全国的規模において実施された、我国では最初の本格的戸籍簿である。これにより当時の社会状況が知りうるものとしてつとに有名である。残念ながら七戸町には現物の保管はない。しかし幸にも盛田稔がこの戸籍の史料的重要性に早くから注目、整理して記載していたものがある。我々はこれを利用することができる。(3)は上北郡役所が明治一年頃に編集した、郡政上の資料である。とくに林野については詳しくのべられている。

一 『新撰陸奥国誌』における七戸村の概況

七大区三小区は当時七戸町(旧城下)と七戸村、そして新館村、大浦村、大沢田村、深持村、洞内村が属して

第15表 地区別戸数と職種

地 区	戸数	職 種
川向町	65	士族、農、商、工、傭
小川町	29	雑貨商、魚店、酒造、呉服業
下町	24	富商多し、当町盛街
横町	28	富商多し、旅店あり
下川原町	10	農、皮工
柳町	9	農、日傭
袋町	26	農、日傭
後小路町	7	士族、日傭
南裏町	34	呉服、雑貨店あり
本町	15	浦町ともかく
新川原町	25	農家、日傭
川原町	19	農、工、雑居
石神通町	37	士族屋敷、商、農、日傭
向去野	一	「七戸城の大手なり」
立大池	49	
膝森	3	
荒熊内袋岡	3	
治倉銀作和八山	8	
部南田田屋	2	荒熊5、荒熊平1
掛川原館野	6	
栗平曾地町	5	
八別道見横荒中沼野寺長左	15	「業 薪を採るあり」
	2	「業 薪を採るあり」
	14	「業 薪を採るあり」
	13	「業 薪を採るあり」
	8	「業 薪を採るあり」
	6	「業 薪を採るあり」
	2	「業 薪を採るあり」
	2	「業 薪を採るあり」
	14	「業 薪を採るあり」
	5	「業 薪を採るあり」
	5	「業 薪を採るあり」
	8	「業 薪を採るあり」、石工、籾斤あり
	6	「農まれに薪炭を業とす」
	9	下見町2軒、「共に薪炭を産業とす」
	1	
	6	「農あるいは樵を業とす」
	9	余産なし
	5	余産なし
	3	
	8	薪炭を産す
	6	「樵を専らとす」
	4	

いた。七戸町は川向町、小川町、下町、横町、新町、下川原町、柳町、袋町、後小路、南町、裏町、本町、新川原町、川原町、石神通に分かれ、一方七戸村は向町、川去、立野、大池、膝森、荒熊内、治部袋、倉岡、銀南木、作田、和田、高屋敷、八掛田、山屋、上川原、山館、西野、萩沢、八栗平、別曾、道地、見町、横長根、荒屋、中村、沼ノ沢、野左掛、寺下、長久保、左組の三〇支村に分かれていた。以下これらの諸地区毎の戸数とその職種を判明する限りで整理しておこう。

ここにみられる如く、本資料によるならば士族居住地区はわずか三町であり、後述の明治五年（一八七二）『壬申戸籍』とは大きな違いがある。おそらく後者の方が正しいと思われる。下町、横町は「富商多し」とあり、これは盛田喜平治、川村作兵衛、浜中幾治郎、盛田庄兵衛らがいずれもこの地区に居住しているからであろう。なお向町以下は、長久保を除けば全て農業を専らとするものであるが、多くのところでは薪炭を併せ生産していたことがわかる。長久保は樵とあり、これは薪炭生産を専業としていたのであろう。

なお、本資料にはこの他に寺院、仏閣、あるいは原野、山林、河川の位置などがかなり詳しくかかれている。また第七大区全体の概況のところでは、「七戸……人烟五百余、市街不潔、居多クハ農ヲ業トス。」とある。市街不潔とは、一体いかなる意味か断言しがたいが、おそらく川向町、小川町、本町、川原町などのように、士族屋敷と農、工、さらには日傭を業とする者の家までが雑然としている状況を指しているのではなからうか。

二 『壬申戸籍』の内容と分析

七戸村における『壬申戸籍』自体の記載事項は明らかではないが、盛田氏の整理では、(一)戸籍筆頭者名、(二)年令、(三)住所、(四)地番、(五)住居の内容、(六)族籍、(七)寺籍、(八)家族内容と人数、(九)転入・転出について記載されている。記載されている名簿のうち、盛田氏により線引で抹消されているのは元来の調査時点にあったものではなく、明治六年以降に転入した者であることは明らかである。したがって、今回の整理ではこれらの人物については省き、明治五年段階で七戸村に居住せる者についてのみあげることにした。以下いくつかの点から再整理してみよ

う。

まず当時の七戸村の集落別に、それぞれに居住する族籍戸数を示したのが第一六表である。

これにより、(一)士族数は、当然のことながら旧七戸城を中心とする市街地に集中的に居住していること、特に城内は彼らしか住んでいない。但し、その居住戸数は向町、新町の方が城内より多く、これは格式、あるいは城内が手狭の地域であることによるのであろう。(二)工人、商人層は市街地を中心として居住している。商人の場合は下町、小川町、南町、川向、横町、新町の六地区だけでその全体数の九三パーセントを占めている。これら地域は今日に至るまで七戸町の商店街を形成しているところであるのは周知のところである。商人層の中で、当時にあつて特に勢力の強かった大商人層(旧御用商)である盛田喜平治、浜中幾治郎などの人々は下町に居住している。(三)今日にあつてはかなりの居住戸数のあるところ、例えば膝森、荒屋、横長根なども、当時は勿論未だ開墾の手がつけられておらず、したがってわずかばかりの農家が点在するにしかすぎなかった。なお、この点に關して、参考までに今日の各集落(大字・字)との比較であげておいたのが第二〇表である。この一〇〇余年の七戸町の発展の一斑が明らかであろう。

第一七表は各族籍每一戸あたり家族数を示したものである。いずれの族籍もおおよそ五〜六人家族が多い。若干の特色として、農民の家族構成が七〜八人の場合もかなりの比率を占めていること、および商人のそれが、比較的三〜四人の場合が多いということが挙げられよう。前者は生産力の低い段階における農家の分家が少なく、と、後者は商人はかなり分家を行っていることがその理由であろう。

第六章 明治・大正期の七戸町の民衆生活と社会状況

第17表 族籍別家族人数

	士	農	工	商	その他
1人	5	1	0	0	2
2	10	21	3	6	6
3	16	33	8	14	3
4	12	60	4	13	2
5	13	57	10	29	0
6	14	61	4	17	3
7	7	44	3	13	0
8	13	48	4	10	2
9	9	25	4	9	1
10	2	20	1	8	0
11	3	9	0	1	0
12	2	5	0	2	0
13	0	0	0	2	0
14	0	1	1	0	0
15	0	0	0	0	0
16	0	0	0	1	0
17	0	0	0	0	0
18	0	0	0	1	0

第16表 地区別・族籍別戸数

	士族	農民	工人	商人	その他	計	備考
城内町	19	0	0	0	0	19	
新本町	24	29	9	14	2	75	
山根町	2	19	2	1	1	25	
横町	3	3	0	0	0	6	
向町	7	7	0	17	2	33	医1僧1
川向町	30	28	0	0	2	60	僧2
新川原町	1	13	11	18	1	44	
南川原町	1	21	2	0	1	25	
川原町	3	8	5	17	3	36	医1
川去内	10	20	0	2	3	35	
荒熊内	2	0	0	0	0	2	
治部袋	3	3	0	0	0	6	
作田町	2	3	0	0	0	5	
裏町	1	12	0	0	0	13	
下袋町	0	6	0	2	1	9	
小川町	0	1	0	28	0	29	
柳町	0	17	1	0	1	19	
下川原町	0	4	4	27	1	36	
蒼立前	0	8	0	1	1	10	
野池	0	5	4	0	0	9	
大森田	0	7	3	3	0	13	
膝底和備	0	3	0	0	0	3	
古南木	0	8	0	0	0	8	
銀組	0	2	0	0	0	2	
左岡	0	3	0	0	0	3	
倉田	0	4	0	0	0	4	
和田	0	16	0	0	0	16	
高敷	0	12	0	0	0	12	
八掛田	0	5	0	0	0	5	
山屋	0	6	0	0	0	6	
上川原	0	6	0	0	0	6	
山館	0	3	0	0	0	3	
西野	0	1	0	0	0	1	
道地	0	31	0	0	0	31	
見町	0	6	0	0	0	6	
横長根	0	9	0	0	0	9	
荒屋	0	1	0	0	0	1	
中村	0	6	0	0	0	6	
沼ノ沢	0	9	0	0	0	9	
野左掛	0	4	0	0	0	4	
寺下	0	13	1	0	0	14	
長久保	0	8	0	0	0	8	
計	0	6	0	0	0	6	
	106	381	42	130	19	678	

第18表 信教・菩提寺別戸数

職 族		瑞 竜 寺	青 岩 寺	金 剛 寺	神 道	そ の 他 不 明
		戸	戸	戸	戸	
士	族	75	26	2	3	0
農	民	164	93	110	13	1
工	人	17	20	4	0	1
商	人	33	90	6	1	0
そ の 他		8	8	2	0	1
(計)		297	237	124	17	3

第19表 族籍別戸数・人口数

職 族		戸 数	比 率	人 口	比 率
		戸	%	人	%
士	族	106	16	561	14
農	民	381	56	2,269	58
工	人	42	6	233	6
商	人	130	19	773	20
そ の 他		19	3	74	2
(計)		678	100	3,910	100

第六章 明治・大正期の七戸町の民衆生活と社会状況

第20表 明治5年と現在の各集落別居住戸数比較

地 区	明治5年	昭和55年	地 区	明治5年	昭和55年
城内町	19	423	倉岡	16	41
新横町	75	344	銀南木	2	13
下町	33	50	作田	13	8
小川町	29	44			20
袋川町	36	71			8
	19	171			12
川向町	44	上川向 144	左組	4	9
		下川向 193			15
南浦町	36	南浦 53			52
新川原町	9		和田敷田	12	34
川原町	25	102	高屋敷田	5	44
向野前町	35	104	八掛師	6	
舘蒼本町	60	147	山	1	21
山柳大膝	3	195			38
森内袋沢下	13	264	西萩ノ沢地	31	17
	25	東大町 232		—	8
		柏葉町 199		6	6
	6			—	12
	10			9	22
	8	23	見町	9	6
	2	28	中村屋平	9	22
	大沢 64		荒屋	6	10
	6	28		—	34
	13	29			32
	4	18	野左掛	14	14
	8	5			24
	大林		横長根	8	—
	太田	43	長久保	6	
	川去		(計)	678	3,508

註 昭和55年の数値は『1981年版町勢要覧』より。

旧町名と現在名とが符号しないものもあるが、おおよその見当であげておく。

次に族籍毎の戸数・人口数を示したのが第一九表である。この表からまず気づくことは商人の占める割合の高さであろう。人口・戸数ともに二〇パーセントを占めている。このことは七戸が旧来よりこの地方（今日の上北郡および十和田市）の商業の中心であったことを示すものである。士族が旧城下町にもかかわらずかなり低い割合でしかないのは、この壬申分籍戸籍にあって、士族として登録されているのはいわゆる江戸士族と若干の無禄士族であり、後に族籍のみ士族とされるいわゆる復籍士族は一切含まれていないからである。彼らはほとんどが農民として登録されている。なおその他の中には医者二人、僧三人も含まれている。人口の五分の一を占める商人層がその後の七戸村（町）にあって、あるいは上北郡にあって、身分制の解体に伴う士族の没落に反比例してその勢力を多方面にわたって拡大してゆく事実、ある意味ではすでに準備されていたと言えよう。

信教になると、圧倒的に仏教であり、わずかに神道信者が一七戸あるにすぎぬ。仏教宗派では瑞竜寺・金剛寺はともに曹洞宗通玄派であり、金剛寺は瑞竜寺の末寺である。青岩寺は浄土宗白幡派である。したがって曹洞宗信者、あるいは檀家が全体の三分の二近くを占めることになる。

三 『陸奥国上北郡大邑誌 七戸村』の紹介と分析

おそらく明治一〇年（一八七七）頃に編集されたと思われるこの資料は、当時の上北郡内の各村に関する現勢調査であり、郡役所などの関係者が行政上の必要性から編集したものと思われる。墨字で書かれており、ここでは旧上北郡役所蔵物で、現在は十和田市民図書館蔵のものを利用した。

第21表 族籍別戸数・人口

	戸 数 (%)	人 口 (%)
士族	106 (14%)	627 (15%)
農民	415 (58%)	3,590 (85%)
職人	43 (6%)	
商人	144 (20%)	
その他	13 (2%)	
(計)	721 (100%)	4,217 (100%)

(26) 民衆。

これらの項目を整理して示しておこう。

残念ながら農・工・商、その他の各々の人口数は不明である。この表と第一九表を比べると、わずか五、六年の時間差であるため特に際立った変化はないが、人口は確実に増加しており、農民・商人戸数も同様に増加していることがわかる。

次に地区別戸数をあげよう。この場合、地区は大きく二つ、すなわち「町」と「字地」とにわけられている。

『壬申戸籍』により示した前掲第一六表と比較してみると、若干の部分で地区(字地)名が符号しないものもあるが、おおよそ一致している。これによれば、地区別にて明治五年時より戸数の増加したところは、旧町内においては川向町、下町、新町、袋町、南町、裏町、本町、川原町の八地区、字地では蒼前、川去、銀南木、左組、

本資料は、各村に関して必ずしも一定の基準をもって記述されたものではないらしいが、七戸村については次の如き記述がある。

(1) 七戸村各町とその範囲、(2) 疆域・幅員、(3) 沿革、(4) 里程(青森県庁よりの)、(5) 地勢、(6) 地味、(7) 税地、(8) 字地、(9) 貢租、(10) 戸数、(11) 人数、(12) 牛馬、(13) 車、(14) 山、(15) 川、(16) 森林、(17) 原野、(18) 池、(19) 道路、(20) 社、(21) 寺、(22) 学校、(23) 電線、(24) 郵便局、(25) 物産、

第22表 地区別戸数

地	区	戸	数
城川	内町	15	戸
川	町	57	
小	町	35	
下	町	33	
横	町	32	
新	町	79	
下	町	7	
柳	町	8	
袋	町	22	
南	町	40	
浦	町	18	
本	町	28	
新	町	30	
川	町	39	
荅	前町	14	
向	去野	40	
川	池	3	
立	森	3	
大	内袋	8	
膝	岡	2	
荒	木	6	
治	組	5	
倉	田	15	
銀	敷	3	
左	田	5	
作	原	15	
和	館	13	
高	野	3	
八	沢	8	
山	平	7	
上	曾	2	
山	地	2	
西	町	5	
萩	根	5	
八	屋	9	
別	村	6	
道	沢	9	
見	掛	1	
横	下	7	
荒	保	8	
中		5	
沼		13	
野		8	
寺		6	
長		721	

註 膝森が資料には藤森とある。

作田、和田、山館、荒屋、沼ノ沢の九地区である。この中でも特に川向町、下町、南町、川原町などの増加が目立っているが、これらの地区が商人層を中心とする居住地区であることは何らかの関係を有していると考えられる。字地の多くは圧倒的に農家の居住地区だが、ここでは戸数の増加はあるとしても極めて小さなものでしかない。なお、西野地区が激減しているが、これは地区割の差異によるものと思われる。総戸数では先にものべた通り増加している。

次に産業部門に目を転じて幾つかの統計をあげておこう。

牛馬、特に馬の数の多いことは、この上北地方一般の特徴であるが、七戸村もまた例外ではない。単純に計算するならば、一戸あたり三頭余となっている。この中にはすでに工藤轍郎による萩ノ沢耕牧場開設にともなうものなども含まれている可能性もあり、そのために頭数も押し上げられているとも考えられるが、それにしてもか

第23表 七戸村の産出量

項 目	生 産 高 な い し は 飼 育 頭 数
牛 牝 牛 馬	75頭 126
馬 牝 牝 馬	405頭 1,991
米	896石8斗
糯	21石8斗
稗	1,459石9斗
大豆	1,145石3斗
蠶 繭	10石
麻 繭	664貫
繭	45石
生 糸	5貫

なりの高い数値である。

納税に関しては二四表の通りである。

その他人力車二〇台、公立小学校一校、郵便局一局などがあげられている。いわゆる「文化」の波が様々な形をとりながら七戸に押しよせてきているのが判明しよう。小学校（七戸小学校）は明治六年、郵便局は明治五年の創設とされる（但し、小学校創立は、明治七年が正確であろう）。

この『地誌』において最も詳細に記載されているのが森林・原野名と、その官有・民有別面積である。

なお、参考までに明治九、一〇年の七戸村における農業生産物の生産高をあげておこう（第二五表）。

この明治九年の統計値は先の『新撰陸奥国誌』の数値と全く一致している。したがって『地誌』の数値は明治九年の統計であることが判明する。

明治、大正と七戸町の産業・経済の発展にともない、社会・生活も発展をみせる。人口も徐々にその増加をみ

第24表 税金納付状況

項 目	額
地 租	1,671円19銭8厘
国 税	990円9銭
県 税	97円30銭
計	2,758円58銭8厘

第25表 明治9・10年七戸村の農作物生産高

	明 治 9 年	明 治 10 年
米	896石8斗	944石2合
糯	21石8斗	22石1斗
稗	1,459石9斗	1,169石6斗
大豆	1,145石3斗	1,193石
大菜	10石	12石
麻	664貫	796貫
繭	45石	60石
生糸	5貫	6貫

(『米内山家文書』)

第26表 七戸町における人口の増加

年 次	戸 数	人 口
明 治 6 年	678 戸	3,910 人
9	721	4,217
41	1,018	7,168
大 正 1	1,184	7,831
2	1,261	8,038
3	1,302	8,339
4	1,333	8,444
5	1,375	8,545
6	1,335	8,727
7	1,311	8,493
8	1,339	8,754
9	1,350	8,846
10	1,361	9,990
11	1,350	9,432
12	1,509	9,775
13	1,550	9,986
14	1,548	9,153

註 明治6年『壬申戸籍』(但し斗南藩士寄留除く)。
 明治9年『上北郡邑誌』。
 明治14年『七戸町勢一斑』。
 大正年間『東奥日報』大正15年5月31日号。

せてゆくのは当然である。いくつかの年次の人口をあげておこう。但し明治期はほとんど不明である。

第二節 明治初年における民衆生活上のいくつかの出来事

(一) 神仏混合と分離事件（七戸の場合）

明治政府のかかげた政治的理想は、「五箇条の御誓文」にみられる如く、神道を根幹に据える方策を基本とした。慶応四年（一八六八）には神祇官を再興、これを太政官と同等としたのもその現れであり、かくして旧幕藩体制下にあつては、幕府の仏教保護下にあつて仏教に屈していた神道は陽の目をみるとともに、中央政府の統制下におかれてゆくことになる。明治元年三月、「神仏判然令」が出され神仏分離が明確化される。こうした中にあつて、勢い余つて神仏分離の政策が、時には大きな行き過ぎをみ、寺院の破壊や仏像・経巻の焼却にまで及んだことはよく知られた事実である。

七戸地方においては、かかる暴動の如き動きはみられなかったようである。しかし、従来は南部藩あるいは七戸藩により寺禄を与えられていた寺院にあつては、その特権は廃止され、さらに五年一月には寺格は一切廃棄され、大小を問わず全て平等な立場におかれることになる。これに対して、従来は別当である寺院あるいは神社付の社僧に実権を握られていた神社は自立をしてゆくことになる。次に示す資料はかかる時にあつて、別当であつた者たちが、そのまま神社主へ転換してゆくことを願つて出されたものである。

以書付願上事

陸奥国北郡七戸通八幡村新館八幡宮神主立光院改

新館 左 仲

（以下一八者省略）

今般

王政御一新神仏混淆分列之儀^(マヤ) 被仰出候ニ付 私共復帰仕 以後神主社人等之称号ニ相転前社神勤改名仕度
此段奉願上候已上

明治二年巳ノ九月

文殊院 印

(以下略)

民政御役所

(『浜中幾治郎関係文書』)

こうして神社は別当の支配から独立するが、同時に神社は各種の保護を与えられ、あるいは県社、郷社、村社の格付けがなされ、各社前にはその格式を示す社標がたてられた。同時に神官も格付けされ、県から俸給を与えられた。神官はここでは官吏化され、政治に奉仕せしめられたのである。七戸町には県社がなく、神明宮が郷社であり、上川日神社が村社であった(『陸奥国上北郡村誌』)。しかし、かかる上からなされた神社の格付け以上に、民衆にとっては生活との接点としての神社があり、信仰があったのは言うまでもなからう。神官が政治に参与した具体的形態としては、明治六年五月に県当局が開催した、いわば今日の県議会の前提をなす「区長祠官会議」への参加をもっても判明しよう。そこには大、小区長の他に各小区単位の祠官が出席している。

七戸村、すなわち当時の第七大区小三区からは、祠官(兼戸長)として畠山義章が出席している。なお七戸村

からは同時に瑞竜寺住職も参加している（『議場日誌』）。

一方の寺院側の動きはどうであったのか。寺禄を始め、従来与えられていた一切の保護と特権を奪われた寺院は、すべて一応平等な立場から新しい出発を始めなければならなかったのは言うまでもない。こうした中で七戸町最大の寺院であった瑞竜寺はどうであったか。

本寺もまた明治五年にその寺領を公収されている。しかしながら、本寺にとって幸いなことが二つあった。一つは寺領六七石七升四合中、七石七升四合分はそのまま寺の所有地として残ったのである。本寺は正保三年（一六四六）に五〇石を与えられ、弘化元年（一八四四）に大浦村の新田野竿高七石七升四合を加えられ、この開墾は四年後に終了して、合計六七石余の寺領地を所有していた。大浦村の新田地は、寺自らの開墾によるものとして、公収の対象から除外されたのである。太平洋戦争後の農地改革による解放に至るまで、この所有地は寺の大きな経済的基盤であった。もう一つの幸いとは、時の住職、中興規外為範和尚のすぐれた人格と努力があったことである。師に与えられた「中興」の尊称はその賜物であったと言う。かくして、瑞竜寺に関して言えば、明治初期の激動を見事に乗り切り、七戸地方の人々の厚い信仰の対象となったのである（盛田稔『瑞竜寺史』参照）。

（二）七戸町におけるキリスト教

我国においてキリスト教の布教が公に認められたのは明治六年二月のことであった。その後キリスト教は、特に都市部において信者を獲得してゆき、青森県の場合では、弘前あるいは八戸においてかなりの信者を得たのである。そして弘前にしろ八戸にしろ、その信者（弘前場合はプロテスタント、八戸の場合はギリシャ正教）ハ

リストス）は、時として青森県における自由民権運動の担い手であったことは周知のところであろう。

これに対し、「（布教の）最も困難だといわれる農村地帯」（『七戸教会七十年の歩み』）である七戸地方ではどうであったのだろうか。

七戸町にキリスト教伝道がなされたのは明治三四年（一九〇一）だとされる。この頃函館・弘前よりそれぞれ宣教師が七戸を訪れている。明治三八年に七戸出身の中津徳太郎が信徒となり、弘前あるいは八戸の信徒と交わりながら信仰を厚くした。そしてこの中津氏を中心として、明治四〇年に地元有志により七戸信仰会が結成されたことにより、当地においても本格的に「キリストの種が播かれ、芽を吹き出し、生長していった」（同書）のである。信仰会会長には中津丑蔵、理事は藤谷伊太郎、そして中津氏であった。牧師は八戸教会の吉崎牧師が兼牧していた。

なおこれとは別に、七戸出身のキリスト信者として、石田良助の名を忘れてはならないだろう。彼は安政三年（一八五六）の生まれで、七戸藩、青森県に奉職、ついで明治一一年開拓使に出仕し、北海道三県時代には函館県に、ついで明治一六年に大蔵省に奉職、かの『開拓使事業報告書』を完成せしめた。このころすでにキリスト教者であったと言われ、したがって七戸出身の人物でキリスト教者の第一番とされるであろう。一時不遇な時もあったが、明治二八年には横浜市役所勤務のかたわら、横浜禁酒会をつくり、禁酒運動と伝道に身を捧げた。晩年は七戸に帰り七戸教会を牧し、郷人に伝道するかたわら酒の害を説いた。人々は彼を「キリスト老人」と称したといわれる（『青森県人名大事典』盛田稔稿及び福田正一郎の教示による）。

明治末より大正にかけて、徐々にではあるが信者が増加している。明治四一年の受礼者の中には小原第吉もいる。明治四四年には中津氏の長女が死去したのに際して、七戸町では初めてのキリスト教による葬儀が執行されている。当時の活動は、毎日曜日に午前は日曜学校、夜は礼拝というものであった。ただこれらのための集会所はなく、信者の家を借りて行っている。大正一五年頃より中心人物であった中津氏が病氣となり、そのため日曜学校等も閉鎖の止むなきに至り、わずかに家庭礼拝のみがつづけられていた。

八戸教会の島田牧師による七戸教会再建の努力がつづけられ、昭和五年一月一日の神の国運動が七戸で開かれ賀川豊彦による伝道集会も開かれた。そして同年秋より日曜学校と夜の礼拝が再開された。昭和八年になり専任牧師が迎えられ、教会、日曜学校、婦人会、共励会の活動も漸次活発化していったと言われる。

今日に至るまで七戸町でのキリスト信者は決して多くはなく、また七戸教会の活動も決して目立つものではない。七戸教会の歩みは、しかし「信徒中心の教会の歩み」であり、それはたまたま専任牧師のいなかった時期が多いという条件から由来するものとしても、同時に今日の「あるべき教会の姿を先取りした形」で示したものとされている（日本基督教団七戸教会『七十年の歩み』参照）。

二 民衆生活上の出来事と状況

明治初年にあつては、新しい時代の息吹きと、古い時代の残存との混在している状況がしばらくは続いた。このことは特に民衆生活上にあつてはそうであったと思われる。こうした点について、以下いくつかの面で示して

おこう。

(一) 金の単位について

江戸時代までの金の単位は、両・錢などであったが、農村部においては金などはほとんど使用されることもない自給自足的な生活を中心としていたであろう。年貢も基本としては現物支払いであった。このことは明治時代になってからの税金においてもしばらくつづけられており、それを全面的に金納化したのが地租改正であった。次に示す資料は、村吏の給料を各戸へ割りあて上納させた村税割りあてであるが、明治六年七月を境として、それ以前は江戸時代慣用された永銭取引であるのに対し、以後は円を単位としていることが示されている。

上川目之内組頭

小 原 甚兵衛

高百三石貳斗四合

一 永四百四文六分

高割

戸数 五拾九戸

一 永百九拾三文六分

戸数割

ノ 永五百九拾八文七分

高八拾四石三斗六升八合

一 永三百三拾文七分

高割

戸数 五拾七戸

一 永百八拾七文

戸数割

ノ 永五百拾七文七分

二口

金壹貫百拾五文八分

右之通割合当用中上納可致候也

明治三年六月

一金三円九拾五錢五厘

内訳

高当八拾七石五斗七升貳合

金貳円四拾三錢八厘 高割

戸長 畠山義章 印

副戸長 盛田広精 印

(『米内山家文書』以下同様)

小原 甚兵衛 受持

但老人ニ付老錢三厘ツゝ

戸数百十七戸

金壹円五拾貳錢老厘 戸数割

但一戸ニ付老錢三厘ツゝ

右之通割付相成候条本月廿五日限取立上納可有候也

佐野克定 ⑩

畠山義章 ⑩

こうして、村民は金の単位として明治政権のつくり出した円、錢、厘、毛を以て使用することとなった。

(二) 入会権の制限と解体

入会権とは、一定地域に居住せる人々が慣習的に保持していた、原野・山林・河川などの利用（燃料・食料・肥料などの供給、利用）を内容とする権利である。この権利は封建制社会を通じて形成・維持されてきたものであり、住民の生活・生産活動にかかわる権利であった。しかるに近代社会は、私的所有制を原則とする社会であり、この所有を法的に保証する社会であった。したがって入会権の如きあいまいな慣習的権利はこれを制限、あるいは解体してゆく方向へと動いたのは当然であった。そのことは明治七年（一八七四）に始まる地租改正、およびそれに伴う林野の官民区分において決定的に推進されてゆくが、すでに明治初年よりかかる方向は打ち出されてきていたことは言うまでもない。例えば次に示す資料は、入会権の制限の中で起ってきた一つの事件を示し

ている。

伐木御払下之儀願

陸奥国七戸村之内沼野沢官山

一雑木 百五拾本

代金 九拾円

但日通り二尺廻リと二尺五寸廻迄

平均一本ニ付 六厘積リ

右御山ノ儀名村近辺ニ有之候得共、屋木ニ相成候木ニモ無之候間、私共焚料不足ニテ難渋仕候ニ付キ依之私共焚料仕度候間、前書ノ本数代積之通り御払下被仰付被成下度此段奉願上候以上

明治七年三月

山田 助五郎 印

山田 喜左衛門 印

青森県令 池田 種徳 殿

この資料では明確にはされていないが、沼野沢官山がかつては南部藩の御山であり、七戸村にあってはかかる山はほとんどが住民の入会権の及ぶ山であったことからすれば、薪料の利用は住民の権利であったはずである。官山とされることによりその利用は制限されたのである。

かかる入会権制限は全国的なものであったが、特に旧南部藩領、すなわち青森県下北・上北・三戸郡、そして岩手県にあっては著しかったことは別のところでも指摘する通りである。

(三) 人民の管理・統制

封建社会に比べて、近代社会にあっては民衆はより多くの自由を享受しえた。職業の自由、居住の自由などもその一つであろう。しかし、今日に比べれば明治初年においては相変わらず厳しい民衆の管理が行われていた。旅行、隠居、分家なども一々県当局への届けを必用とする状況にあった。

別家為仕度儀ニ付願

山谷 与惣 当三十一才

妻 かん 当二十六才

長男 孫 当十才

長女 ひさ 当七才

右者私養長男ニ御座候得共、年令相当ニモ相成候ニ付テ、私持地ノ内田畑相譲リ農事ヲ以テ活計為相立度奉存候間今般奉願候。七戸村参千貳百四拾壹番地字堂ノ前畑反別二反歩ノ内、別家為仕度奉存候間、何卒御聞届被成下度此段奉願候 以上

第七大区三小区

陸奥国北郡七戸村

権参事 那須均代理

農 山 谷 藤次郎 ⑩

青森県七等出仕 飯 田 恒 男 殿

(奥書略)

隠居之儀ニ付願

私儀

当六拾六才ニ罷成候ニ付老衰仕候間、長男彦松四十七才ニ罷成候間此者ニ家督相統被仰付被成下度、此段奉願候 以上

当御管内第七大区三小区

陸奥国北郡七戸村六百拾壹番地

明治八年六月一四日

農 山 田 助五郎 ⑩

親類 山 田 善 七 ⑩

参事 塩 谷 良 翰 殿

前書之通相違無御座候依テ奥書調印仕候也

明治八年六月十四日

戸長 島山義章 印

旅行之儀ニ付願

私共

兼而病氣之者共ニ付、津輕郡浅虫^江湯治ニ罷越申度候間、当月廿日出立、六月十四日迄二十六日ノ間御暇被成下度此段奉願候 以上

明治七年五月

第七大区三小区七戸村支中村居住

中村 孫三郎

同 同 同 支荒屋居住

大平 助左衛門

同 同 同 同

大平 清八

同 同 同 支沼ノ沢居住

山田 嘉右衛門

第七大区御会所

(以上『米内山家文書』)

(四) 太陽暦の採用とその通知

我国において太陽暦が採用されたのは明治五年（一八七二）十一月九日の布告を以てである。すなわちこの年の一月三日を、六年一月一日と改正したのであった。但しこの年に限り商家の年末取引のみは新暦の二月一日とするという配慮もあったという（『弘前市史 下』）。

勿論だからと言って直ちに民衆がそれに従った生活習慣を確立したわけではない。政府は太陽暦の完全実施にやっきとなり、県当局はこれを受けて住民への通達を発している。青森県においては明治六年一月五日に各区の正副戸長あてに「太陽暦頒布下令」が布告となり、一区に一冊、太陽暦が配られると同時に、太陽暦の利点を述べ、これを各戸に残る所なく触示しなければならぬと述べられている。しかしこの趣旨は仲々徹底するものではなかった。第一に長年にわたって民衆が慣れ親しんできた旧暦を改めるべき理由がはっきりしなかったことである。

県当局はこうした情勢をうれえて明治八年二月一二日、各区長あてに、再び旧暦に戻ることなどありえないこととであり、世評に惑わされずに新暦を用いるべきこと、農事が必要ならば陰暦を照合すればよいことを述べ、また同時に特に旧暦の用いることの多い神官・僧侶には新暦に切換えるよう格別に告諭を出している（同書）。

しかしこれでもまだ旧暦の使用は一般民衆においては当然であった。新暦へとかえるべき合理的、特に生活上の理由は全くなかったからである。一片の布告では民衆の習俗は変えられるものではなかった。県からの布告はさらに各区長から小区長、そして民衆との接点にあった村用係へと通達されていった。

別紙ノ通り太陽曆及正月門松建ニ付御達物成候条、毎戸無洩相触可申事ハ勿論、懇切ニ告知可有之此段申入候也

明治八年十二月二十八日

三小区長 印

村用係 米内山 半 藤 殿

(別紙)

布第廿二号

第七大区

太陽曆御発行之上ハ遠所僻邑ニ至ル迄右太陽曆ヲ遵守可致筈之处、当地方未ダ旧来之陋習ヲ不脱、新年祝賀ヨリ其他百般之事全テ旧曆ニ拘泥シ頑爾トシテ不怪者往々有之哉。右ハ厚キ朝旨ニ悖リ文明の新障害ト相成甚以不相濟事ニ候乍、去新年ノ祝ノ為メ従前松飾ノ体ニ拘ハラズ一月一日ヨリ三日之間松柏小竹ノ類ヲ以テ醜態無之様、適宜内前ニ飾ルノ義ハ不苦、尤面々之分限ニ応ジ彼我相抗シ虚飾ニ流ルゝ様之儀ハ不相成候条、此旨布令候事

明治八年十二月廿四日

青森県参事 塩谷 良 翰

(『米内山家文書』)

一体政府の考える文明とは何か。民衆生活からの実感とはかけ離れたところで「文明化」が行われていたことが、この一事を以てしても明らかであろう。同時に新暦採用に伴って、これまでの旧暦に根ざした年中行事や祭が月齢と一致しなくなり、おのずから信仰的な意義は失われて遊興中心の内容となっていた（同上）。

(五) 徴兵制度と軍人志願

四民平等と、近代的軍隊の創設をめざした徴兵令の発布は明治六年（一八七三）一月一日のことである。しかしこの制度に対しては、士族はかつての特権意識から、また平民は恐怖を以て、これに反発した。平民は家の相続人たる長男は徴兵免除となったので、俄か養子になったり、廃家を再興して戸主となったりする者が多く、あるいは始め徴兵令の施行されなかった北海道に転籍する者もいた。明治六年には全国各地で反徴兵運動が起こったりもしている。

七戸地方の状況は不明であるが、関係する一通の文書がある。

兵卒望之者無之御由

此度御布告有之候仙台鎮台青森營所兵卒望之者有無至急取調書上仕候様御沙汰之趣御通達ニ御座候。然ル所私家族之内ニハ右兵卒望之者一切無之候。此段御届申上候。以上

明治六年二月

戸長

御中

第三区貫属士族 米田義幸 印

副戸長

この資料によるならば、兵役志願者がいるか否かを、一戸一戸報告させたらしいことがわかる。それが特に士族家族だけなのか、それとも全戸なのか定かではない。

第三節 住居構造と家屋敷地

一 住居構造について

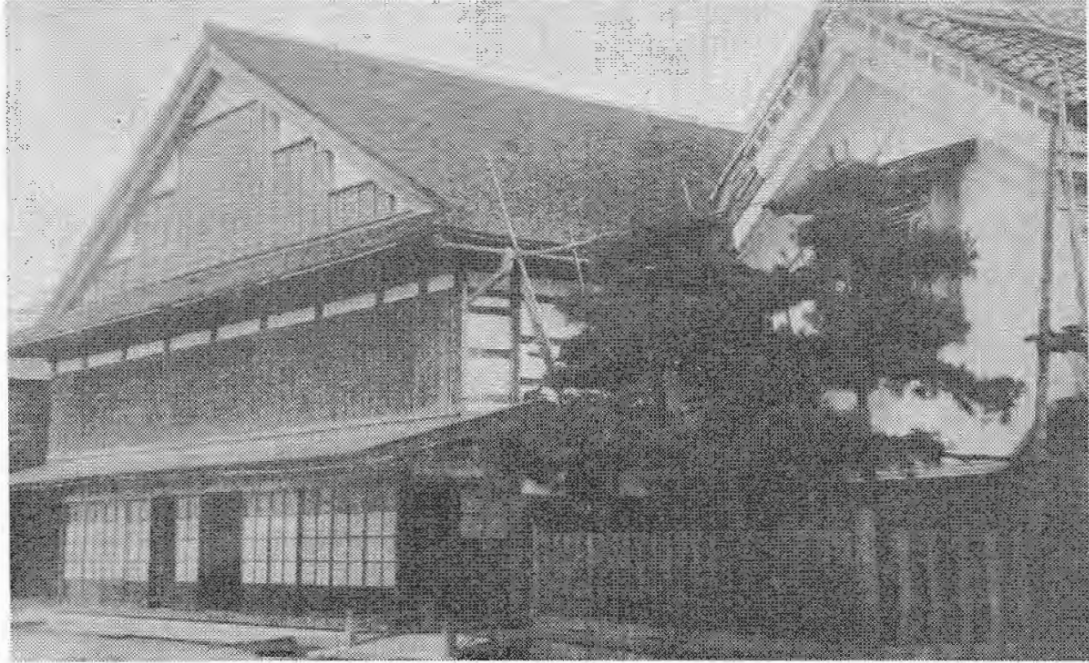
(一) 地主Ⅱ商人層の住居——浜中幾治郎家の事例——

浜中幾治郎家は江戸時代から七戸で活躍した大商人家である。現在の建物は、明治三二年の七戸大火後に建てられたものであるが、以前の家屋と同一の間取・寸法で再建されたと言われ、江戸・明治期の豪商の住居を知る上で貴重なものである。玄関の右側の板の間が店舗として利用されていた（現在は事務所）。大黒柱の座敷柱は秋田杉、天井はヒノキ・松などを用いた。五戸地方の宮大工による建築だという。

(二) 地主Ⅱ大牧場経営者の住居——盛田喜平治家の事例——

盛田喜平治家は地主・商人として活躍する一方で、明治年間に膝森地区を開墾、ここに大牧場を設けた。この牧場の一角に現在も南部曲り屋が残っており、当地方の馬産家の住居構造を知る上で貴重である。曲り屋は、大牧場に限らず、一般庶民の馬産家でも多く使用されたが、盛田家の曲り屋は、その規模からしても群を抜くもの

第六章 明治・大正期の七戸町の民衆生活と社会状況



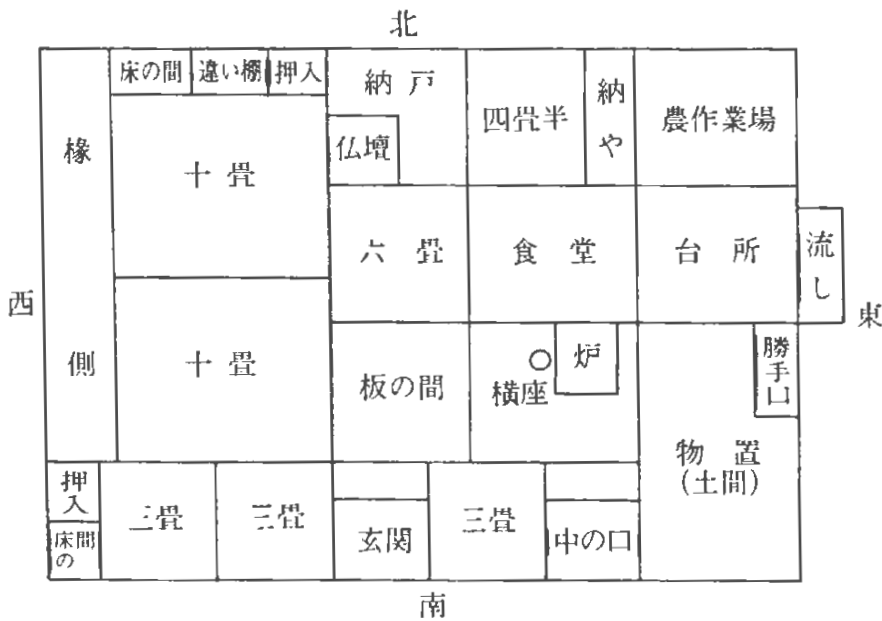
浜中幾治郎宅



盛田牧場の南部曲家

であろう。今日残るものは、明治中期以降のものだと言われる（なお曲り屋一般に関しての説明は本節第四項を参照されたい）。

(三) 米内山家の家屋構造——七戸地方の官吏の家——



第2図 米内山家の住居構造

米内山家は七戸にあって、代々大肝入を勤めてきた家柄である。その米内山家の家屋は、明治三五年に全面改築されたというが、その時期における家屋の平面図は上図のようである。

この改築以前には、農作業場、台所、物置部分が「マヤ」であったという。米内山家は農業を行っているものの、ほとんどを小作に出しており、「マヤ」は必要なくなり改築したらしい。

便所はやはり外便所であり、母屋から一〇メートルもはなれていたという。なお米内山家は向町にあったが、この頃の向町には三〇軒余の家があったが、全てカヤぶき屋根であった。しかるにこの大改築に際して米内山家は木羽ぶきにしたという（米内山震作『米内山家系譜』）。

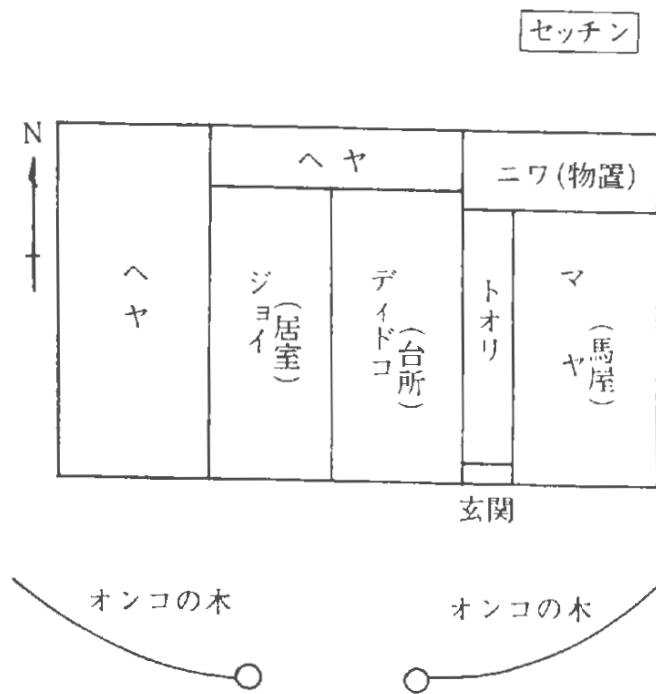
(四) 一般農家——馬産農家を中心として——の住居構造

今日において、七戸町に明治期よりの住居構造を残す家は、特

に一般農家にあつては極めて少なからう。またそれに関する本格的調査もなく、七戸町内にどの程度残存しているかも詳らかではない。ここでは隣村天間林村における調査をもとにして七戸町の農家住居構造のあらましを考えておきたい。なお一般農家と言っても、階層の分化もあり、あるいは従事せる農耕の種目によっても差異があり、したがってその事が住居構造にもある程度の差異を及ぼしたと思われるが、残念ながら今はこの点までは明らかにしえない。現在は南部地方に一般的であつたと考えられる馬を飼育し、かつ田畑の耕作に従事していた中の馬産農家をモデルとして考えたい。なお、かかる層にとっては馬産は決して主生産活動ではなく副業的なものでしかなかったことは第八章に述べる通りである。

これら農家の住居の第一の特徴は、家屋のかんりの部分（三分の一から時には二分の一近く）を「まや」（馬屋）にあてていることであり、その「まや」は内厩の場合が圧倒的である。そしてさらに「まや」の位置は多くの場合、東側に位置している。

南部地方は古くより馬が飼育されており、南部藩政下にあつてはこの地方は藩自体により大いに奨励されていた。一戸あたり二〜三頭以上の馬を飼育している例が多く、この馬は農家の極めて重要な財産であつたことは、明治・大正・昭和を通じて一貫している。この馬をいかに飼育するかは農家にとって重大なことであり、このことにより家の構造も決定されてきたのである。同じ青森県にあつても津軽地方では内厩はほとんどなく、あつたとしてもそれほど広くない（草野和夫『青森県の民家』）ことからすれば、津軽と南部の生産構造の違いが生活、特にその基本たる住居をも異なつたものにさせたのである。「まや」が東側に位置することについては、「家ノ



第3図 一般農家の住居構造例

構造ハ馬ト同居シ、厩ハ日当ヨキ東南ノ方角ニトリ、人ハ西北ノ寒キニ居ル、加フルニ此地方ノ半、寒氣ニ犯サレアルヲ以テ、朝夕焚ク火ノ暖氣ヲ夜遅クマデ、朝早く受クル便アリ」(『七戸郷土史』稿)と述べられる如く、専ら自らの生活を犠牲にしてまで馬の保温管理に万全を期する農民の生活態度から由来するものであった。「人馬一体化」した生活が、しばしば美談として伝えられるが、しかしこれは単なる美談ではなく、農民が馬産に自己の生活、生命をかけた必死の生き様のあらわれであった。

第二に「せつちん」(便所)の位置と大きさに特徴がある。まず位置するところは必ずと言っていいくらい母屋の外である。その大きさは、時として二坪以上もある大きなものまで存在した。こうしたことは当時の農業技術上から由来するものである。すなわち、人糞こそは当時においては最も重要な肥料であったからに他ならない。化学肥料は明治二〇年代に一部使用されることもあったが、一般農家は専ら自家肥料の使用に頼っていたのであり、あるいは金肥も精々魚カス、大豆カス止まりであって、人糞は極めて重要であった。人糞をめぐる争いも時としてあったことは別のところ(第九章第九節)にて記述する通りである。農作業上便利な位置、つまり田畑に近い住宅外におかれ、かつ貯蔵量の大き

なものが使用されたのである。

その他にこの地方は風が強いことから防風林がよく発達、改良されたが、一般住居の周囲にも防風、さらには防火を目的とした樹木、すなわちオシロイなどがよく植えつけられている。また、家の新築あるいは屋根はカヤぶきが多かったので、その葺きかえなどは共同作業（ユイ）をもってするか、あるいは地主層は小作人の労働を当ている。カヤは貴重な資材でもあり、カヤ場は従来は共有地、入会地である場合が多かったが、しかし開墾の進展などにより狭められ、あるいは私有地化されたりして、そのためカヤの確保をめぐる争い（いわゆるカヤ場争い）が時として起った。しかし七戸町でのかかる事例は目下は探りあてられていない。最後に一般民家の典型的モデルをあげておこう（第三図）。

二 明治期の屋敷地面積の広大さ

明治六年（一八七三）三月、青森県内においてはいっせいに屋敷地面積の調査があったと思われる。当時の七戸村、すなわち正確には北郡第七大区三小区七戸村においては、おそらく従来からの行政区画割に従って三区に分かれてその調査が行われたと思われる。そのうちの一区分がすなわち組頭小原甚兵衛受持にあたる見町、荒屋、中村、沼野沢、野左掛、長久保、寺下についての調査書（『北郡第三区七戸村支家屋敷書上帳』）が現在している。これによって当時の屋敷地の面積を示しておこう（なお、他に土族盛田友次郎屋敷地調べ一枚が残っているが、これはおそらく下書きと思われる。併せてあげておく）。

第二七表 明治六年屋敷地面積比較

地 主	族 籍	地 域	面 積	地 主	族 籍	地 域	面 積
小 館 平 内	農	見 町	二四七坪五合	荒 屋 与 作	農	荒 屋	三〇五坪合
同	〃	〃	二二〇	大 平 清 八	〃	〃	二四〇
同	〃	〃	一九八	大 平 同 助左衛門	〃	〃	一五五
金 見 司	〃	〃	三七三・六	中 村 喜平治	〃	〃	三三三
金 見 与四郎	〃	〃	九二	中 村 金之亟	〃	〃	三六九・三
阿 部 伴 治	農	〃	一一〇	福 田 孫四郎	〃	〃	四六三
金 見 市 助	農	見 町	二九六・三	福 田 孫 勇 作	〃	〃	三五一
金 見 弥兵衛	〃	〃	一五四・一	中 村 孫三郎	〃	〃	四五〇
赤 沼 吉之助	〃	〃	一七一・七	中 村 治左衛門	〃	〃	二九一・三
金 見 藤 助	〃	〃	二四一・五	四 戸 福太郎	〃	〃	二四九
作 田 申 松	〃	横 長 根	二七三・二	福 村 左藤左エ門	〃	〃	二八二・五
荒 川 喜 六	〃	荒 屋	二五五	四 戸 勘兵衛	〃	〃	二七六・二
戸 田 金 助	〃	〃	二〇九	山 田 仁右衛門	〃	沼 野 沢	一六一・六
大 平 小左衛門	〃	〃	一八二	山 田 勘右衛門	〃	〃	二三七・三
同	〃	〃	一〇八・五				三三二・七

第六章 明治・大正期の七戸町の民衆生活と社会状況

久保長七	久保長太	浦田金助	三上善太郎	三上三之丞	三上佐藤五郎	三上喜右衛門	三上喜平治	浦田福松	三上喜兵衛	浦田嘉平治	三上半左衛門	竹内長左衛門	竹内丑之助	山田助十郎	山田喜左衛門	山田助五郎
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	農
〃	長久保	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	野左掛	〃	〃	沼野沢
一四一・一	二〇一・五	二八一・七	二八三・六	一八四	一五二・二	二六四	三五〇	四一五・六	三四一・二	二五七・八	二六八・六	三五七・一	一一〇	二〇七・七	五三二・三	二八九坪七合
合 計 (件)		盛田友次郎	寺沢鴨助	寺沢助左衛門	寺沢助右衛門	寺沢助之丞	寺沢又右衛門	寺沢彦右衛門	寺沢助七	寺沢助太郎	久保七藏	久保弥太郎	久保左衛門五郎			
		士	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	農
		七戸村	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	寺下	〃	〃	〃	長久保
平均所有面積		五九三	一八〇	一九一・六	二〇五・一	二二二・三	一三一・二	一七九・六	一八二・八	二七四・五	一七二・一	一三九・五	一七〇坪合			
二四七坪																
五九三坪																

平均一戸当たりの屋敷地は二四七坪、最大の場合四六三坪、最少ですら九二坪の面積を所有している。一般に農家の屋敷地は広いのが普通であるが、そのことは七戸でも例外ではなかった。かかる広い屋敷地に前項にて示したようなマヤを持つ大きな住居が建てられていたのであろう。

ところでここに示されているものは、盛田氏を除いて七戸の農村地帯であり、今日においても一戸当たりの屋敷地は広いのが一般的であろう。それに対して市街地、すなわち城下町としての町割をされている地区ではどうであったか。

明治六年三月の調査分では唯一、盛田友次郎のみが判明しているが、この屋敷地もかなり広大である。しかしこれは士族階級であるためと思われ、士族、あるいは大商人層などを除くと旧村地帯の屋敷地は農村部に比較して概して狭いと思われる。すなわち、やゝ古く、おそらく江戸末期あるいは明治に入ってすぐの頃の調査と思われる『建家調帳』（七戸町蔵）には、本町・川向・小川町・横町・南町・新川原町・下町・新町・裏町・袋町・柳町について、その屋敷地面積があげられているが、それによると、本町合計二四家一八五六坪、横町二〇家四一六一坪、下町二三家四六六二坪、新町四七家三八〇六坪、裏町二二家一四三七坪、南町二七家一五〇五坪、新川原町二〇家二一七六坪などとなっている。小川町、川向については一緒にされておりはっきりしない。

これらの中には、下町の幾治郎屋敷地、すなわち浜中幾治郎の三四一坪、庄兵衛、すなわち盛田庄兵衛の二一七坪、七郎兵衛の六五六坪、小川町の善次郎五八三坪、弥兵衛三二〇坪などがあるが、あとはおおむね一〇〇坪以下が大半を占めており、町割地区は農村地区に比べて一般には屋敷地は小さいことがわかる。

以上のことは今日に至るまでそうであり、中心地の混雑と、農村部の広大さとしてあらわれている。

第四節 出稼・離村の実態

本県は出稼の多い県として有名である。そして上北郡もその例にもれない。七戸町は上北郡内にあってはその中心的存在であることから、他の町村に比べればやや少ないと言えよう。しかしそれでも明治初めより、否ある場合には江戸時代より出稼ぎは存在した。出稼ぎは、その時代を反映した形であられる。今日にあっては出稼ぎと言えば京浜・阪神の両工業地帯、あるいは東海地方の自動車・電気などの工場へ行くのが一般的である。多くの場合は重化学工業やその関連へと吸収されるか、その設備建設へと吸収されてゆく。これに対し、戦前においては、工業では軽工業、特に紡績を中心とする工業への吸収が主であり、これらには主として女子労働力が吸収されていた。一方男子は、北海道・樺太・沿海州方面への漁業出稼、あるいはこれらの地で鉱山・林業への出稼が多かった。

一方、離村も明治以来一貫して存在する。それは特に凶作・不作などにより大打撃を蒙り、田畑を手離なさざるを得なくなった場合などに起る。離村した場合には、出稼同様に都市あるいは「外地」へと向かうのが一般である。

これら出稼・離村の現実が七戸町においてはどうかあらわれていたか、を知することは七戸町の民衆生活状況を知

る上で重大である。しかしながらこれらを具体的に示す資料（『戸籍簿』『寄留届』あるいは統計）は、昭和期になるとかなり存在しているものの、明治・大正期については極めて乏しい。したがって以下では断片的に示す他はない。

一 明治初年における出稼について

明治時代になり、原則的には居住・職業の自由は認められた。しかし当初は相変わらず民衆への統制が厳しかったのは、本章第二節にてみた通りである。旅行にゆく場合でも届出を必要とした時代にあつては出稼は同様に届出を用いたことは言うまでもない。

出 稼 願

次男 山谷 与助

右次男与助儀、渡島国箱館江出稼明後四日村立罷越シ度、尤明後明治八年十月迄相働キ八月中罷取引申旨申出デ御座候。依テ右三ヶ年中御暇被下置候様、御聞届被成下度此段奉願候。以上

明治六年五月二日

陸奥国北郡第七大区三小区七戸村

農 山谷 助七 ㊤

第七大区役所

前書之通相違無之候也

戸長 畠山義章 ⑩

副戸長 佐野克定 ⑩

村用係 小原甚兵衛 ⑩

まことに仰々しい限りである。なおこの資料にもある通り、出稼先として北海道にわたる場合は、明治期に一貫して多く現れており、その場合は主として日本海側での漁業（ニシン漁）従事であった。

なお、壬申戸籍には女子の北海道への出稼が多数見えるが、これは一種の身売りであった。

二 『寄留者名簿』の分析より

七戸町役場には、明治・大正期を通じての「寄留届名簿」が五冊残っている。『明治十八年出入寄留簿』（但し内容は、明治一一～一八年の入・出寄留者名簿）、『明治二十年出入寄留届 七戸村戸長役場』、『明治三十七年出入寄留簿』、『明治四十二年出入寄留簿』、『大正十五年出入寄留簿』である。これらにより、断片的であるが、明治期の七戸村における人口移動を知りうる。しかしこれらの移動が、出稼による一時的離村か、あるいは移住・移転であるかは一部を除いては残念ながら明らかには出来ない。

（一）明治一一～一八年頃の七戸村からの離村状況

この頃には三つのタイプがある。一つは、おそらくは旧斗南藩士であろうと思われる人々が一家あげて東京、

あるいは若松へと移住している。正確に判明するだけでも明治一一年三件（東京）、明治一二年三件（東京一件、若松二件）、明治一三年二件（東京）、明治一四年一件（東京）などとなっている。二つは明らかに出稼として出てくるものであるが、これらの大多数は「北海道出稼」あるいは「開拓使出稼」などとなっており、いずれにしても北海道に行くものが多い。なお北海道での職業は不明であるが、彼らの族籍は、農・工・商に及ぶ。これらの数は明治一一―一八年で合計六五件に及んでいる。特に明治一八年には北海道天塩郡への出稼が九件以上確認されるが、これらはニシン漁出稼であることはほぼ疑いえない。三つには上北郡内の他村への移住がみられる。もっともこれはさほど多い数ではなく、この時期では六件数えるだけである。その多くは農民であるが、中には商人もいる。

(二) 明治二〇年の離村状況

移住・出稼などによる離村はこの年四五件を数えている。中には勉学のため東京へ行くものもあるが、これらを除いて明らかに出稼あるいは移住と思われるものを、行き先別に示しておこう。

北海道……二八件（うち一件は札幌へ官吏として。この時は小樽区へ出向いているものが多い）

県内……七件

その他（神奈川県の大磯会社へ勤務のため一件など）

(三) 明治三七年の離村状況

この年は実に七三件の離村を数えている。おそらく明治三五年（一九〇二）の凶作の影響だと思われる。また

北海道への出稼・離村がかなり高い率を示している。その場合、農村地帯へは一家あげての移住がみられる（茅部郡、虻田郡、上川郡など四件）。しかし大勢は明らかに「漁師出稼」として、特に増毛郡（七件）、岩内郡（二件）、宗谷郡（三件）、古平郡（二件）への出稼である。この頃になると、北海道の炭鉱への出稼・居住もみられはじめている（二件）。また、女子で北海道へ渡るもの、あるいは職人として渡る者も多いが、これは北海道開拓の進展にともなうものであろう。

(四) 明治四二年の離村状況

この年は六五件である。明治三七年当時と同様な傾向を有していると言えよう。

(五) 大正一五年の離村状況

相変わらず北海道への出稼は多い。しかしこの年には、(一)紡績工場への女子出稼、(二)樺太への移住・炭鉱夫など、(三)女子で娼妓として（一件）などがあらわれている。

なお、大正一四年の北海道方面への出稼に関しては『七戸町議会議事録』にその数値が明らかにされている。

第二八表 大正一四年の七戸町からの出稼状況

行 先	職			業	給 料	一 人 平 均
	漁	夫	雑	大		
北 海 道	七				七、四〇六円	八九円五三銭
カ	二		一		三、七一四円	九一元一二銭
ム	二		〇			
チャ						
ツ						
カ						
計	九		二	一		

七戸町における出稼・離村状況については以上しか明らかにしえない。ところで七戸町の隣村天間林村には『寄留届名簿』が明治四三〇昭和一二年まで完全に保存されているが、筆者はそれを分析したことがある（『天間林村史』）。その際に次の如き結論を得ることが出来たが、おそらくこれは七戸町にも妥当しうと思うのであげておこう。

(一)明治末期は、漁民出稼ぎとして北海道西海岸方面へ行く者がかなりある。当時は北海道西海岸はニシン漁の最盛期であり、所謂「ヤン衆」はかかる人々であった。

(二)同時にこの頃は何人かのグループで村内より出稼していると考えられるものもある。これは出稼ぎ者を集めるため、村内に網元から派遣された人物の仲介によるものと考えられる。

(三)大正三年以降、すなわち大正二年大凶作以後においては、北海道へ一家を挙げて移住、農業に従事する者が増大している。また大正四年には、樺太・千島方面への移住もみられ、かつ女工として首都圏への出稼もみられる。なお樺太への移住はこれ以降、年を経るにしたがって増加する傾向にある。職種は、漁民・農民・杣夫・抗夫などである。

(四)大正八年頃より、北海道への漁業出稼は減少している。これはニシン漁の衰退と関係するであろう。

(五)大正四年に始めてみられた紡績工場への女子出稼が大正一一年以降は毎年みられるようになり、同一工場へ何年間か必ず出稼する女子も現れている。

(六)昭和に入ると、樺太移住は毎年みられるし、また北海道移住もある。その職業は、採炭夫・杣夫などが目

立つようになる。

一口に出稼ぎと言っても、戦前と戦後の出稼ぎでは、その原因が違う事は言うまでもない。すなわち戦前に於いては、明日の、否今日の食糧すら見通しの立たない窮民の出稼ぎが圧倒的に多かったのに対し、戦後、特に高度成長期以降の出稼ぎは、機械貧乏と形容された如く、農業における機械化や新技術の導入による生産費の上昇、さらに商品経済の進展、消費攻勢による生活費の上昇、また農村の副業の解体に伴うものがしだいに主力となってきた。したがって、戦前出稼ぎは、女子は嫁入り前の子女、男子は二、三男、貧しい小作農、貧農が中心であり、職種も、紡績女工・大工・左官・漁業・農業であった。一方戦後の出稼ぎは男子なканずく世帯主、あととりも多く、上層農民にもみられるものであり、業種は土工や建築現場、工場の季節雇傭などが中心である。

出稼・離村にあつては、その原因は以上の如く多々数えられる。しかしその根源は日本の資本主義の発展の中で激化させられてきた矛盾の深化に他ならなかったものであり、かかる労力こそが今日に至るまで我国の脆弱な資本主義体制を支える一つの支柱でこそあった。

第五節 民間の各種団体について

七戸町には、地主が主導してその小作人を組織して結成した農会（あるいは信用組合）、さらには親類・縁者

などの血縁的つながりを持つ人々が何らかの目的を持ってつくった家産団体の存在が確認されている。こうした団体以外にも、全国的にどこでもみられた在郷軍人会・処女会・青年団などが大正期に結成されている。本節ではこうした団体について若干検討する。なお、農会の一つである工藤家農会については第七章第五節でふれてあるのでそれを参照してほしい。

一 盛田家小作人信用組合

本組合は、元は盛田家農会と称していたと思われる。すなわち明治四一年九月調査の『七戸町勢一斑』では盛田家農会となっており、大正期の資料では盛田家信用組合として出てくる。信用組合としては、産業組合法の適用をうける。

その創立は明治四〇年（一九〇七）五月である（『七戸町勢大要』）。設立者は盛田家当主であった第一一代盛田喜平治である。設立の動機・目的については「小作人への資金貸し付け、農事改良、福利増進をはかる」（『青森県人名大事典』）とされているが、さらに明治四二年一月三日付『奥南新報』に「氏は……温厚着実にして夙に二宮尊徳翁に私淑する好紳士に候が、爰に於て奮然として立ち、自ら親族小作農民等を率ゐて盛田家農会を設立せし」とある。氏の篤農家としての性格が反映したといえるであろう。一般に地主側が小作人を組織してゆく場合は、小作人の地主抵抗斗争・運動に対応して、その動きを封じたり妨げたりするためのものである場合もあるが、しかし、この当時の七戸の状況からして小作人側にはかかる動きは全くないことなどからすれ

ば、工藤家農会と同様に、小作人の互助に地主側が全面的に援助することにより両者の発展を期するものであったといえよう。特に盛田家のような大地主は、小作人に対して極めて寛容であったという証言などからもそれはうなづける。

本組合は六章五八条からなる定款を有している。それによると目的は「組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムル」(第一条)こととされる。ここに産業というのは、主体は農業であるが、その他の盛田家の経営せる部門も入るからであろう。組合員としては「盛田家主人及親族一同、盛田家土地管理人、盛田家ノ土地ヲ差配スル事務員、盛田家小作人、盛田家小作人保証人、盛田家雇用商工人」(第六条)となっている。勿論このうち人数的に最大のものは小作人であろう。その数は一〇〇〇人を越えるものがある。小作人(したがって小作地)は、他所で述べたように上北郡内に広く分布していたので、「本組合ノ区域……七戸町、天間林村、浦野館村、大深内村」(第五条)となっている。

信用組合への出資は一口拾円(第九条)、それは一回一円以上の分割払い込みでよい。この出資金なども銀行あるいは個人に預け入れるなどをして利益を得る手段を講じている。組合の決定機関としては総会・理事会がある。ところでこの組合の最大の事業は組合員への貸付けであるが、それは日歩三銭五厘の利息である。貯金の方は年八歩と利率はよい(第四四条)。なお業務執行については別途細則が設けられている。それによると貸し付け請求に対しては保証人二人を必要とし、償還期間は特別の場合を除いて一年以内である。

その他組合の脱退加入などの規約がある。

一体、この信用組合がどの程度機能を果たしたかは明らかではない。しかし当時において、しばしば小作人が凶作・不作などの場合に高利貸しのエジキとなったことを考えると、本組合は少なくとも盛田家小作人にとって一定程度の役割を果たしたと思われる。なお、盛田家関係では大正三年に盛田家小作人納税組合も設立されている。

二 工藤家家産団体

正式名称を「家産財団金五万円百年計画工藤家親戚期成同盟会」という。

本会の目的は五万円の家産を「造成」することにあるが、それは、「病傷治療基金、老幼敬愛基金、子弟教育基金、凶荒預備基金、生活調節基金」を各一万円ずつ貯えることを内容としている。今日で言えば、養老・生命・児童・生活などの各分野にわたる補償制度ということになる。会員は工藤家の本家およびその親戚である。この会員が毎年定められた基金（三六〇円）を一〇年間にわたり貯金してゆくものである。

会員は次のような誓約書を会長（工藤家本家）へ差出す。

私儀今般貴会ニ加盟相許サレ候上ハ自家子孫ノ為ニ有ユル困難障害ニ打勝チテ必ズ初一念ノ貫徹ニ努メ可申
万一中途払戻シ掛金遅滞等致候節ハ御規約ニ依リ利子没収ノ御処分ヲ受クルモ決シテ異議ヲ申立テザルハ勿
論親戚トシテノ取扱ヲ御差止メ相成候テモ聊カ苦シカラズ。為後日依而如件

大正 年 月 日

何之誰

保証人 何之誰

工藤家親戚期成同盟会長 殿

(『米内山家文書』)

本会は大正一〇年(一九二一)発足したと思われる。その時に加入した人物は工藤轍郎(本家)、工藤郷輔、米内山瞰城、苦米地隆八、盛田達三ら一九人の名がみえる。

この団体がどのくらい機能し、あるいは継続されたのかは不明である。かなりの決意をもってとりくんでいることは確かである。今日と比べて多くの点で補償の劣っていた当時に、血縁的結びつきは最大の補償でもあったと言える。もっともこの工藤家は周知の如く七戸の名門の集まりであり、一般庶民はもっと日常的、部落的な地縁・血縁的互助関係を利用したことであろう。

三 青年団・処女会・在郷軍人会

(一) 七戸青年団

大正九年三月一四日に創設された。当初は七戸再興会という。七戸町内を一〇区にわけてそれぞれに区長をおき、その上に団長・副団長職がある。大正一四年に会員数二〇〇人。なお、すでに明治三九年には七戸青年会があり、活動しているが、これとの関係は不明である。

(二) 七戸処女会

大正七年二月二七日発足。「婦徳を修養し兼て女子に必須なる智能の増進を図る」ことを目的としている。会員は七戸町在住の年令一三歳以上の未婚の女子である。その他に特別、賛助会員がある。大正一四年現在で会員は二三〇人である。

(三) 七戸在郷軍人会分会

大正三年四月に組織されたといわれるが、但し、大正元年発行の『上北郡の栞』にはすでにその存在が確認されている。大正一〇年には陣地攻撃攻防演習の実弾演習を行う。また同一一年には我国で最初の耐寒飛行訓練が七戸町で行われたが、この時に全面的協力を行っている。なおこの団体は全国的組織の一貫として存在するものである。明治四一年当時すでに七戸軍人協和会が存在しているが、これの発展的解消されたものと考えられる。

(四) その他

愛国婦人会、あるいは二、三の納税組合などが存在していた。

第六節 一般民衆——特に農民——の日常生活

七戸に生まれ、あるいは育った人々は、時には何らかの事情で七戸を離れて見知らぬ所へ働きに出たり、あるいは移住することもあったが、しかし大多数の人々は七戸という地域の中で自己の生活を築きあげていった。農

民は、開墾・耕作の日々と、豊作の喜び、凶作・不作の悲しみ、苦しみをそれぞれに味わいながら労働と生産と生活を営んできた。農業以外を生業とする人々も日常の苦しみ、悲しみ、喜びを幾度となく経験しつつ、生活と労働の日々を送ってきた。また子供は子供として、青年は青年として、夫やあるいは妻はそれぞれに、その地域の中での社会的役割を、自覚的であれ、無自覚であれ、果たしてきたことは言うまでもない。

しかし、かかる「無名の人々」の歴史——民衆の生活、くらしの歴史を叙述することは、実はもっとも大切なことである反面、もっとも困難なことでもある。それはかかる人々の生活に関する、特にごくあたり前の日常生活に関する記録はほとんどないと言っているくらいだからである。こうした場合多くはいわゆる古老よりの聞き取りをもってそれを果たすのだが、幸いにもそうした仕事ですでに極めて一部ではあるがなされている。十和田地区農業改良普及所『むかしのくらし』（一九八三年）である。これには男女一人ずつの二人の古老が自分たちの子どもの時からの生活を語っており、これにより明治・大正期の農民生活の一斑を知りうる。以下これを紹介することで民衆の生活の有様、生き様を見てゆこう。

一 葛巻さとしさん（昭和五八年当時七五歳）の生活史

彼女の祖先は荒屋平開拓に参加するため明治一七年頃岩手県より移住してきたという。明治末に生まれた彼女は七歳（大正三年頃）で小学校入学するが一年でやめ、それから家の手伝いを専らとした。放牧地で馬糞を集めて肥料づくりの手伝いをしたり、あるいは一〇歳頃からは田の草取りもやらされた。子供の頃の記憶として

は、遊んだことではなく手伝いしたことばかりだという。

家ののき先には唐臼があり、いつも米が入っていて手の空いている人間がついたという。水車を使って水をひくのはかなり後のことで、それによりかなり能率が上がった。水車は共同使用だった。夜の灯りはつるしランプは油を食うので使わず小さい置ランプであった。油を一升買うことは大変なことだったらしい。

彼女は一七歳で結婚する。相手は彼女が一五歳の時から二年借子として使われていた家の分家（カマド）の人であった。結納金もなく、長持に半分くらいの荷物を持って嫁入りした。ただ祝言だけは二日間、両方の家でおこなわれた。

二二歳で長子を生み、以後計一〇人の子どもを生んだ。出産の時も近くの老婆が取りあげてくれた。食事はほとんどみそ大根だけだった。産後一週間目でもう家の内の仕事をし、二〇日もすると田での仕事を行った。子どもは「いじこ」に入れて縛りつけておいて農作業を行った。

原野の開墾・田起しなども夫とともにマンガだけで行った。大正末になると馬耕を行うようになり、彼女はこの辺りでは馬耕を行う二人の女性の一人だったという。二日間で一町歩ほど馬耕した。

両親、夫と死別した後、六二歳から七三歳までは出稼ぎに北海道紋別の缶詰会社に行ったりした。女工、雑役夫として働いた。地元の建設会社の飯場での飯炊きもしたという。

二 沢橋兼松さん（明治三二年生）の生活史

四歳で家族とともに荒屋平の開拓に入る。二年間は工藤轍郎の小屋で住むが、原野開墾のために横長根に移る。その頃米はなく、食事はそば、ひえ、あわ、カボチャの混ぜたものであった。七歳で小学校に入るが子守りばかりしていた。

一三歳、すなわち大正二年の大凶作の時は、荒屋平の農民は山がなかったためにワラビの根すら掘ることができなかった。おそらく慰問袋であろうか、その中に入っていた固くて小さいもちのおいしかったことを今日まではっきりおぼえているという。

工藤農場で小作人として、土方や農作業をして一日一〇銭をもらった。二二歳で結婚、三年後に四反歩の田の小作権をもらって分家した。妻に先立たれ、子ども五人をかかえて苦勞するが、特に土地なしの荒屋平の小作人には借金すら出来ず、借金が出来た時はその人の勞働をして返えした。戦後は少しずつ土地を買い入れ、現在は六町歩を所有するまでになった。

なお田植えは、大正はじめまでは四、五戸、七、八戸のユイ（コ）で行われていた。

以上二人の生活史を紹介したが、これによっても明治・大正、そして昭和を通じていかに農民生活が苦しいものであったかがわかるであろう。しかし、かかる厳しい現境の中でも黙々と勞働、生活してきた人々が今日の七戸の土台をつくってきたことを忘れてはならぬであろう。